

市制100周年記念図録

史料が語る先人のあゆみ

—近世諸家の歴史をたずねて—



市制100周年記念図録

史料が語る先人のあゆみ

—近世諸家の歴史をたずねて—

福井市立郷土歴史博物館編

凡目次

藩士

原色図版例

説

山県家

山川家

松平家

稲葉家

明石家

毛受家

多賀谷家

佐々木家

刀工

村田家
鈴木家

商家

金屋家
山口家

医家

栗崎家
笠原家

下坂家

桑山家

156

153

152

149

147

147

144

142

139

5

3

138 29

157

160

138

29

5

3

凡例

一、本図録は、平成元年一〇月一日～一〇月三一日迄当館で開催した福井市制百周年記念特別展「史料が語る先人のあゆみ—近世諸家の歴史をたずねて—」の列品解説図録である。

一、収録資料は、当館に収蔵する近世諸家の文書群を「藩士」「商家」「医家」「刀工」の四項目に分類し、各家ごとに解説してある。

一、解説は原則として列品名・材質・寸法・数量・所蔵者名・解説の順に記述してある。

寸法はすべてセンチメートル、縦×横、縦（高）×横（巾）奥行の順であるが、刃長・口径など特殊なものは、そのつど注記した。

所蔵者名は、寄贈品の場合は「○○市 ○○○○○氏寄贈」、寄託品の場合は「○○市 ○○○○○氏寄託」としてその別を示した。借用資料についても「○○市 ○○○○○氏蔵」あるいは所蔵機関名を記した。

また当館の文庫である「福井市春嶽公記念文庫」の収蔵品についてはその旨を表記している。

一、収載資料名に付した番号は、図版・解説に共通している。

図版を鑑賞しながら、同一番号の解説を併読していただければ幸いである。

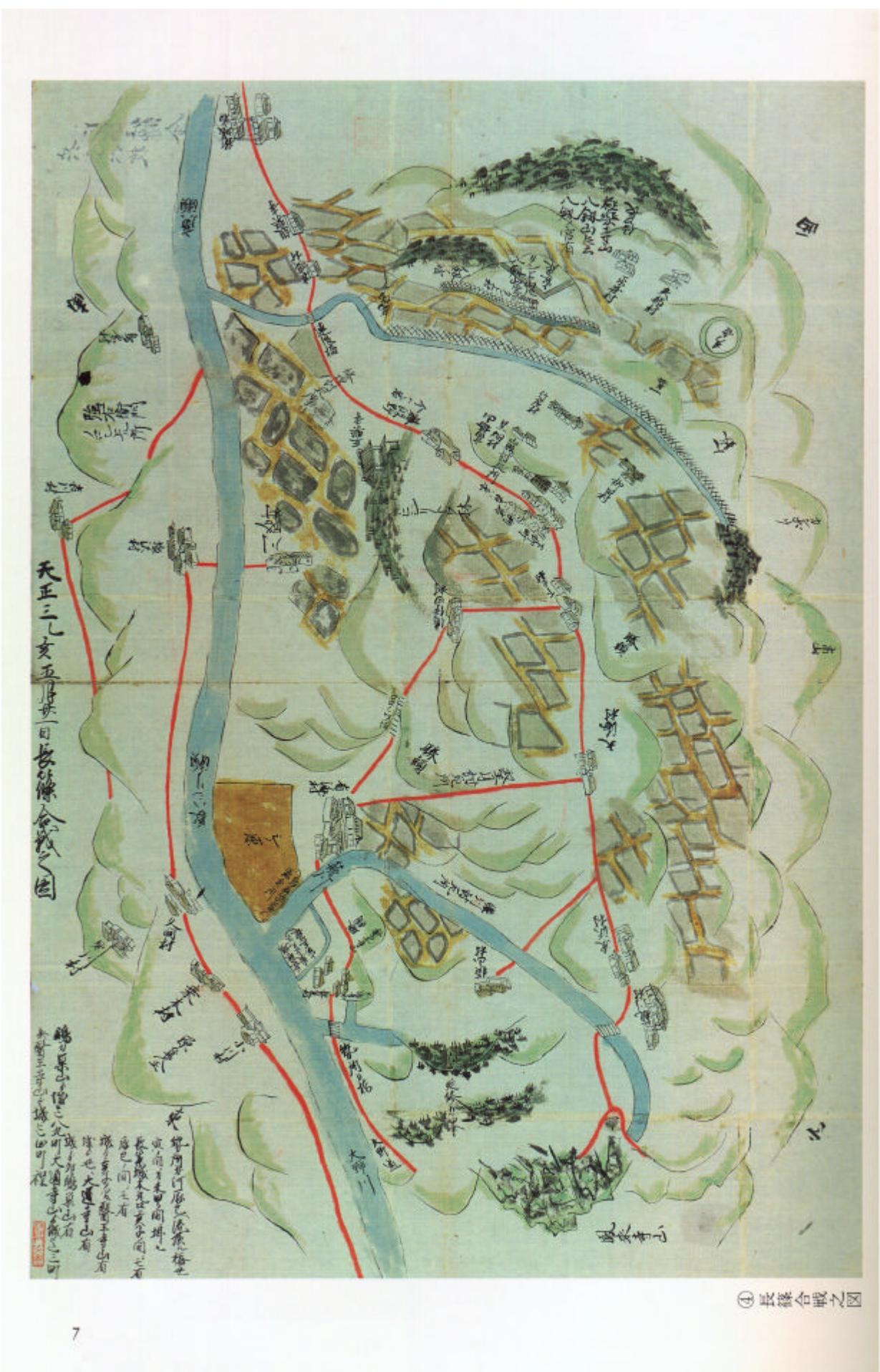
（表紙のカラー図版は、山県家寄託「武田三将図」である。）



① 武田信玄軍陣影



② 山県昌景所用 狸々緋指物



④ 長篠合戦之図

南無西方南宮法性上下大明神

⑥諏訪明神旗

疾如風
棕如火
徐如林
如火
不動如山
侵

⑤孫子の旗

第弐以八幡宮方坐祈禱

癸未年

今上皇帝宝祚万々歲

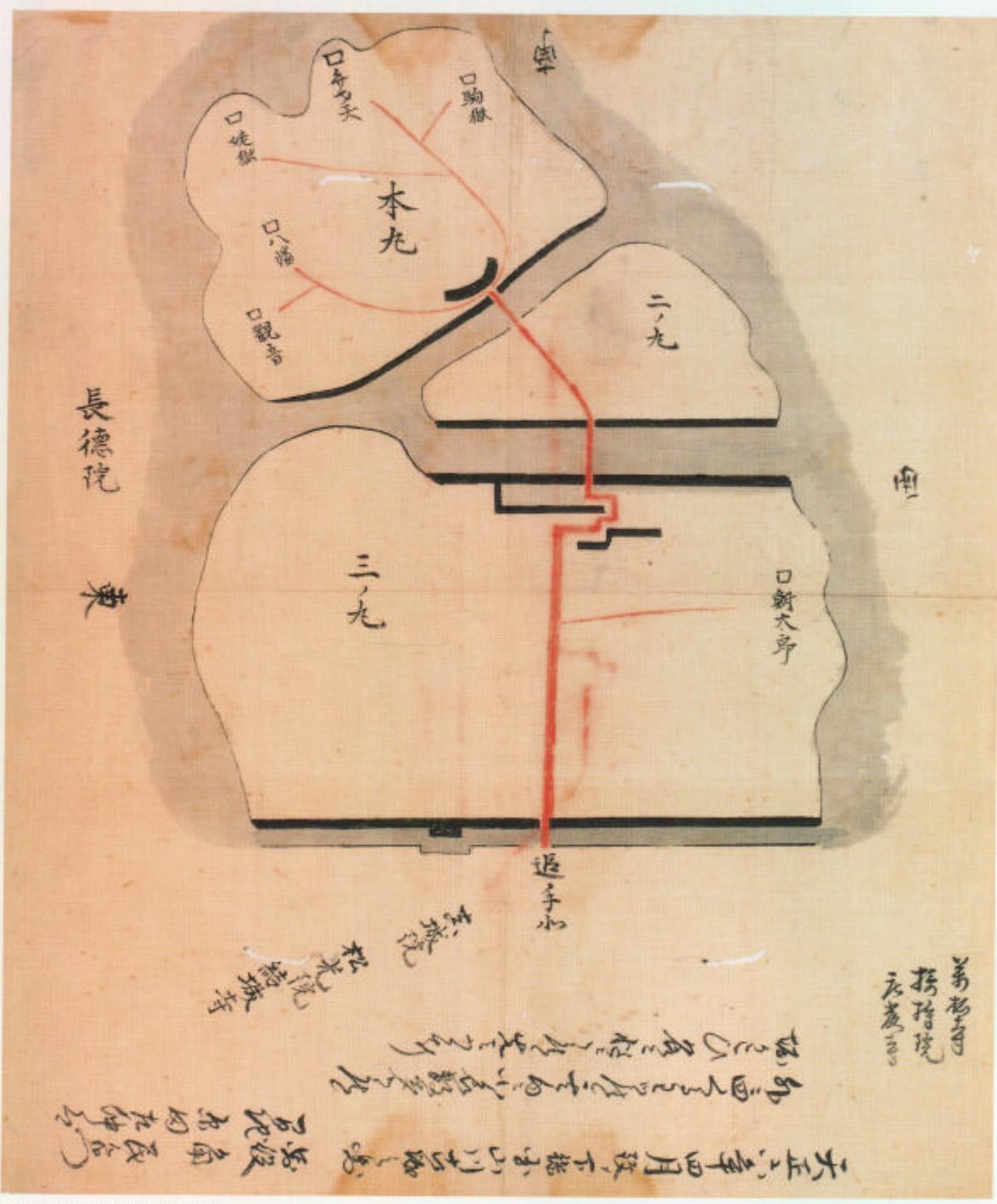
國民安穩

宦軍務各武運長久軍戰勝利

神變神通力

大神主
端子君謙寫

⑩ 官軍祈禱札・同裏書



國之御城下三日葉ノ圖

禁門
禁衛

一軍都甲山鑑賞古董書

一一故人書

一軍都甲山鑑賞古董書

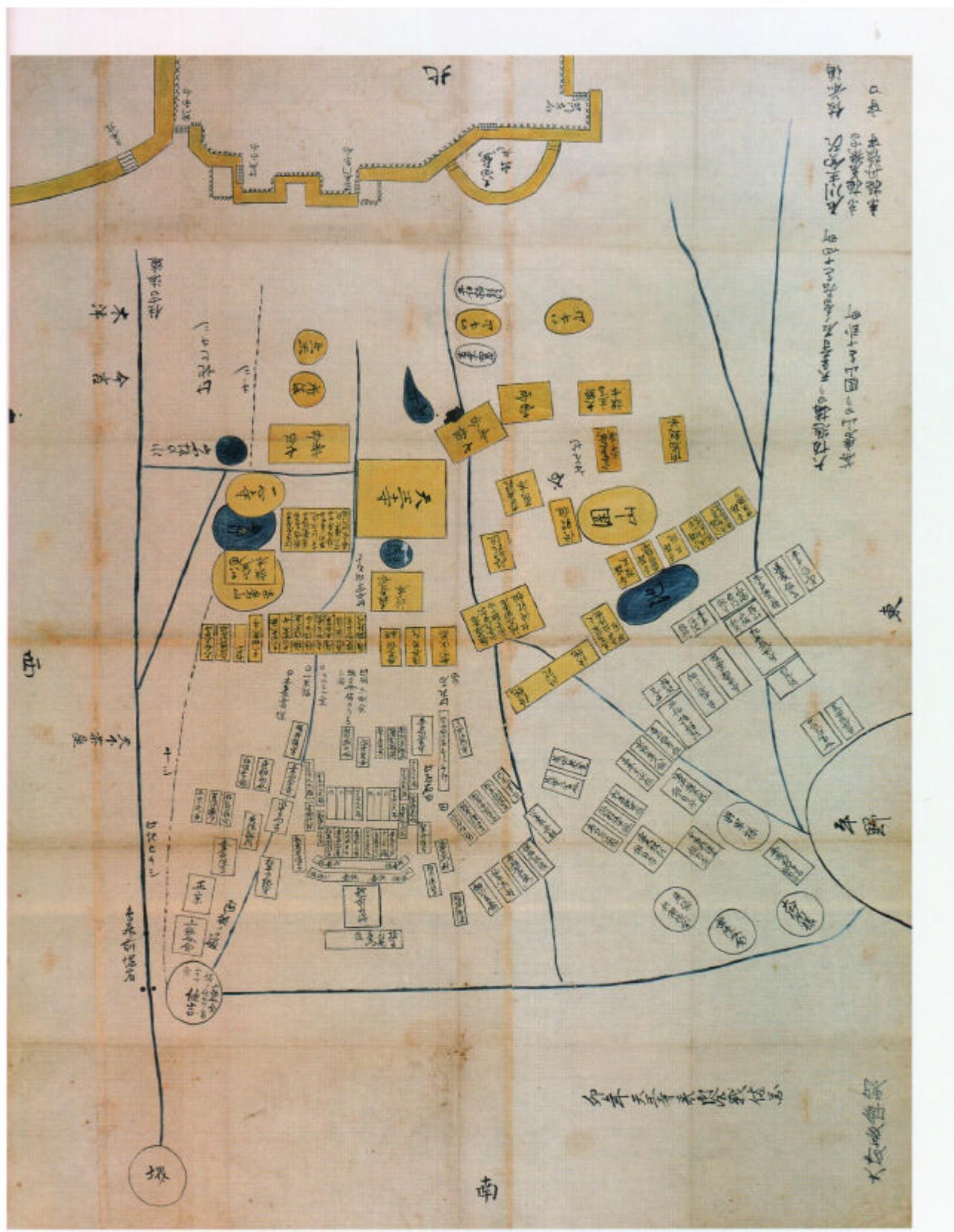
右傳鑑賞古董書

都甲山鑑賞古董書

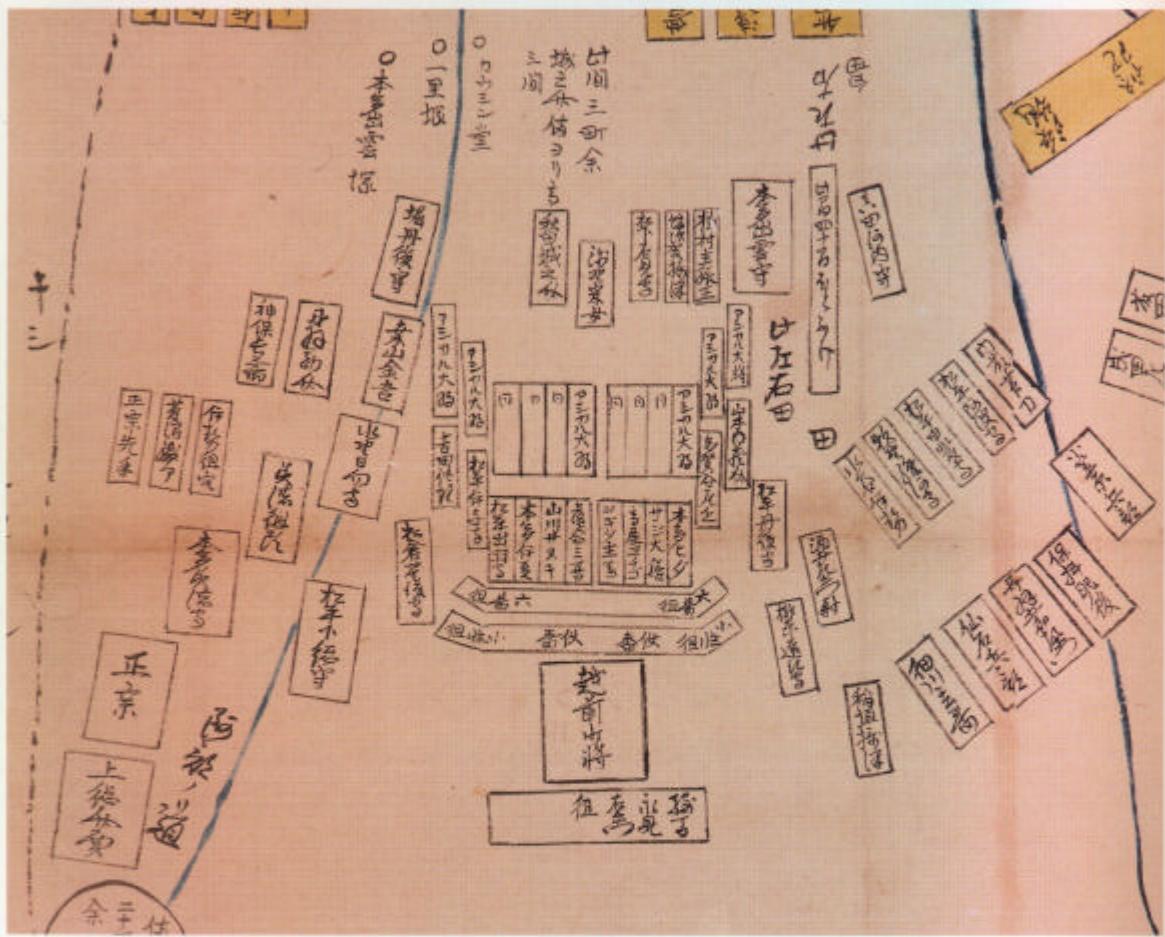
癸卯年七月日



② 豐臣秀吉禁制



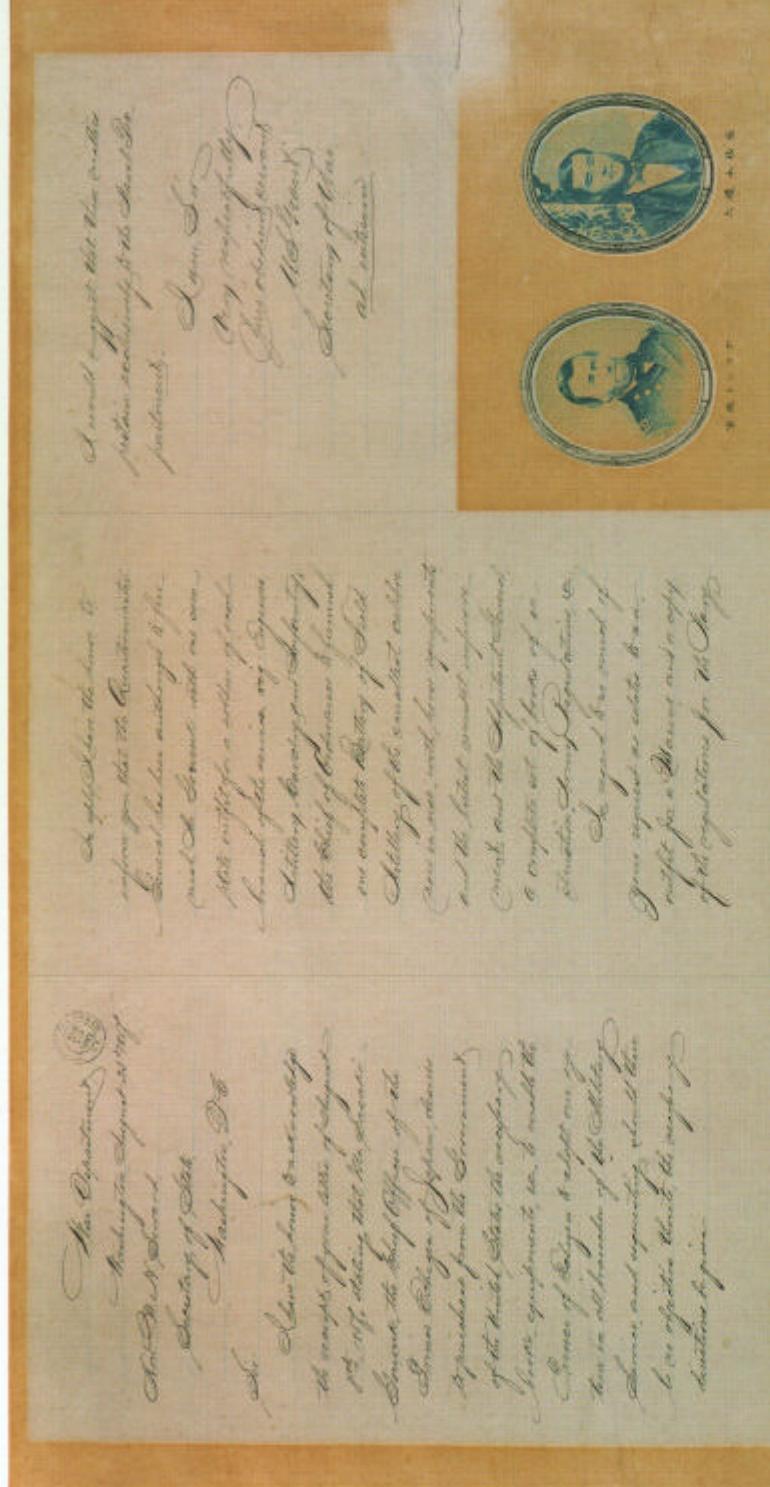
⑯ 卯年天王寺表御合戦備図



⑦ 同 部分



㉙ 松平主馬油彩肖像画



I would speak to the public
 when we are through with
 business.

John S.
 By resolution
 of the
 Sons of the
 American
 Revolution



ジョン・S・グラント



ジョン・S・グラント

丙午年六月廿六日
 諸人皆賀正。諸事極今報日本船
 首領八代將軍全體。關又山兵備
 了本船之子。使越二十載被送候
 木權六萬多以千石。關又山之船
 一者皆官器等全船亦莫國波齊三
 三萬石也。是省中人上于上來
 之使亦知之。船主曰。船主曰。其
 船十艘以上之同五。餘銀二
 億。大々取計三中大々。餘外共
 船部長官。八各艦軍械印三共此
 船時行步兵等。軍械火軍步兵官
 一。野戰軍器即現時使用。小口
 槍大口。馬耳火炮。火器。火炮
 又制海官。八陸軍教官及二法規
 一關。一者。船頭。佐佐木權六萬
 相度。一。千石。命令。風。水。山
 以北。以南。及。又。海軍共用
 法規。一。王。諸水。一。八。海軍。一
 船金。一千。然。之。

丙午年六月廿六日
 諸人皆賀正。諸事極今報日本船

関又山兵備
 了本船之子。其子曰。成

丙午年六月廿六日
 諸人皆賀正。諸事極今報日本船
 首領八代將軍全體。關又山兵備
 了本船之子。使越二十載被送候
 木權六萬多以千石。關又山之船
 一者皆官器等全船亦莫國波齊三
 三萬石也。是省中人上于上來
 之使亦知之。船主曰。船主曰。其
 船十艘以上之同五。餘銀二
 億。大々取計三中大々。餘外共
 船部長官。八各艦軍械印三共此
 船時行步兵等。軍械火軍步兵官
 一。野戰軍器即現時使用。小口
 槍大口。馬耳火炮。火器。火炮
 又制海官。八陸軍教官及二法規
 一關。一者。船頭。佐佐木權六萬
 相度。一。千石。命令。風。水。山
 以北。以南。及。又。海軍共用
 法規。一。王。諸水。一。八。海軍。一
 船金。一千。然。之。

丙午年六月廿六日
諸人皆賀正。諸事極今報日本船

◎ U.S. グラント書状（複製）

1876 CENTENNIAL INTERNATIONAL EXHIBITION

PHILA



WINTER GARDEN

AGRICULTURAL GARDEN

WATERFRONT HALL



AGRICULTURAL BUILDING

AGRICULTURAL GARDEN

WATERFRONT HALL



MAIN BUILDING

AGRICULTURAL GARDEN

WATERFRONT HALL



FIRMOINT PARK

AGRICULTURAL GARDEN

WATERFRONT HALL



PHILADELPHIA

AGRICULTURAL GARDEN

WATERFRONT HALL

②米国フィラデルフィア博覧会諸建物の図



◎ 佐々木権六受贈 大日本蚕絲會賞牌



◎松平綱昌室清姫筆
経文觀世音像



◎村田氏寿受傷の弾丸・由緒書





⑩ 鈴木準道筆 「市務日誌」



② 福井藩々札

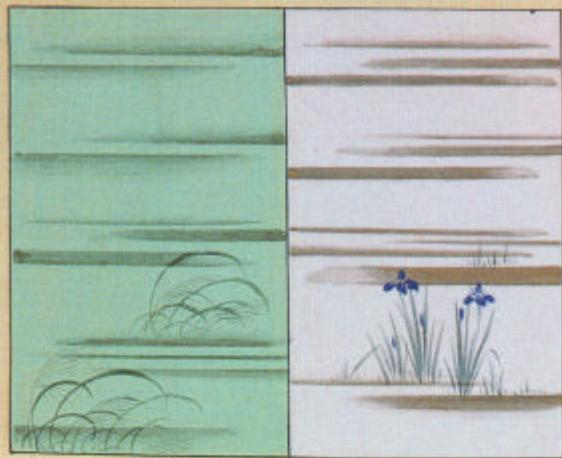


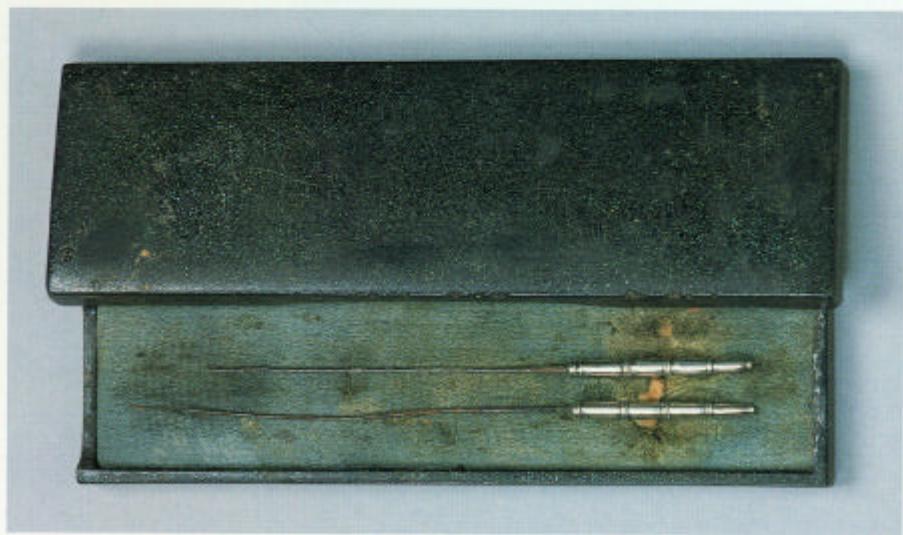
⑧ 金屋家10・11・12代当主肖像画



◎ 越前守山口家御成之図

◎狩野永岳筆　田中大秀肖像画

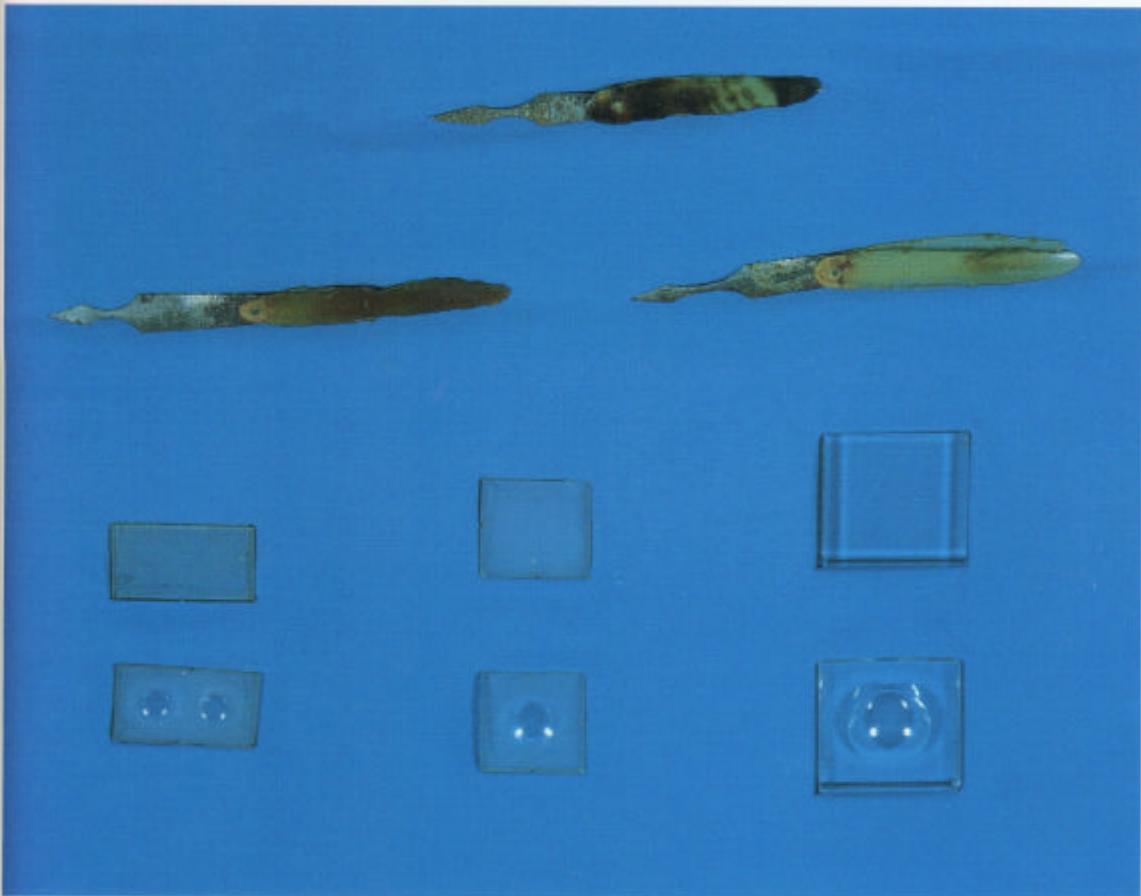




④ 越前栗崎家伝来 南蛮流医具類



⑩ 筏原白翁所用 木製堆朱暗箱形寫真機



笠原白翁所用一種痘針及蓄苗用硝子器



③ 武田三将圖

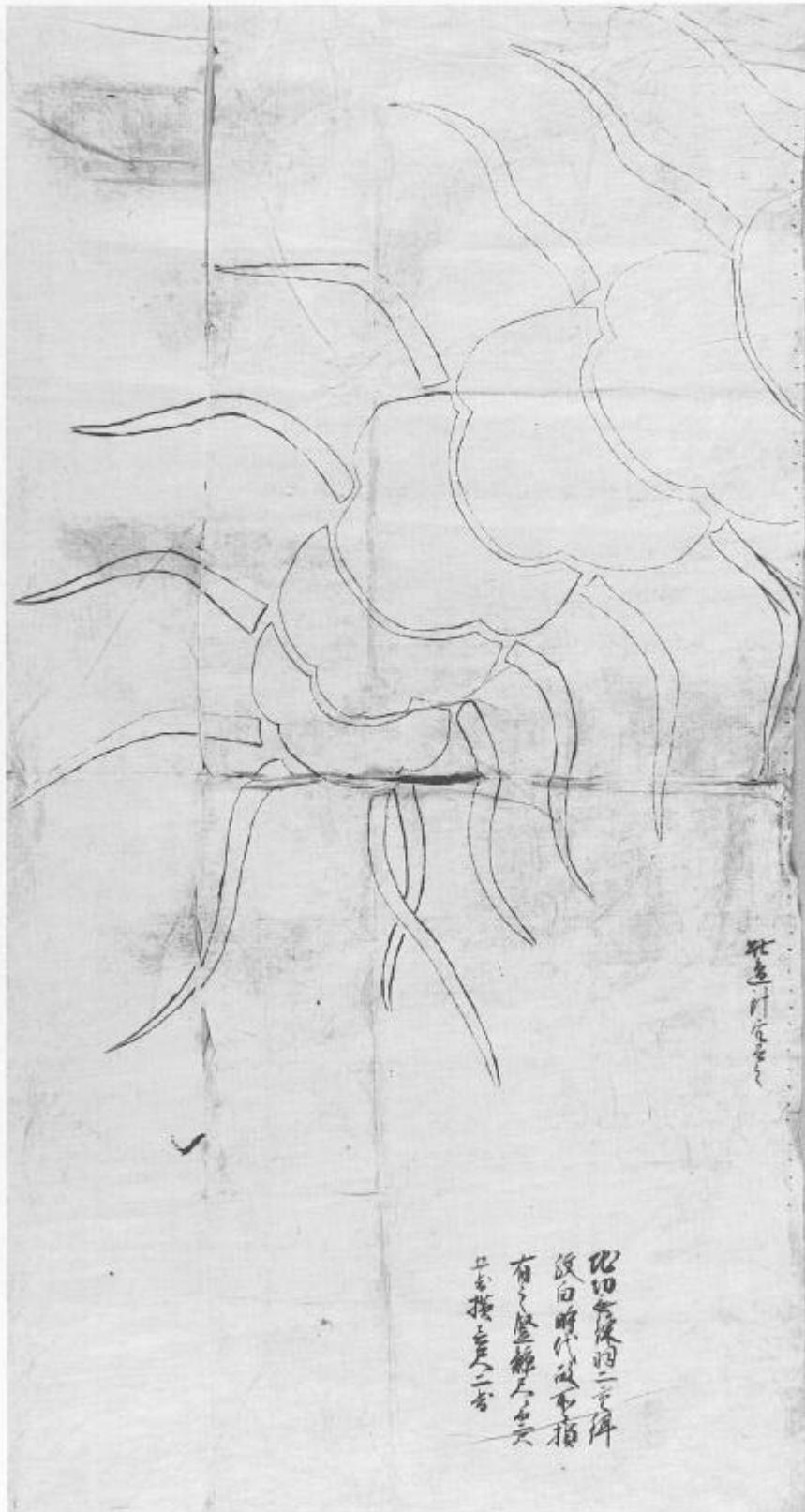


⑦ 磯貝正名筆 武田二十四将図・同部分

北斎

⑧むかで隊旗型紙残欠

北斎
改白時代改而指
有之鑑識不妄
手稿卷之二

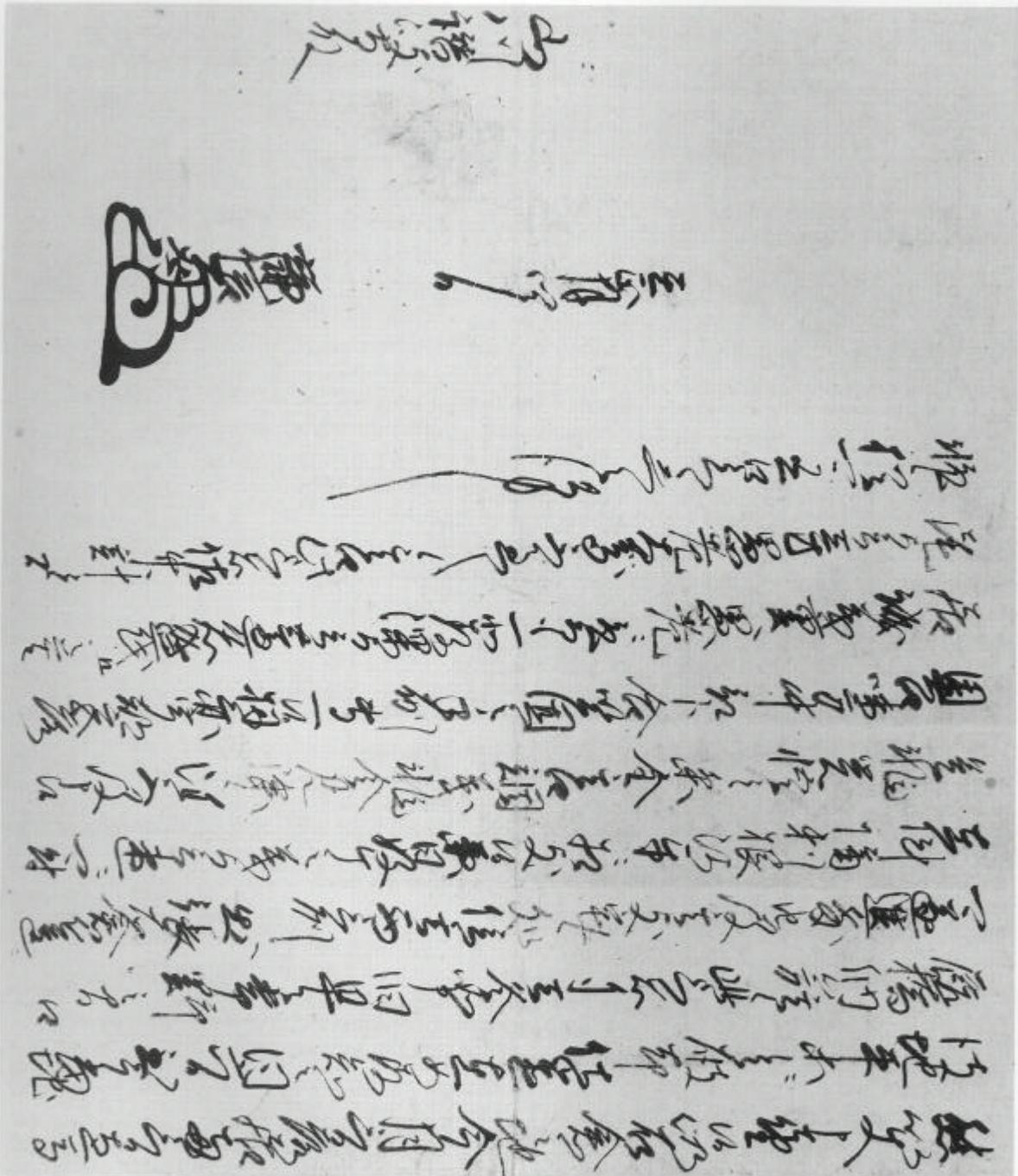




⑨ 結城秀康知行宛行状



⑩ 官軍折拂札



① 上杉謙信書状

ト野國守知行目録事

一
多賀貰立百文

一二百廿貰、百文

一
二
三
九百文

一
百
三十
七
百文

一
百
十
八
百文

一
百
零
六
百文

一
百
零
五
百文

一
百
零
四
百文

一
百
零
三
百文

一
百
零
二
百文

一
百
零
一
百文

支那
通

支那
通

一
拾
八
百
文

一
拾
八
百
文

一
二十
九
百
文

一
二十
三
百
文

一
十
九
百
文

一
十
九
百
文

一
十
九
百
文

一
十
九
百
文

一
十
九
百
文

一
十
九
百
文

一
十
九
百
文

一
十
九
百
文

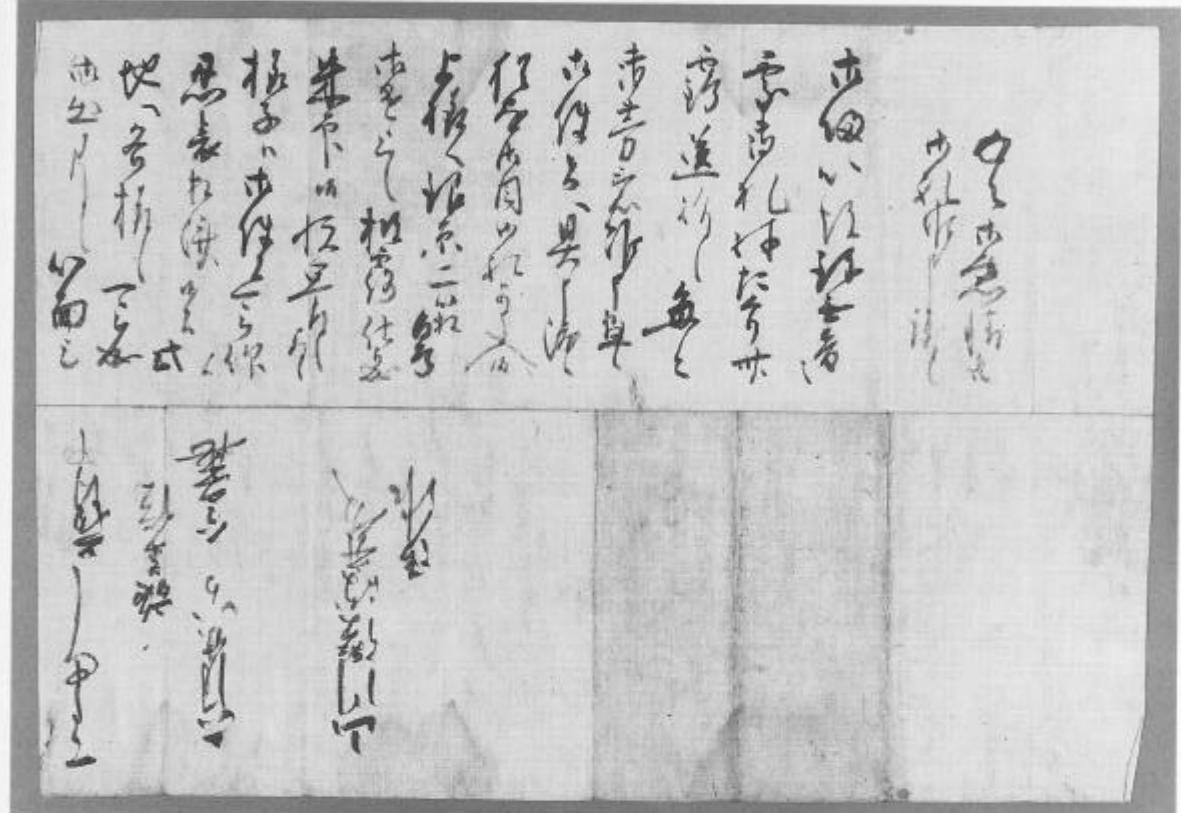
一
十
九
百
文

山川
譜

天正十八年九月廿四日



⑬ 山川譜岐守宛知行目録



⑭ 丹波全宗書状

3行和行分事
一古百之格多伊千
布望村
一古力百萬義立
古吉喜
一古百六都多七千
古口村
一古百才多六千
羣吉村
一古百七捨多六千
古口村
一古七麻多三千
高村
一古八百之四四千
山村
一古都百才多六千
古後村
一古都百才多六千
下寺村
一古三百之六
上野村
一古四百五九九千
上野村
一古大百零六九千
高原村
一古四百零九九千
高原村
一古六百零九九千
高原村
一古九百零九九千
高原村
合共万七千石
右知行所奉奉書道可
為之經初者也仍力件
九月九日
山川松久

⑯ 結城秀康知行宛行状写

定

之將至、より難以、一ノ程り
かき中近二年半

一 伍将官の上へ常後信義半
一 既久に候事の常後信義半
一 既久に候事の常後信義半

一 肖達度を承り予は此とは凡
を多候事不承して一切其
所處事遠省く族事く志
而也半

一 諸事経て、極の肖達度
付化之家中、固不之を経て
理である

一 内豈し、而一年豐物糧藉

向來不候故欠仕事一々

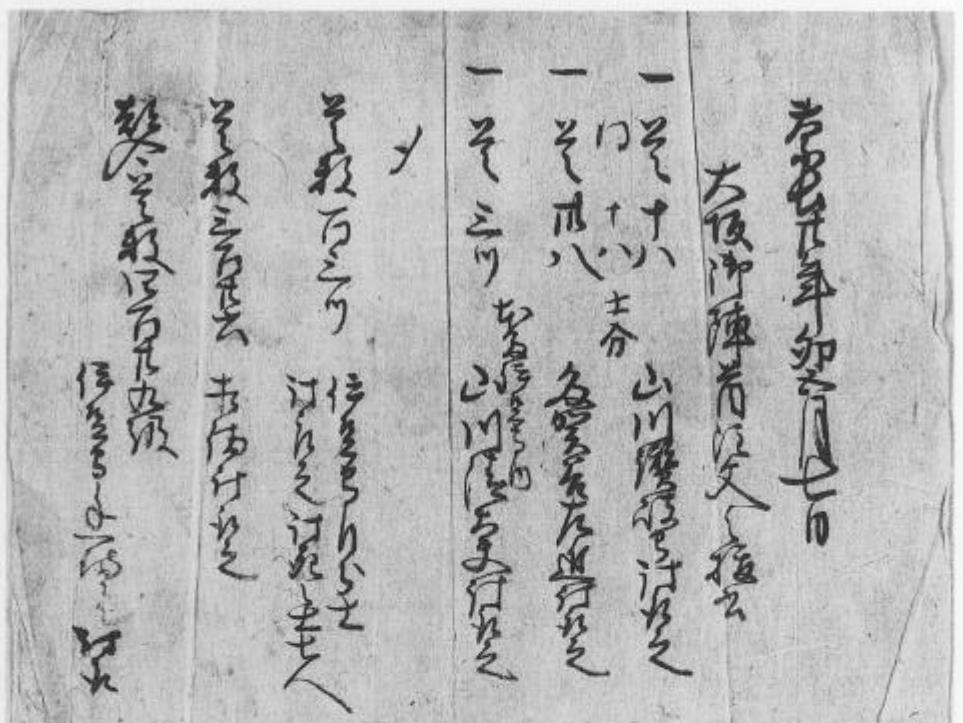
一 あまに陳す商家よりの
多處へ化圓充降毛と
而過、とくヤヨーク但尾

宣

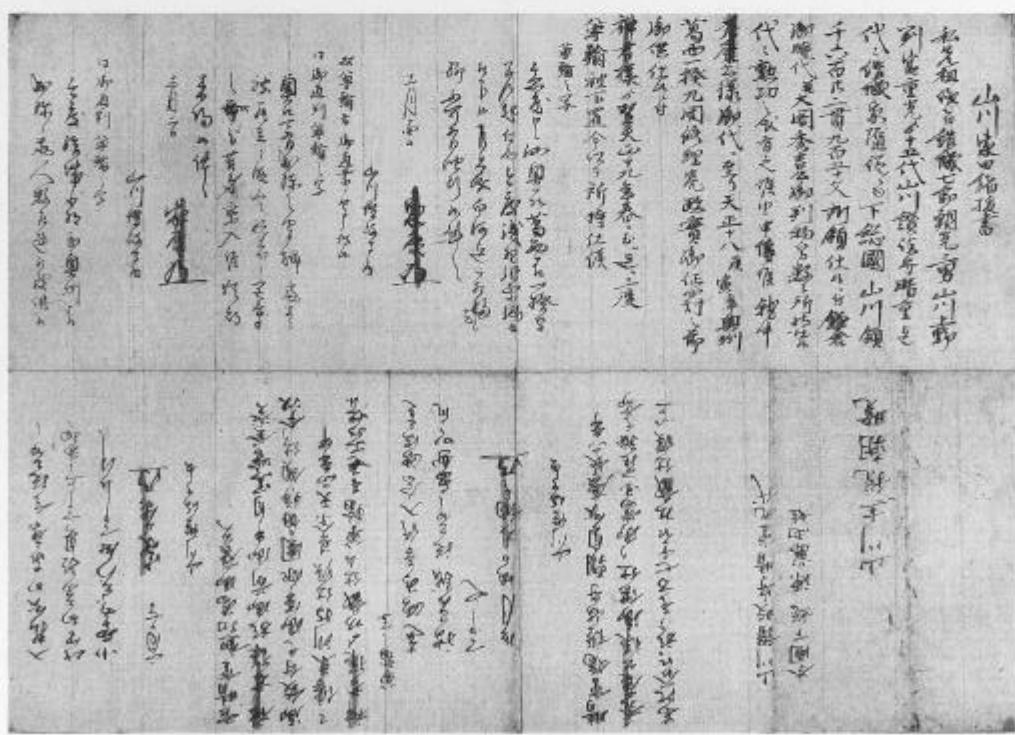
西

山川謹啓

⑯ 松平忠直陣中捷書



⑬ 大坂御陣首注文之抜書



⑭ 山川家由緒抜書

正世

松平備後 賴貞 庄兵衛 備前

天正十五年丁寅生 本國生國共三河

母共膳在荷門清直同酒井此即正親王法名

三州秋原妙嚴寺則善提所也妙嚴者通井

志也膳守忠膳之妹備後守忠利之妹故雅典頭

志也膳守忠膳之伯母也膳子膳是併因故雅

東外祖父諱正字而長賜子孫是併因故雅

典頭忠也膳岐守忠膳入道空印之劍也

正世生而二歲父親清平去此家又清直

共在三州年長淡清真性僕舍及川中此松城

廣長十六年辛亥次來奉住

上總介忠輝君於越後奉事見清直譜

元和三年丁酉

草相忠昌君於信州松城被居坐於根千石

同四年戊戌御端頌領萬騎被仰附于時

寔永二年壬午御增領領萬騎被仰附于時

同年御家老職被仰附于時

寔永五年戊辰八月十二日病死于攝州有馬

詣名受政院奉岸津光

寔永四年四十二時作受易之服

同年御家老職被仰附于時

寔永五年戊辰八月十二日病死于攝州有馬

正詮

松平主馬

寔永四年丁卯十一月廿九日生於越崎福壽木國

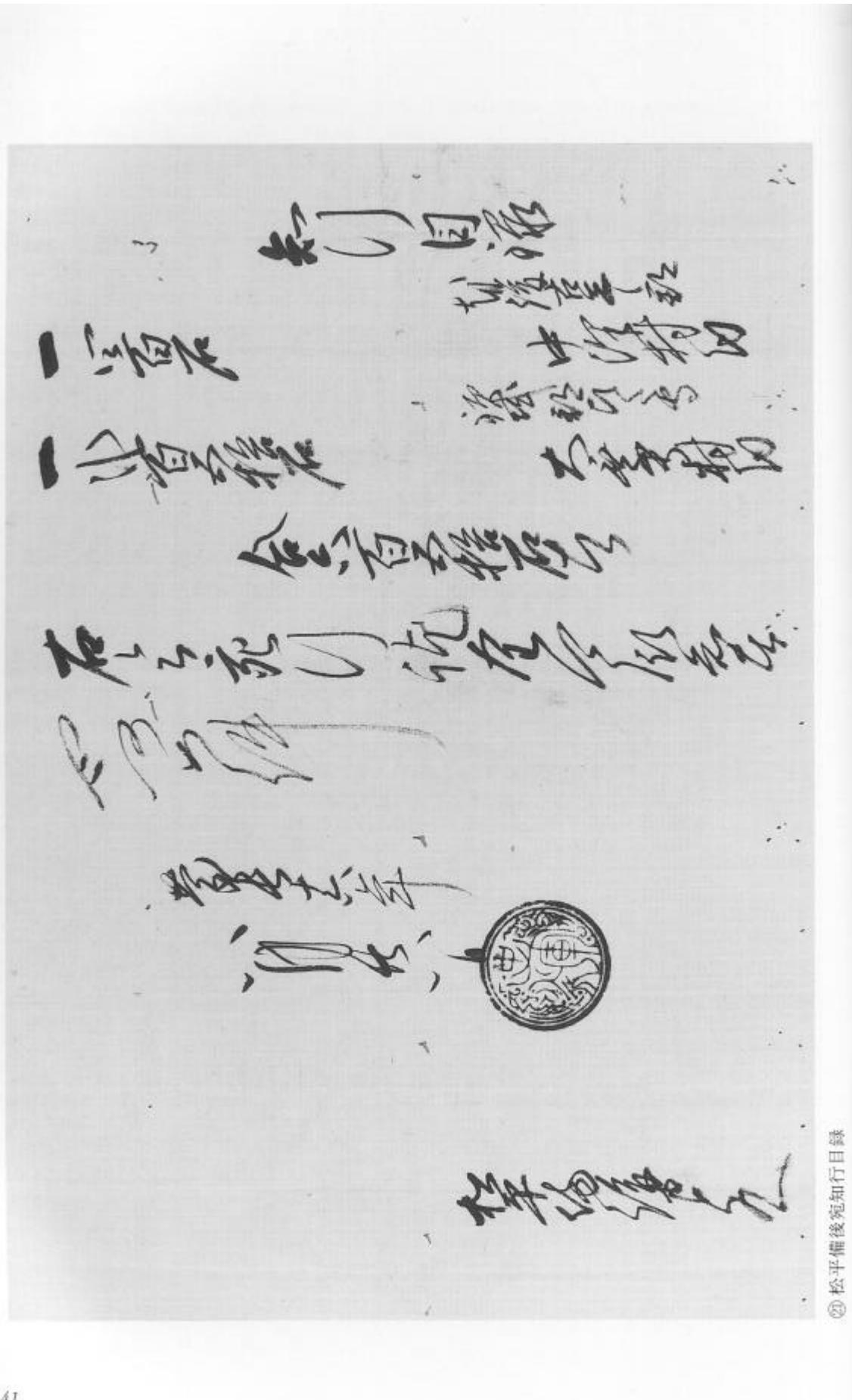
母由此甚大齊正告大時宜又院德春牛年

甚大郎正吉某者

上總介忠輝君母堂之姪之是故御母堂義

育甚大郎女以原田植大清爲假父嫡正世

忠輝君之家士武氏者止且亦有植大清門娘



㉗ 松平備後宛知行目錄

丸門領知事

一二百石石名出

一四百石石八束 古村

一三百石石三束 萩原

一百石石百束 下鷹

一武百石石三束 菅原

高石中五百石

右金錢丸門領知事

立

五月六日

松平直興

② 松平忠昌知行宛行狀

今取物也存奉

之有事取承候

事相付事付送

事付事付送

事付事付送

立

直



八

八

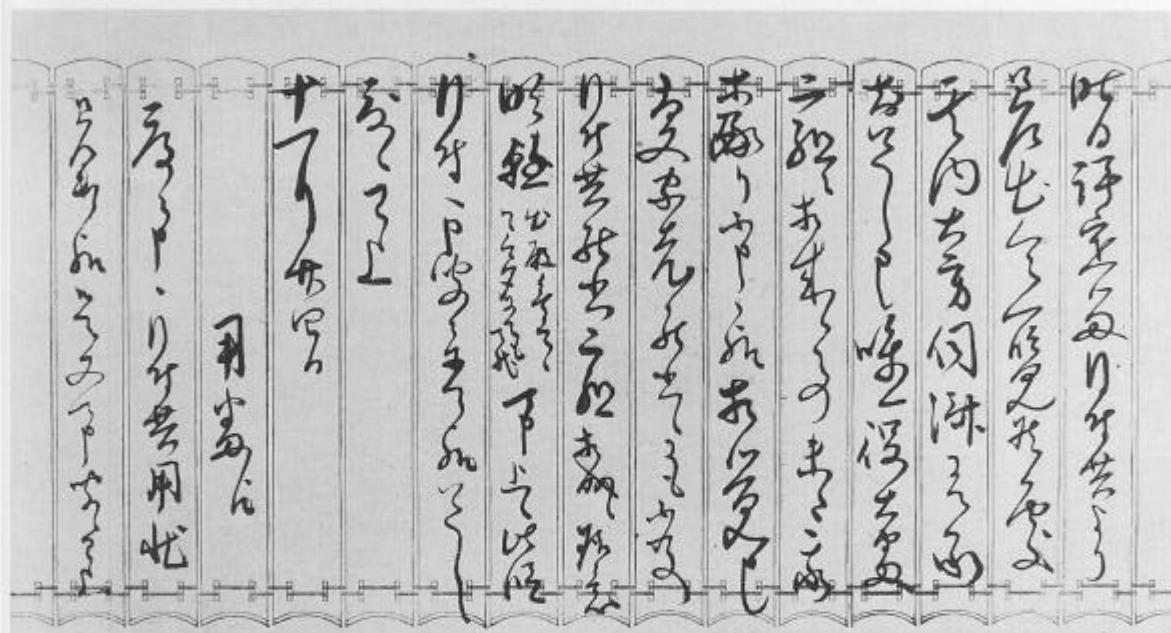
② 松平直興書狀

自京四丁和室
火消役
一大消役と云
唐宮 布施屋
火消役と云
内井吉義
内井下 芦薺園面
私事即第名は火消役
小役也
元禄五年正月廿二日
三月廿三日
一大消役と云
芦薺園面
火消役と云
内井吉義
内井下 芦薺園面
私事即第名は火消役
小役也

松田屋正
火消役と云
元禄十五年正月廿二日
三月廿三日
一大消役と云
芦薺園面
火消役と云
内井吉義
内井下 芦薺園面
私事即第名は火消役
小役也
元禄五年正月廿二日
三月廿三日
一大消役と云
芦薺園面
火消役と云
内井吉義
内井下 芦薺園面
私事即第名は火消役
小役也

元禄十五年正月廿二日
三月廿三日
一大消役と云
芦薺園面
火消役と云
内井吉義
内井下 芦薺園面
私事即第名は火消役
小役也
元禄五年正月廿二日
三月廿三日
一大消役と云
芦薺園面
火消役と云
内井吉義
内井下 芦薺園面
私事即第名は火消役
小役也

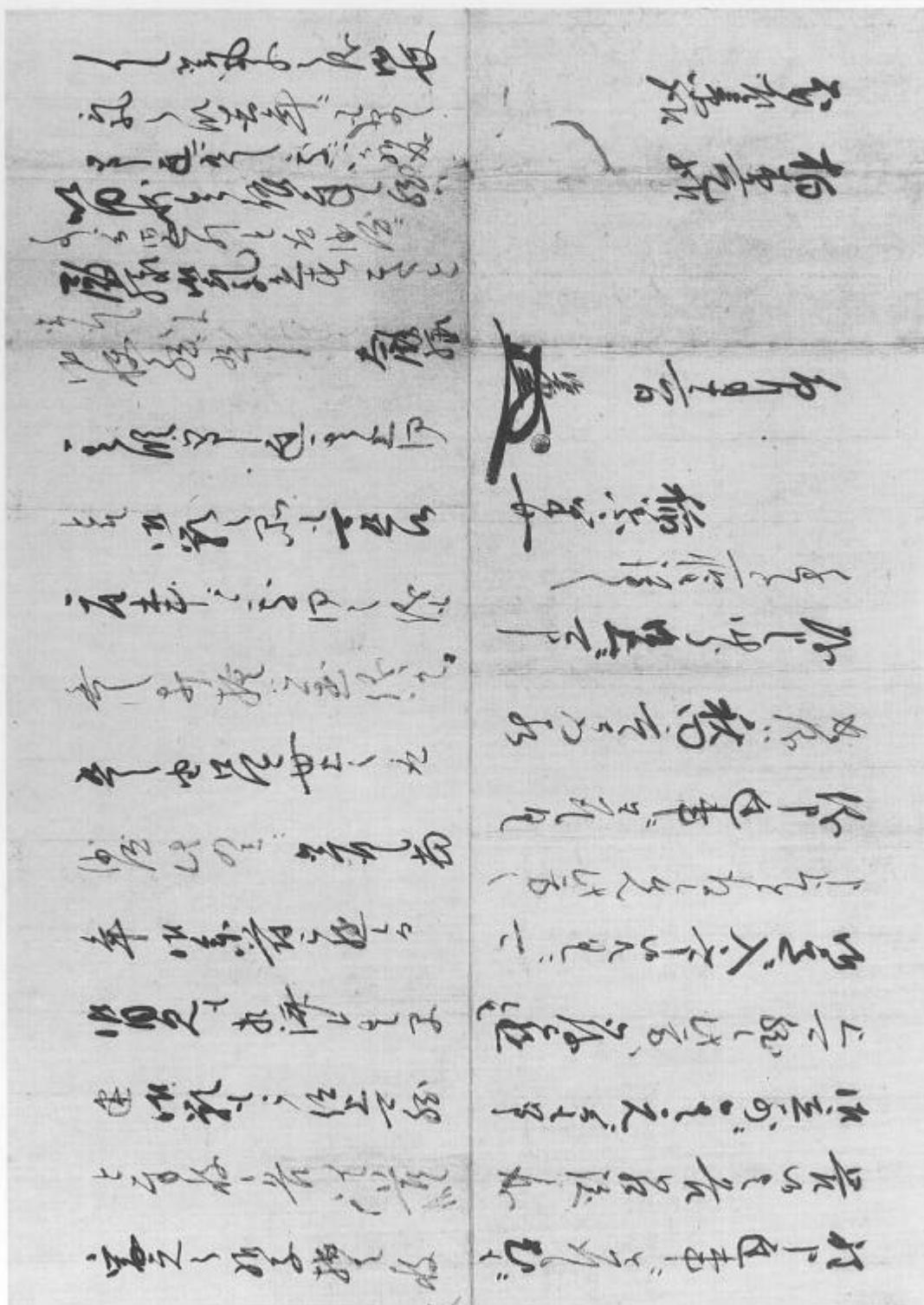
④ 火消役拝命の経過につき覚



⑤ 松平春嶽書状

おはようございます
おはようございます

㉗ 由利公正筆 教育に関する隨筆



藤原福葉通名四郎譯文

同林通名五郎六郎譯行又卿

王與玉彥益男實勝深躬真村利樹下押領子方奈

御宿好方好奉安國安躬元與元家家時爲世

萬時時高馬鶴親摩親經親清通清通信

通久通連通有通治通光通祐

赤靈天皇 語大日本皇子及大波奈安帝太子也
赤靈天皇是日後稱東方天帝而大王皇帝號之赤靈天皇

赤靈天皇是日後稱東方天帝而大王皇帝號之赤靈天皇

通義通之通久通直

通承通承者也通承

通方通方者也通方

通友通友者也通友人

通兼通兼者也通兼

通則通則者也通則

通承通承者也通承

通義通之通久通直

通承通承者也通承

通長通長者也通長

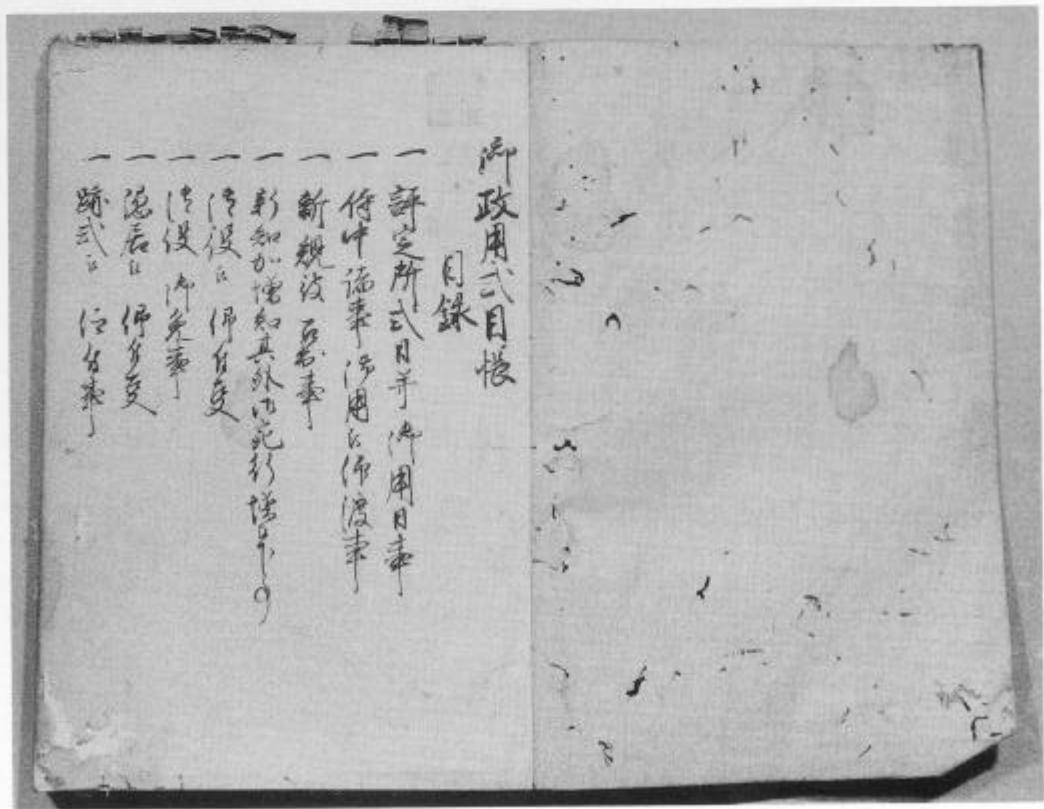
通醫通醫者也通醫

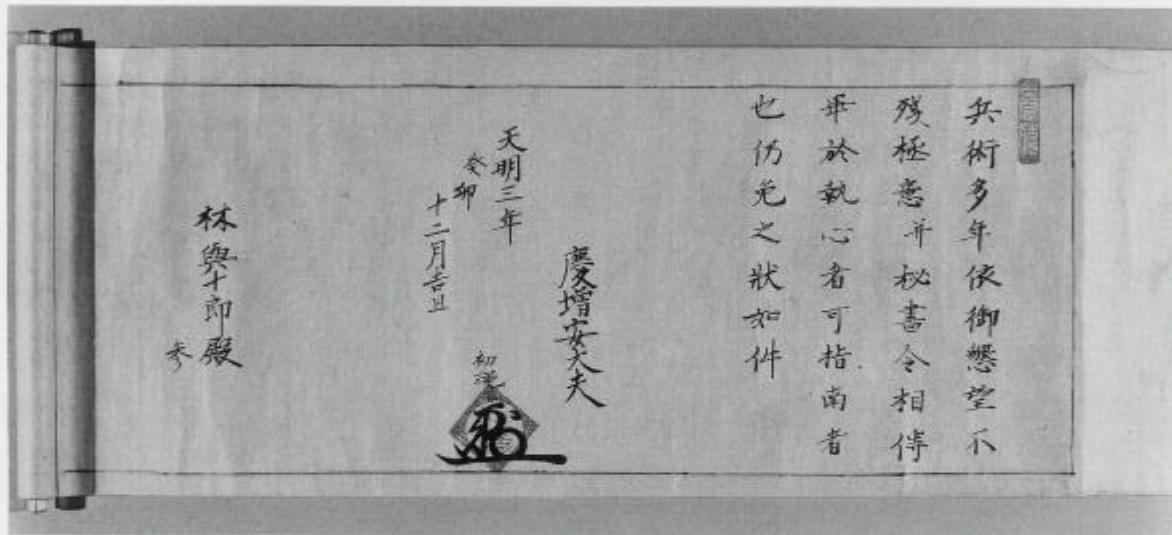
通則通則者也通則

通承通承者也通承

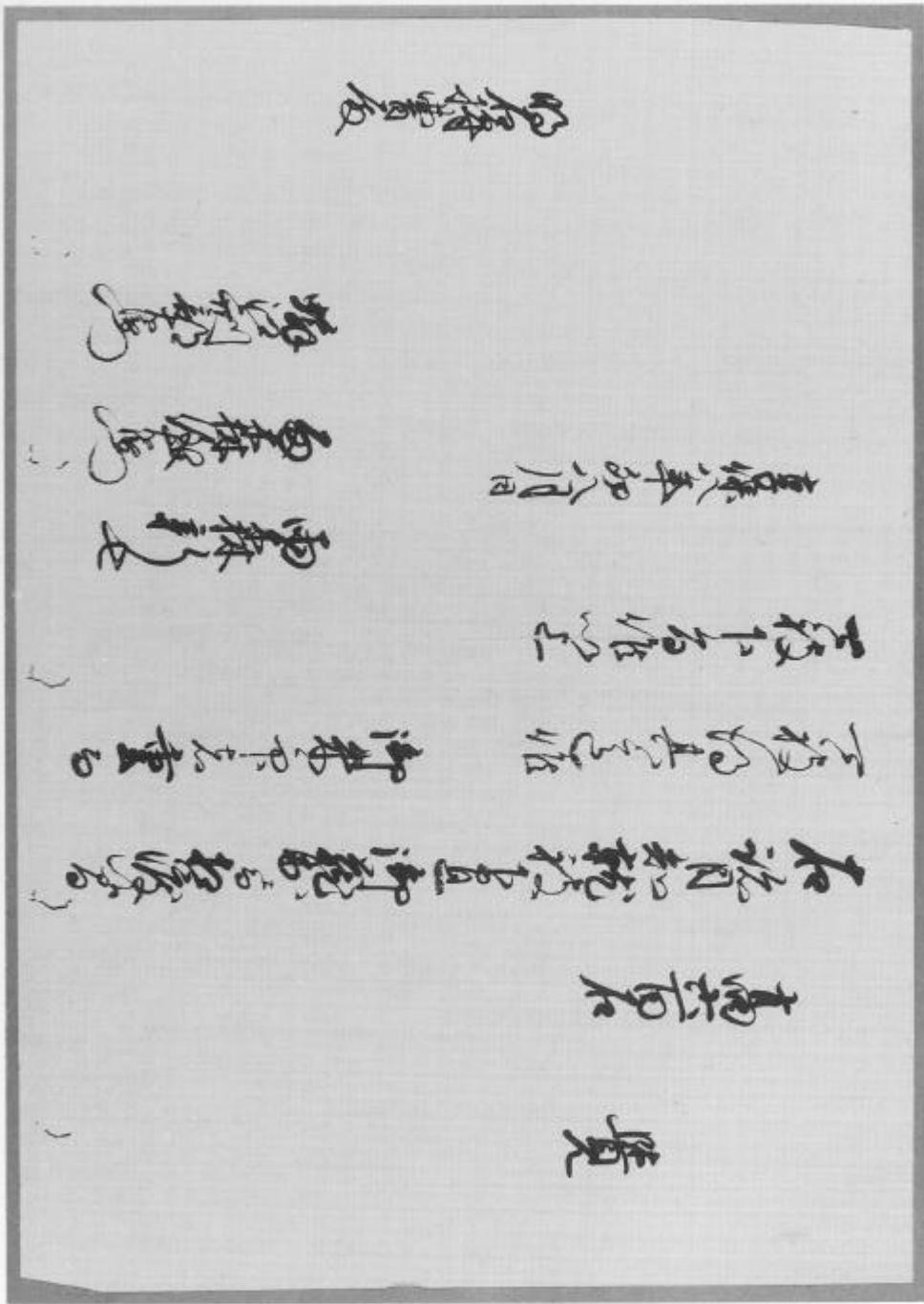


◎御政用式目帳

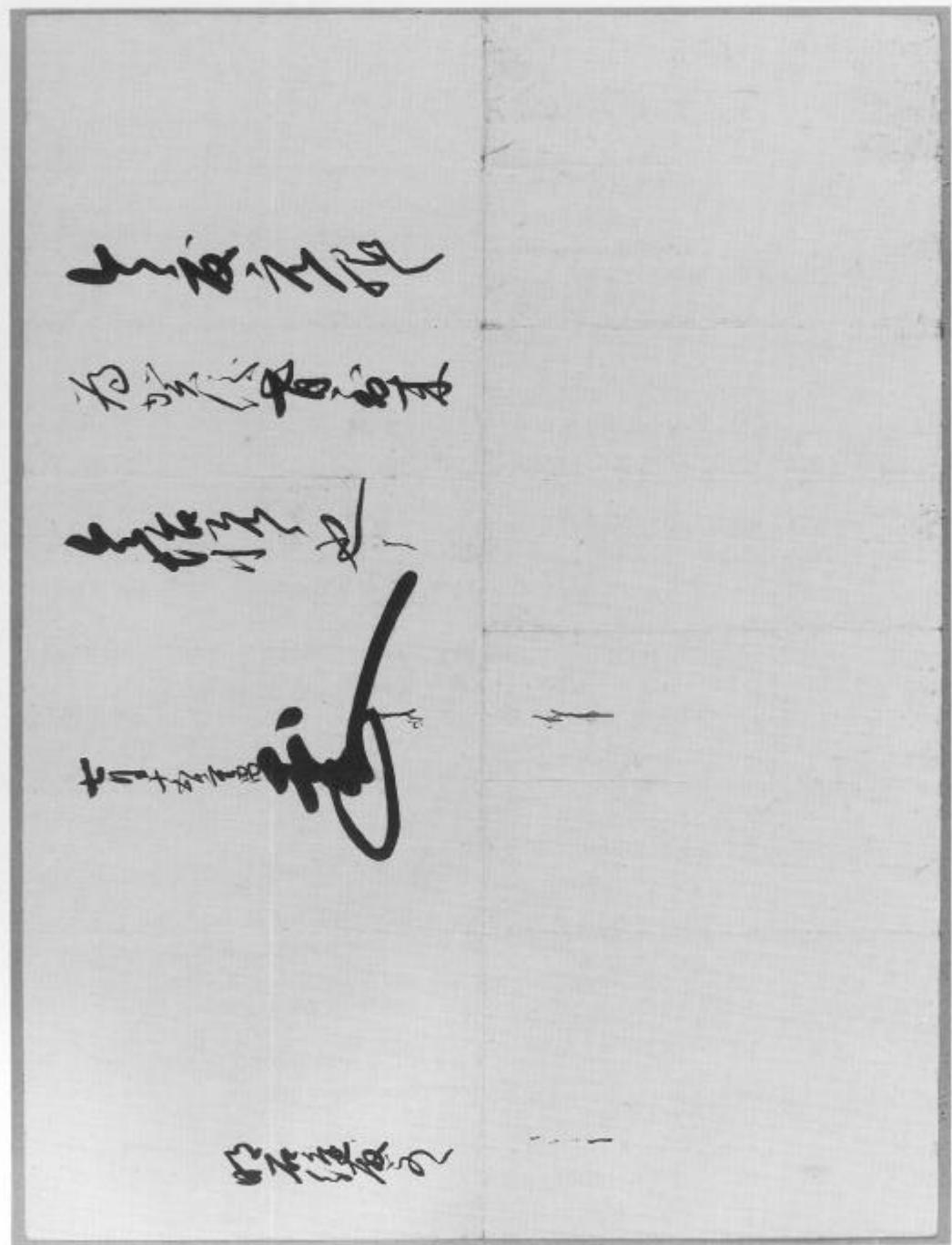




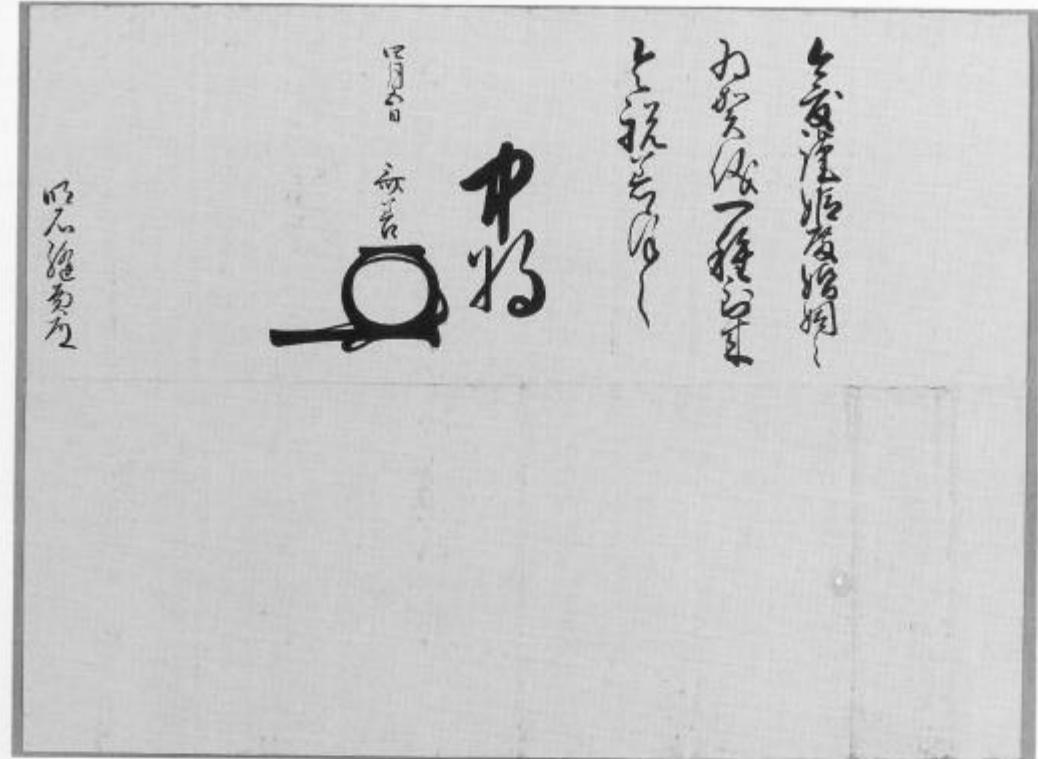
⑩ 慶増安大夫兵術指南許状



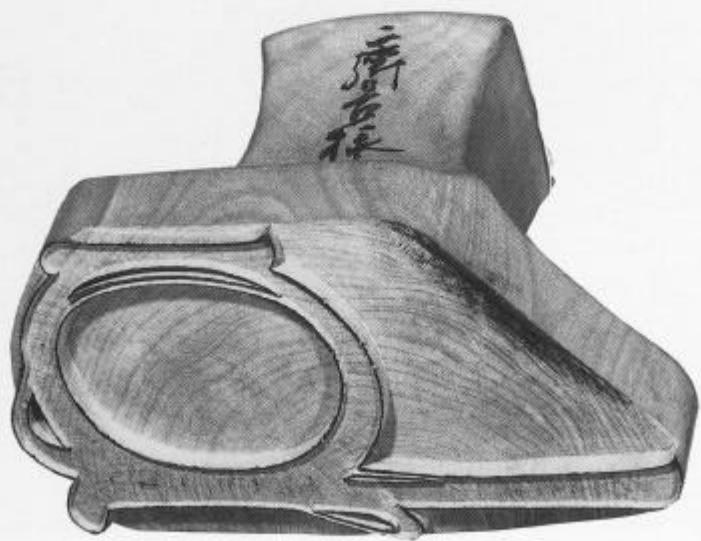
② 明石將曹婉書出



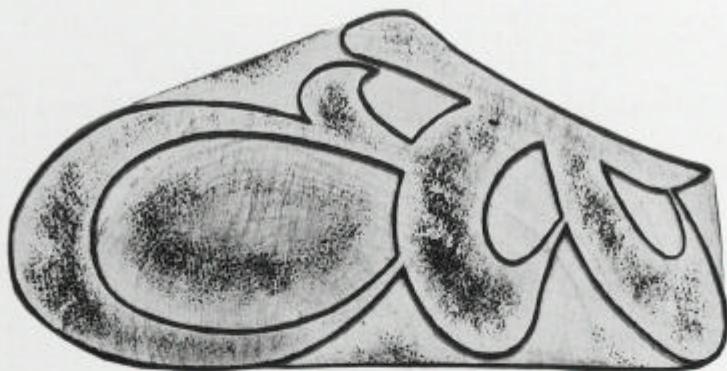
◎ 松平重昌書状



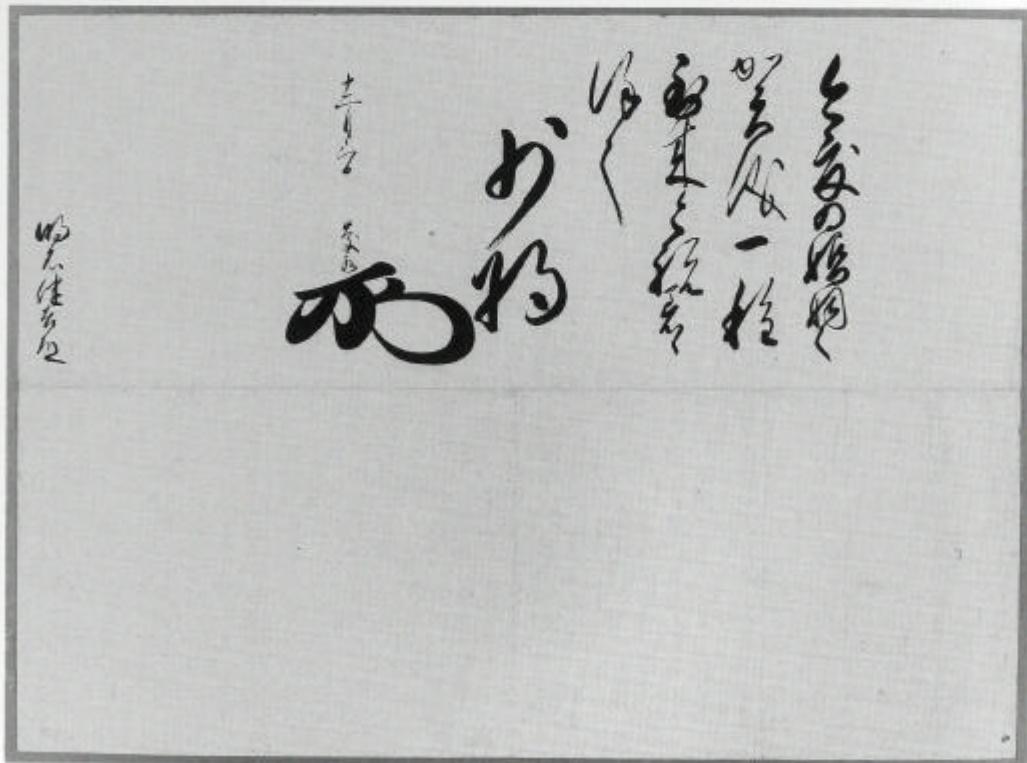
④ 松平斉善書状



松平斉善花押（越葵文庫藏）



松平春嶽花押（越葵文庫蔵）



⑤ 松平春嶽書状



◎高家數人馬改帳

夫立國家軍法者本朝之根基也
就中共法雄鑑抄五十二卷出群
振草昔平貴賤卑不無心不不
漫未遂請本及先師北傳安寧等
久長山脈人行軒直以某光
考傳來相承之意味亦樂尤當於
傳續也一樁他末半終心至音之
兩卷不復心底今傳授畢然則向
後對貴賤懸空之談遠有之者
聖以哲言望可有仰相傳者也
仍許狀如件

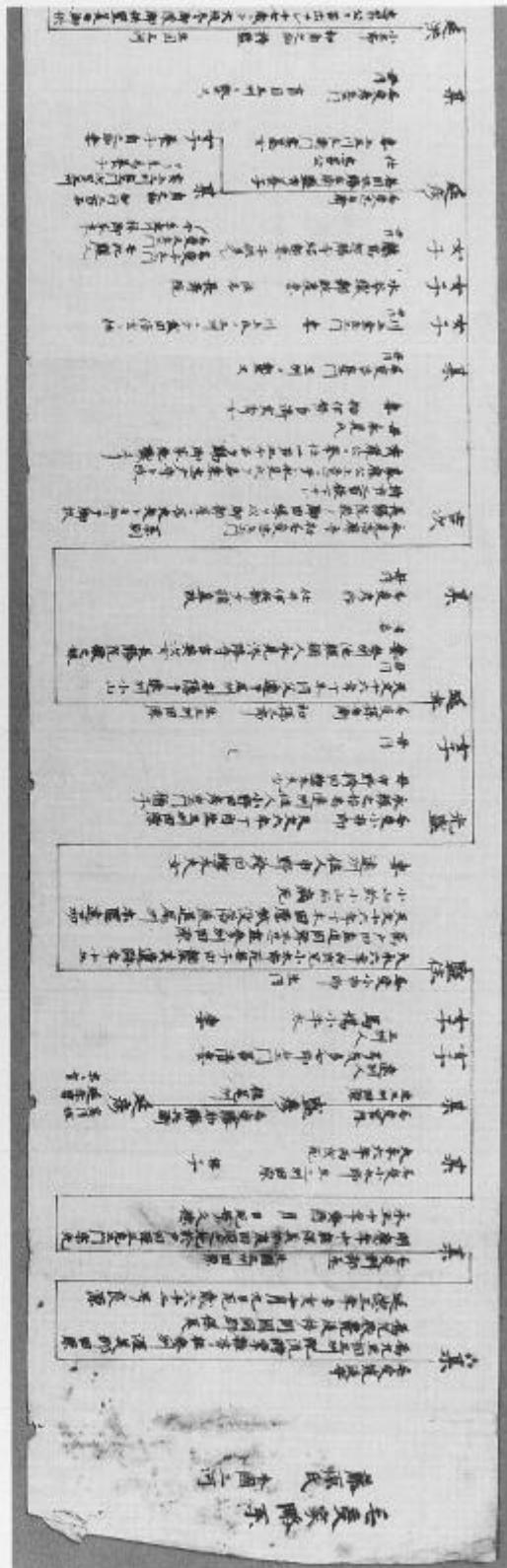
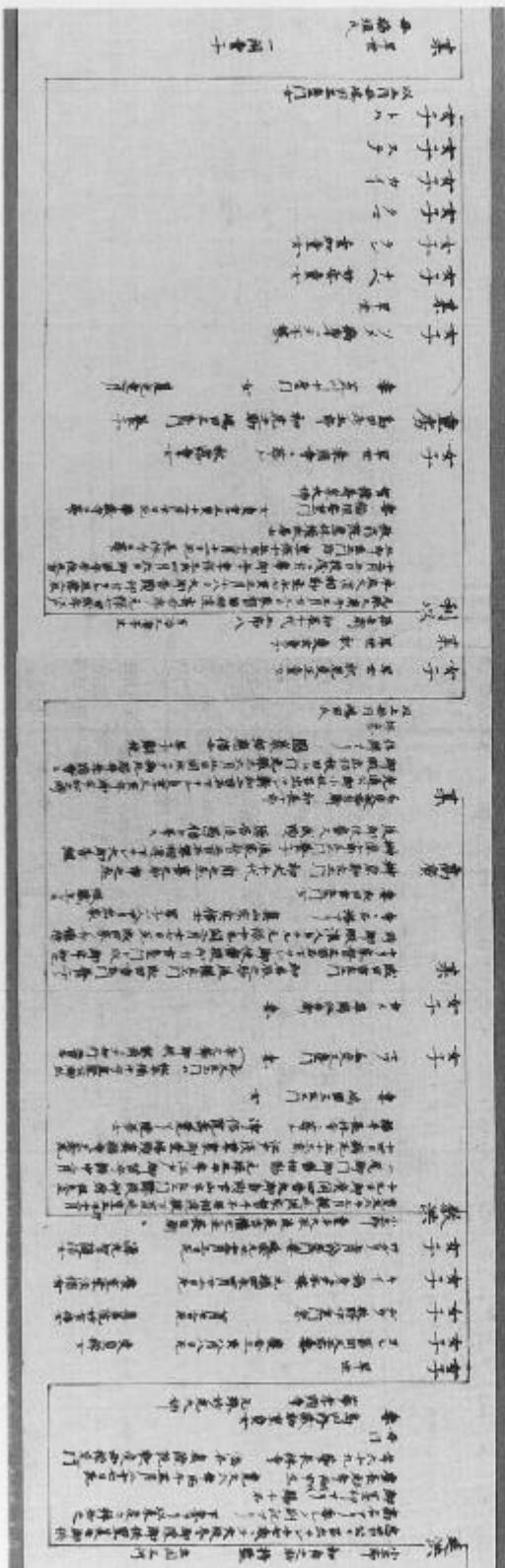
明石甚左衛門

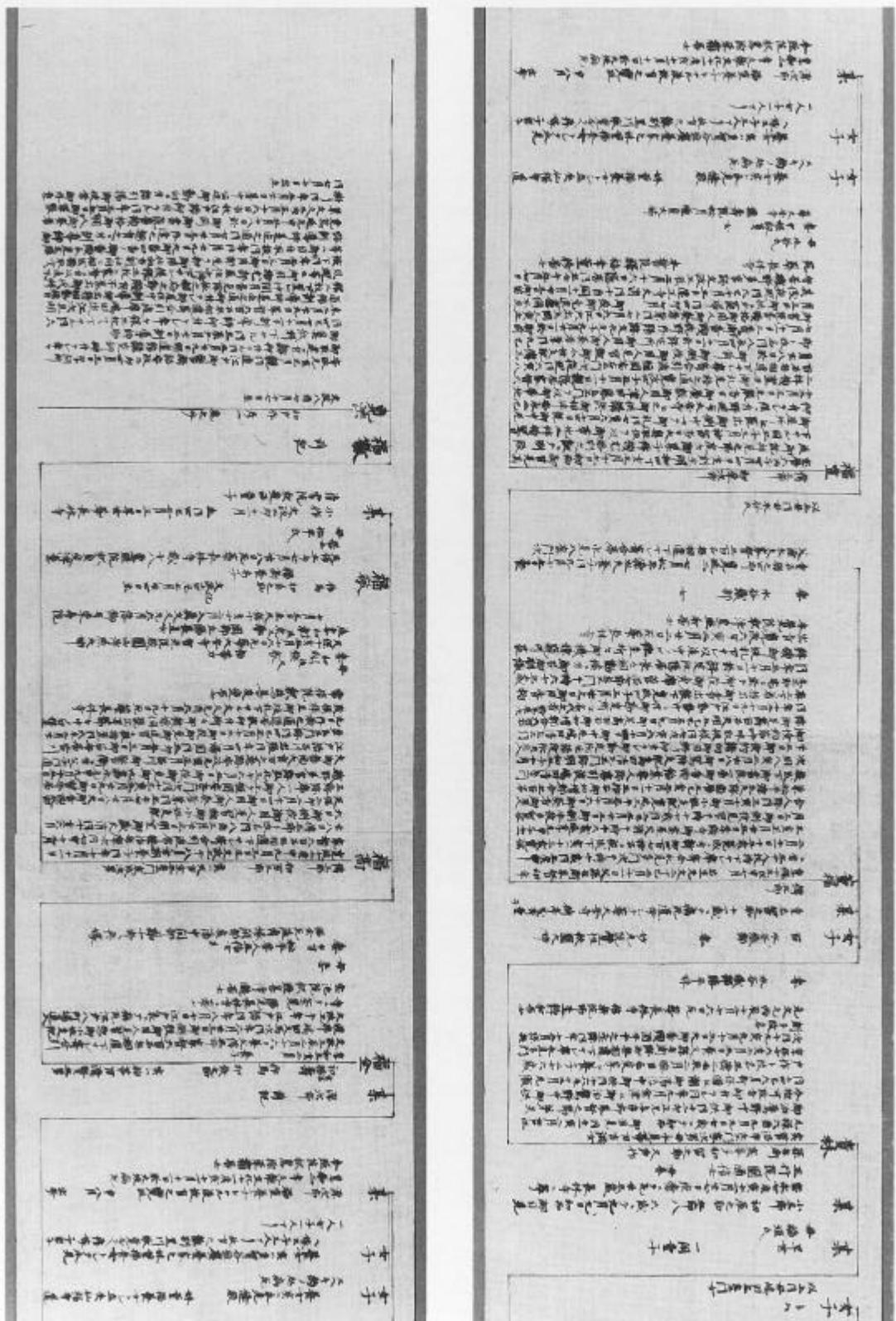
弘化三年十一月
二日吉日

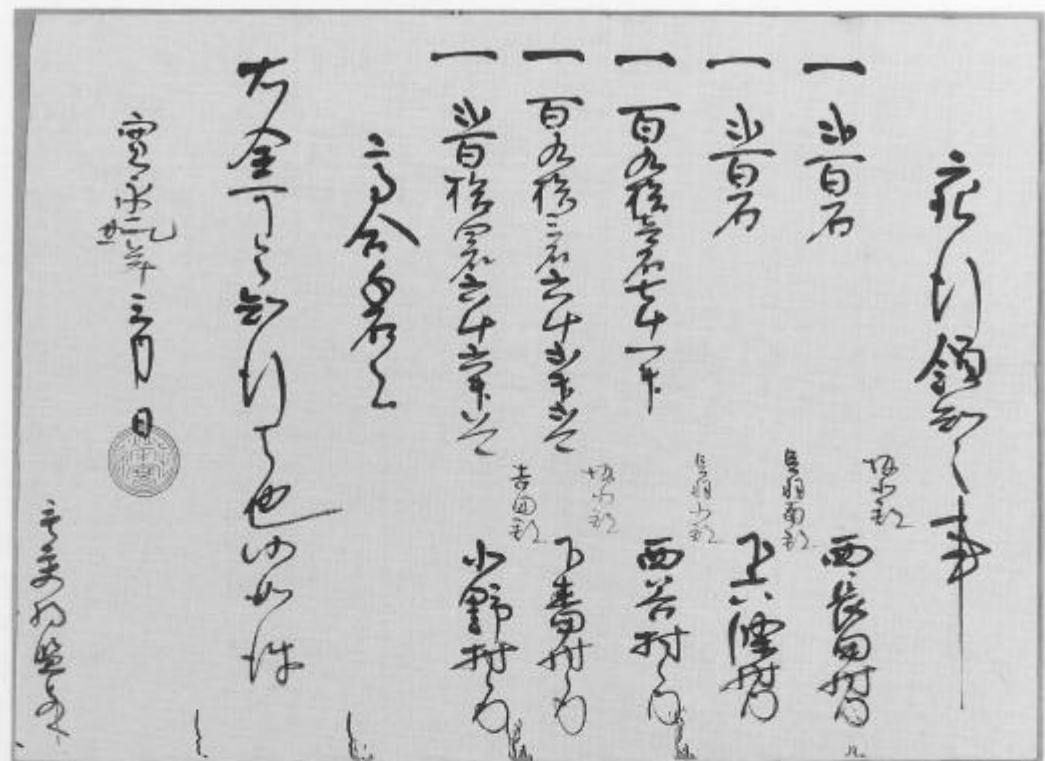


奉^手良勝之印

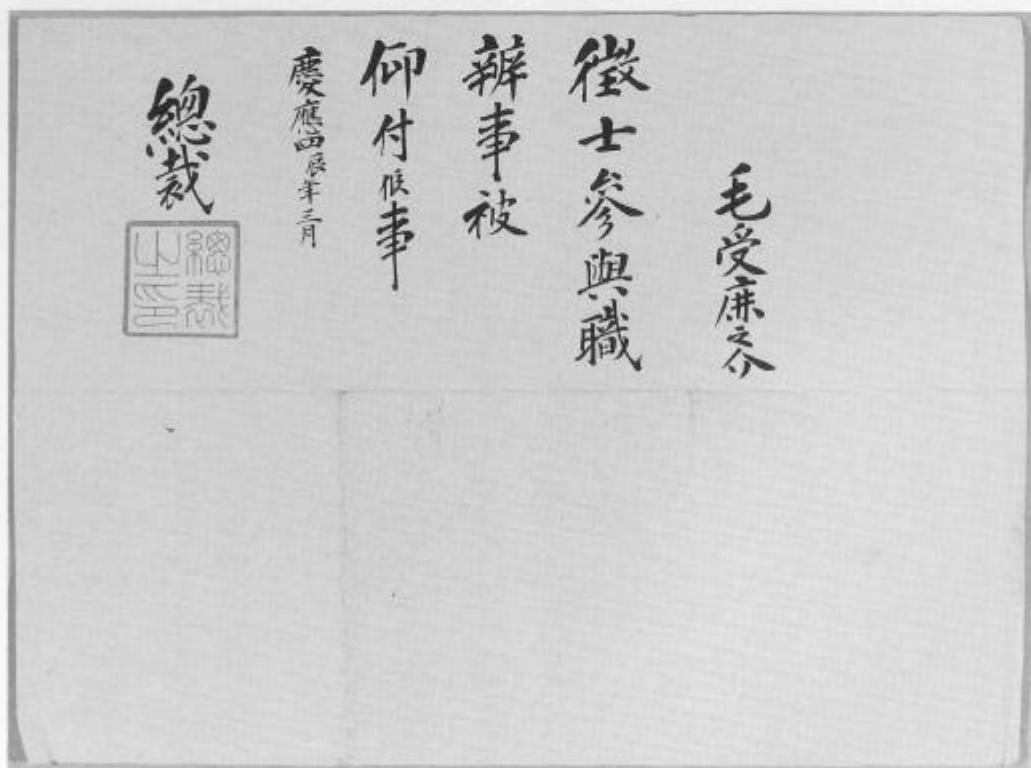
⑦ 明石甚左衛門豐弘兵法免許狀







㊱ 松平忠昌知行宛行狀

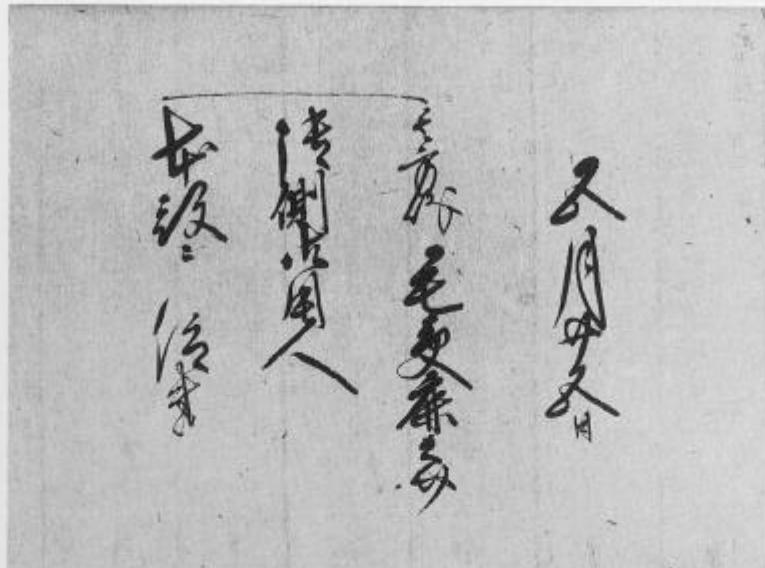


㊲ 毛受鹿之介（洪）宛差紙・用書類

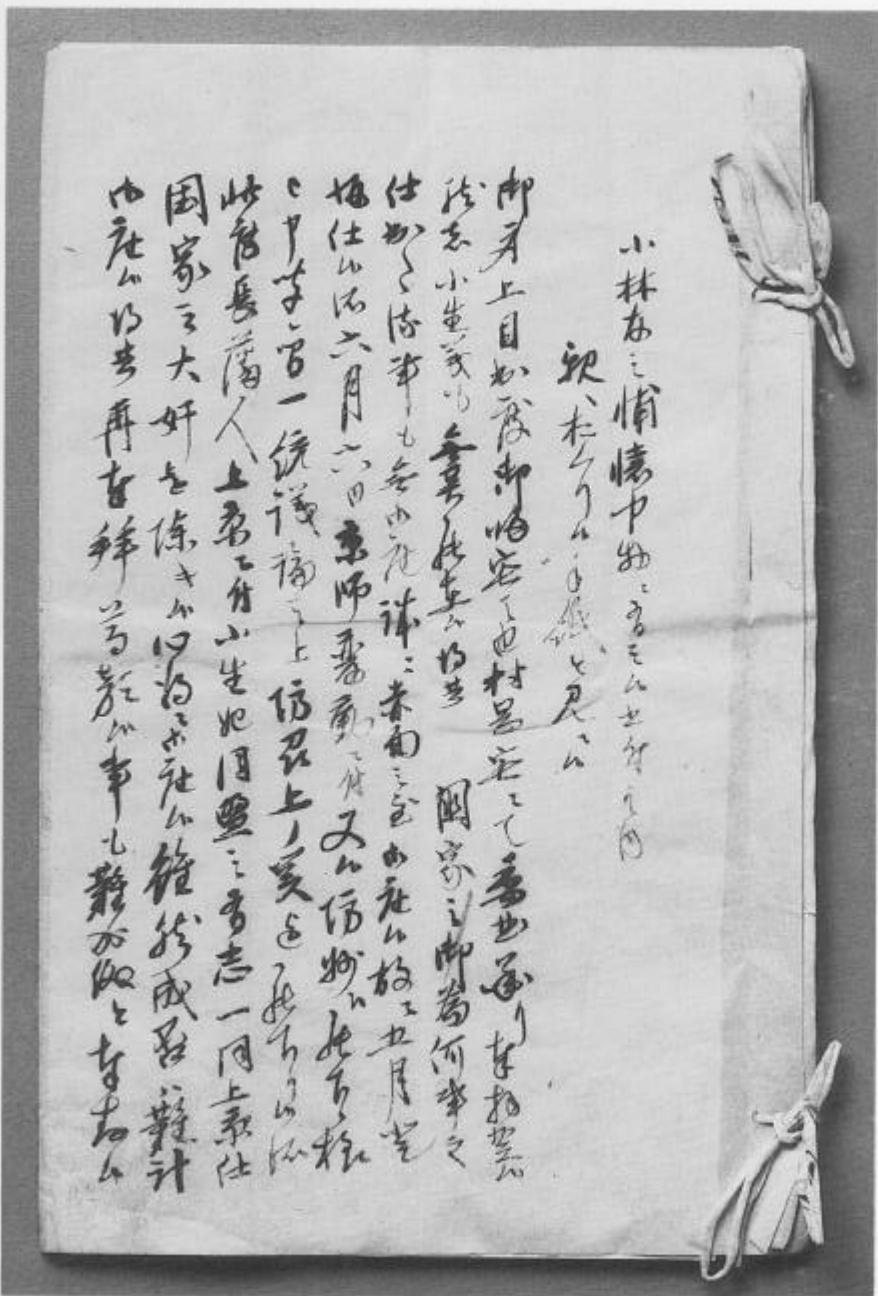
毛受鹿之介



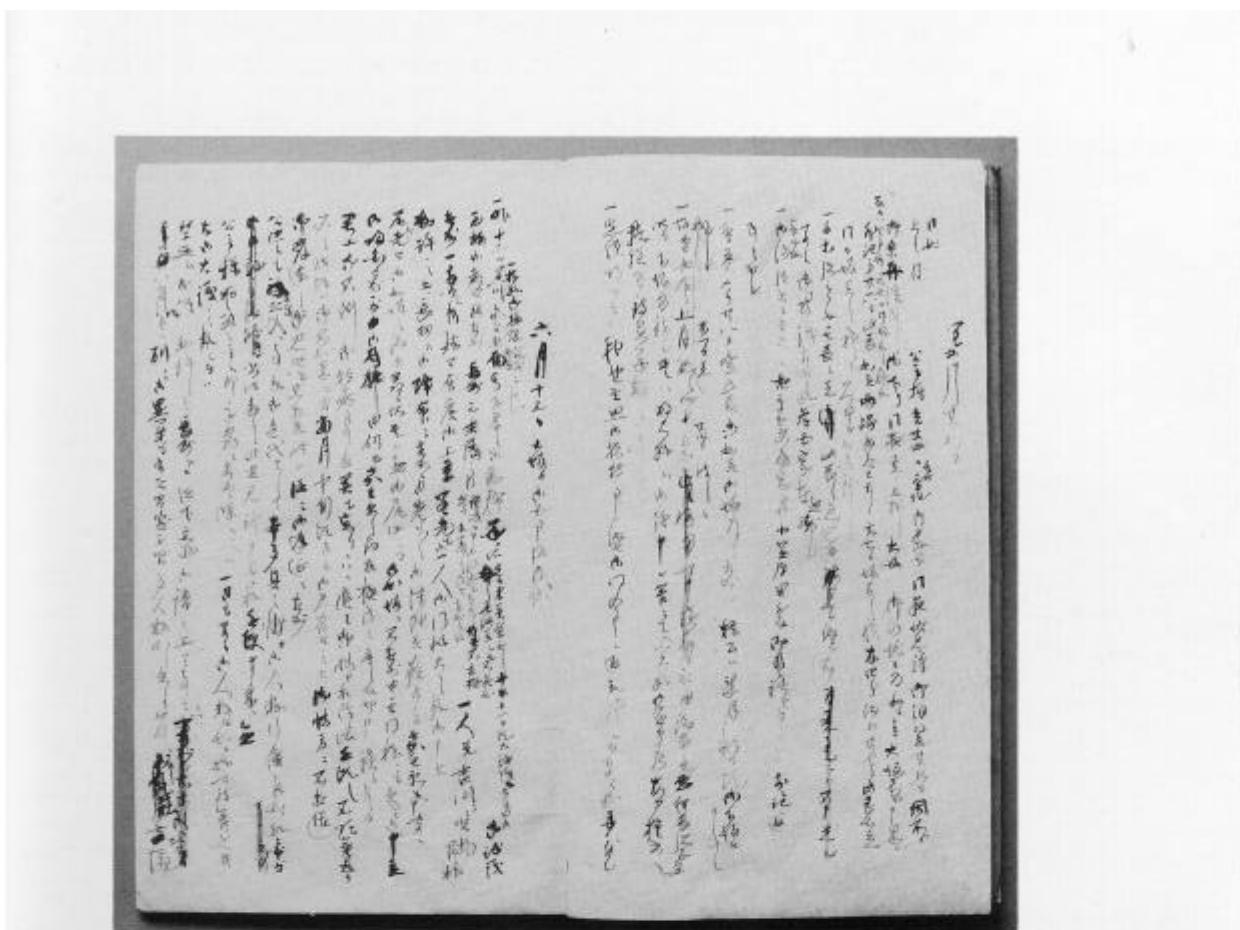
④ 毛受鹿之介（洪）宛差紙・用書類



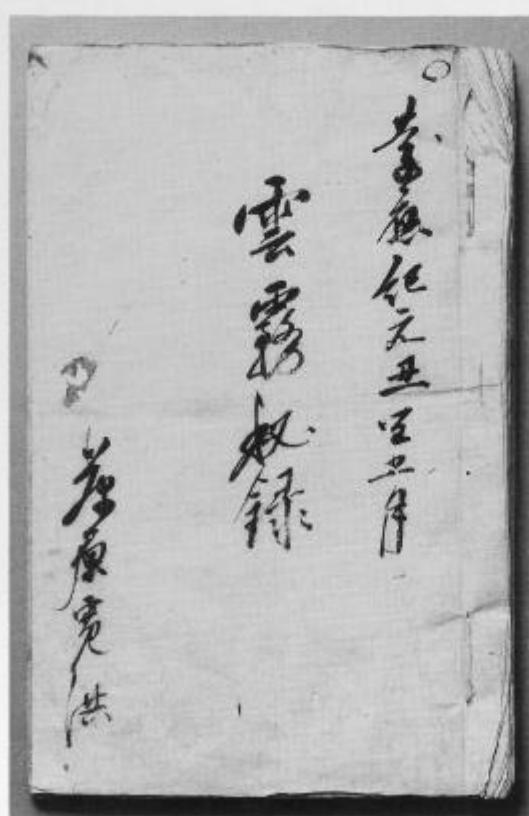
⑩ 毛受鹿之介（洪）宛差紙・用書類

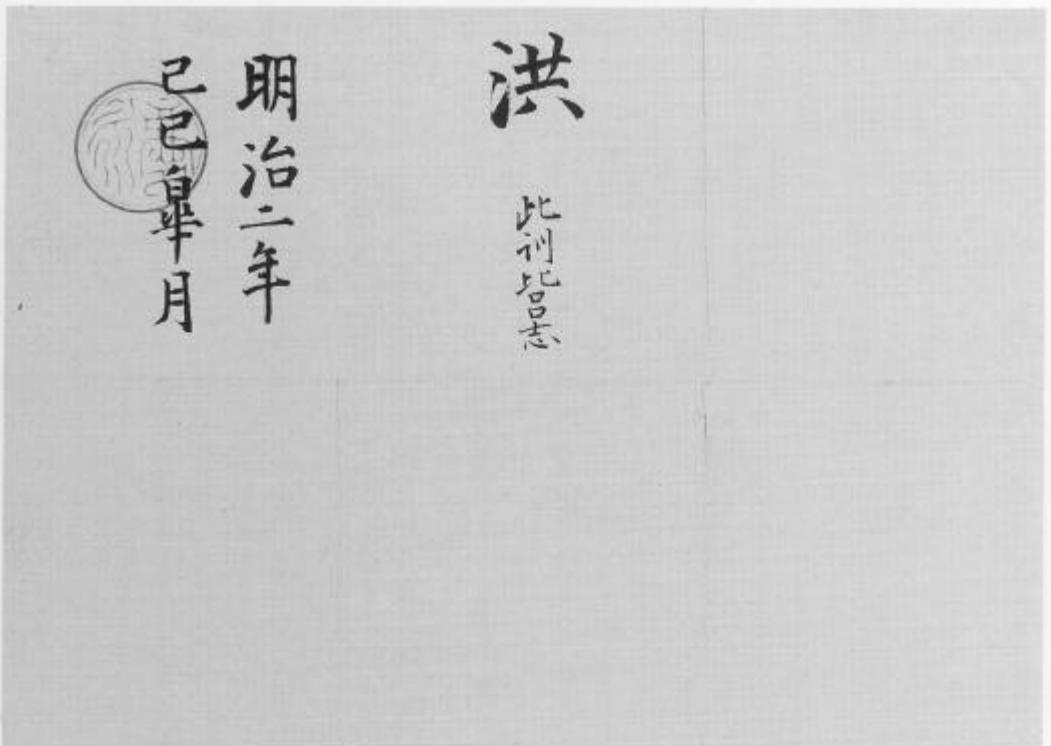


⑪ 毛受鹿之介（洪）筆 小橋友之輔書狀写

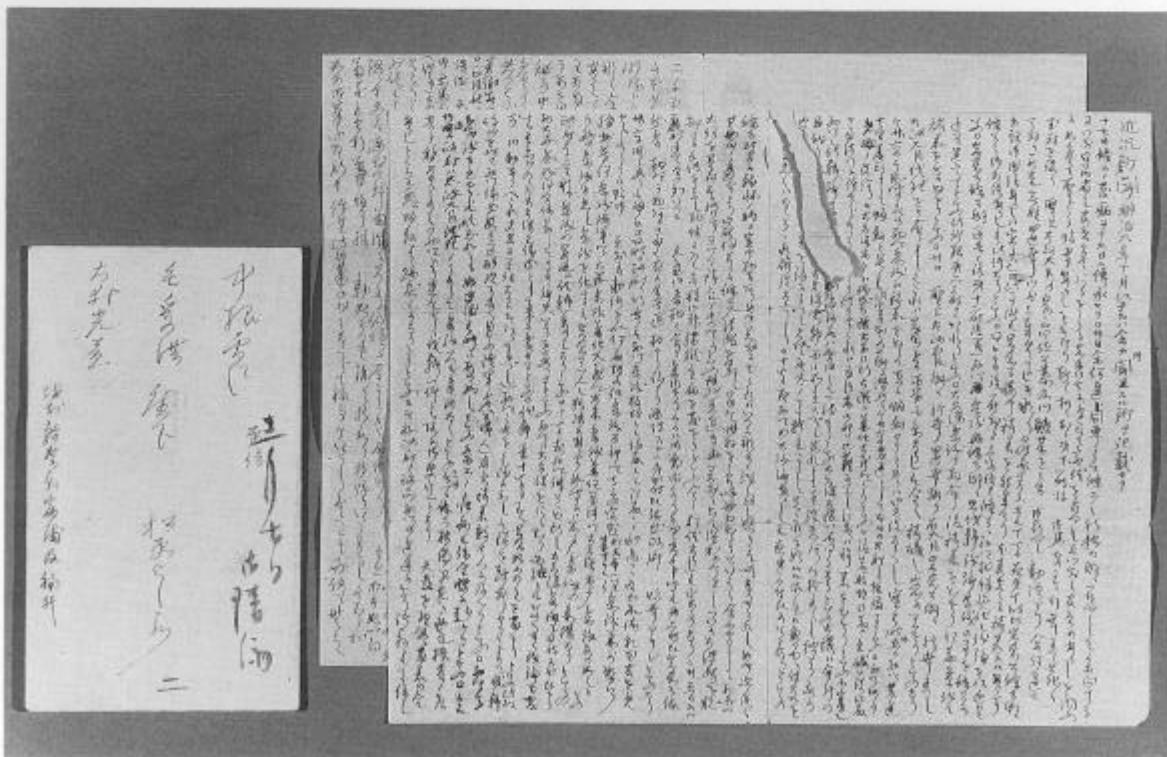


(4) 毛受鹿之介（洪）筆 「雲霧秘錄」

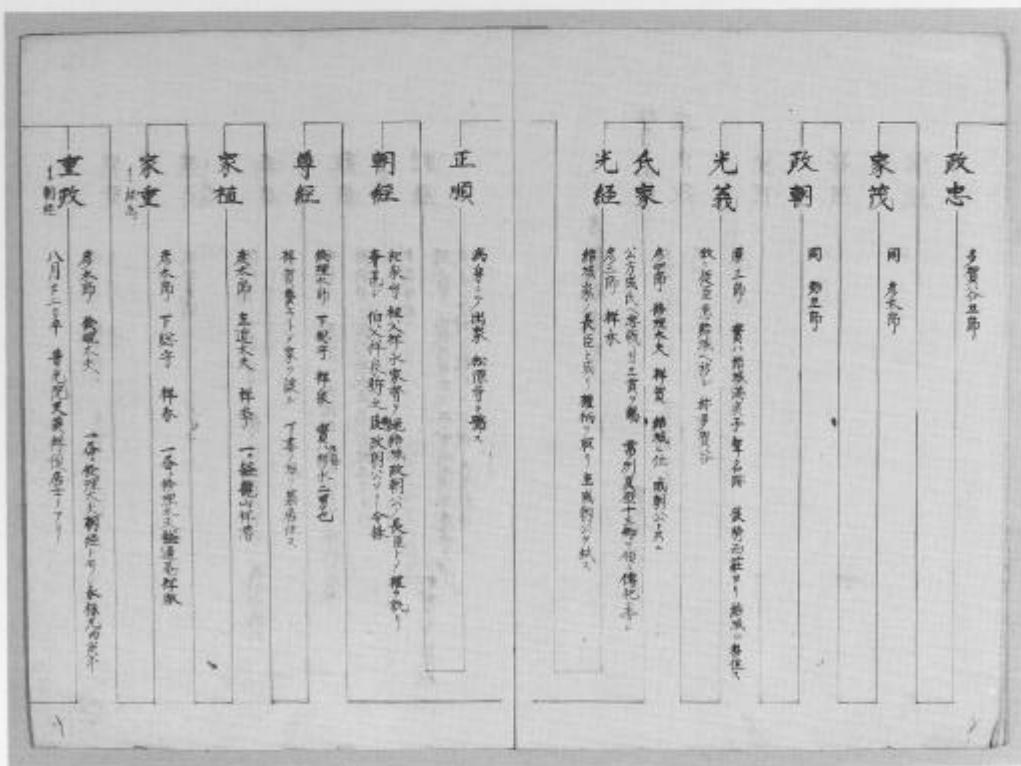
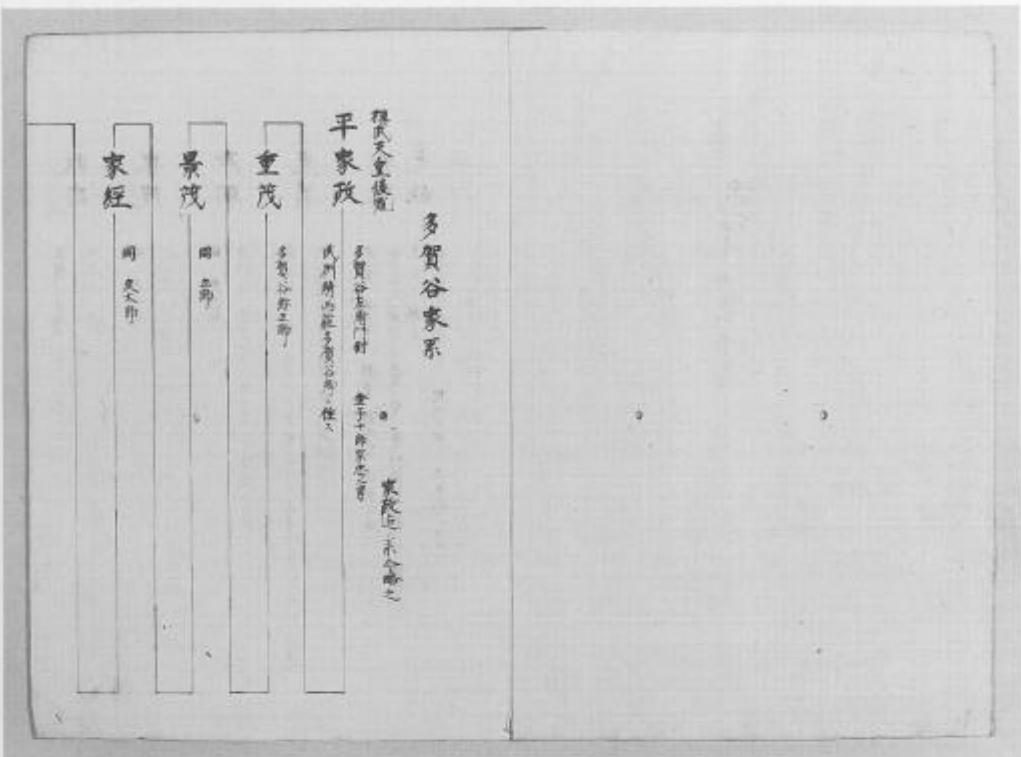




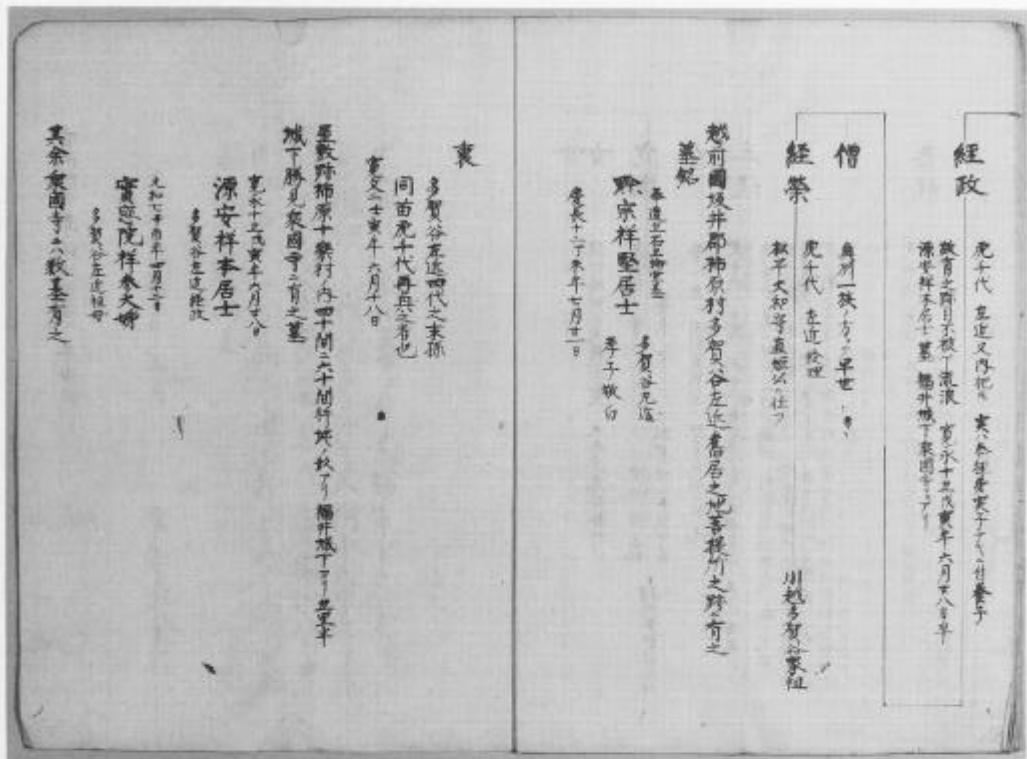
③ 松平春嶽筆「洪」命名書



④ 松平春嶽書状



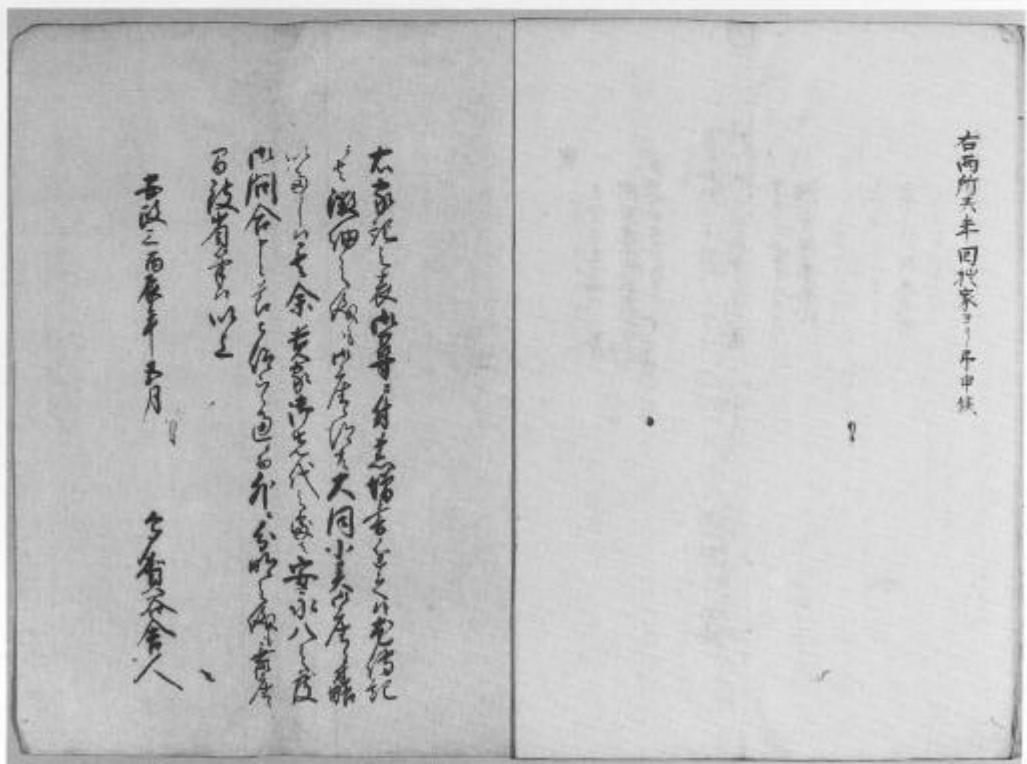
⑤ 多賀谷家略系



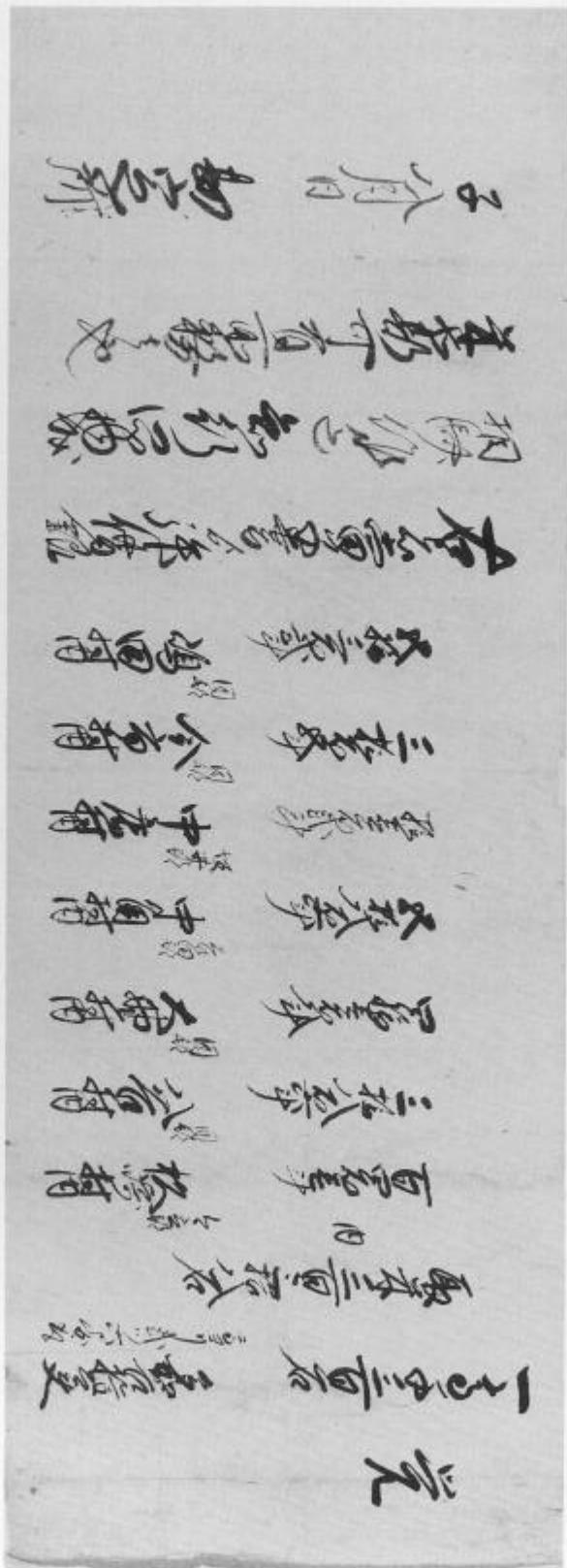
經政

光子代 玄近又傳也。寒、今御家實子之子也。養子
故育之而引不接。一浪浪。宣永十三年夏六月天正八年夏
源安祥本居士墓碑并傳下表同上。

古雨竹大夫同代家三平申候



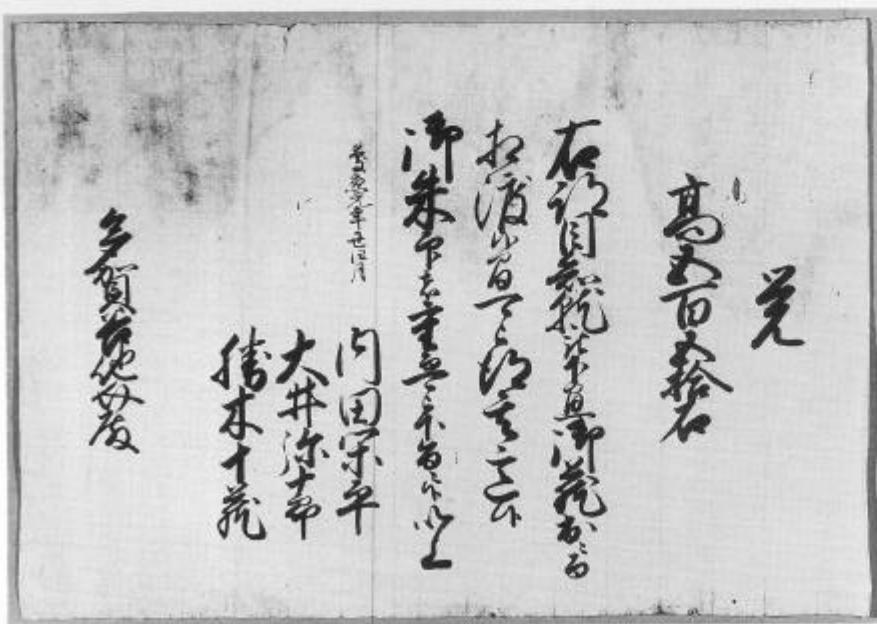
⑮ 多賀谷家略系



④ 多賀谷惟大夫宛免定覺



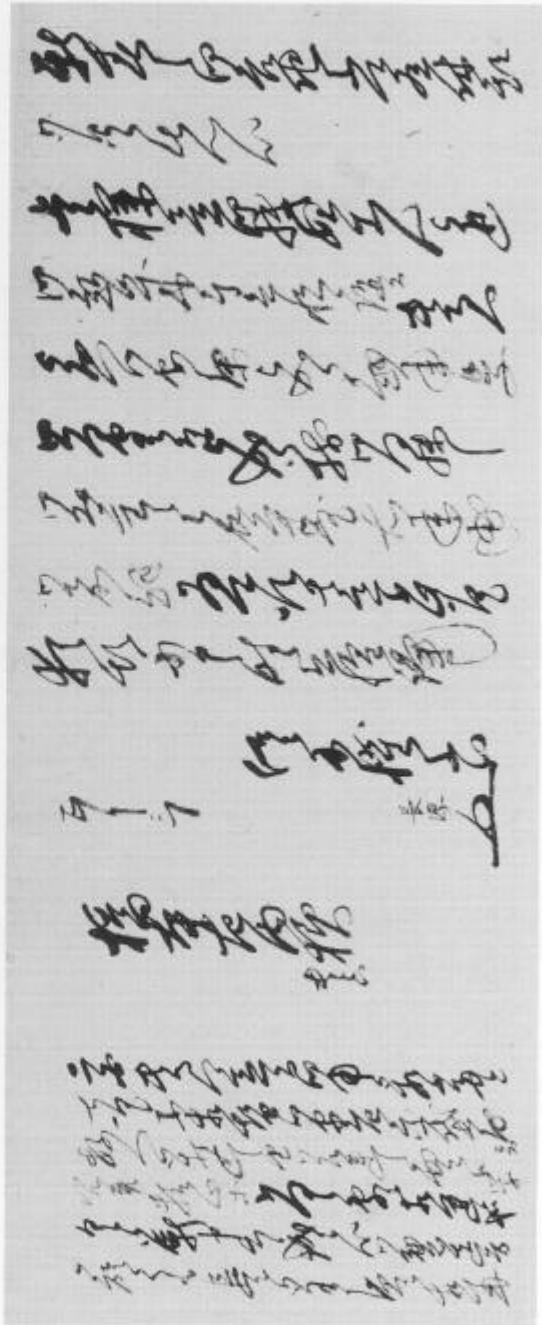
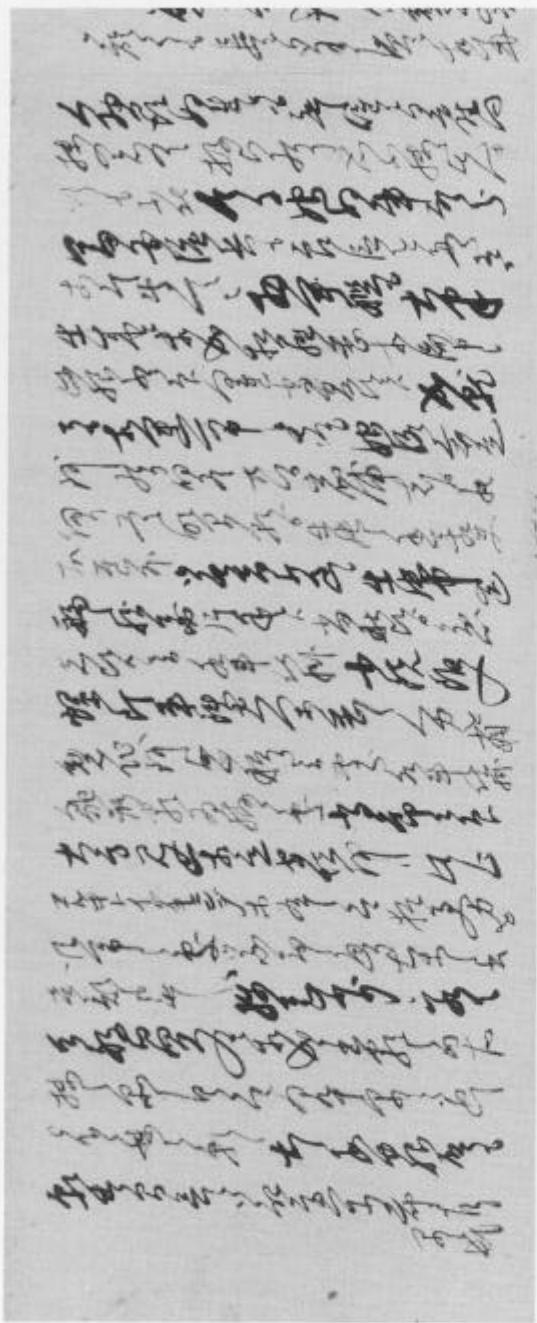
⑦ 多賀谷助之進宛書出



⑧ 多賀谷他介宛書出

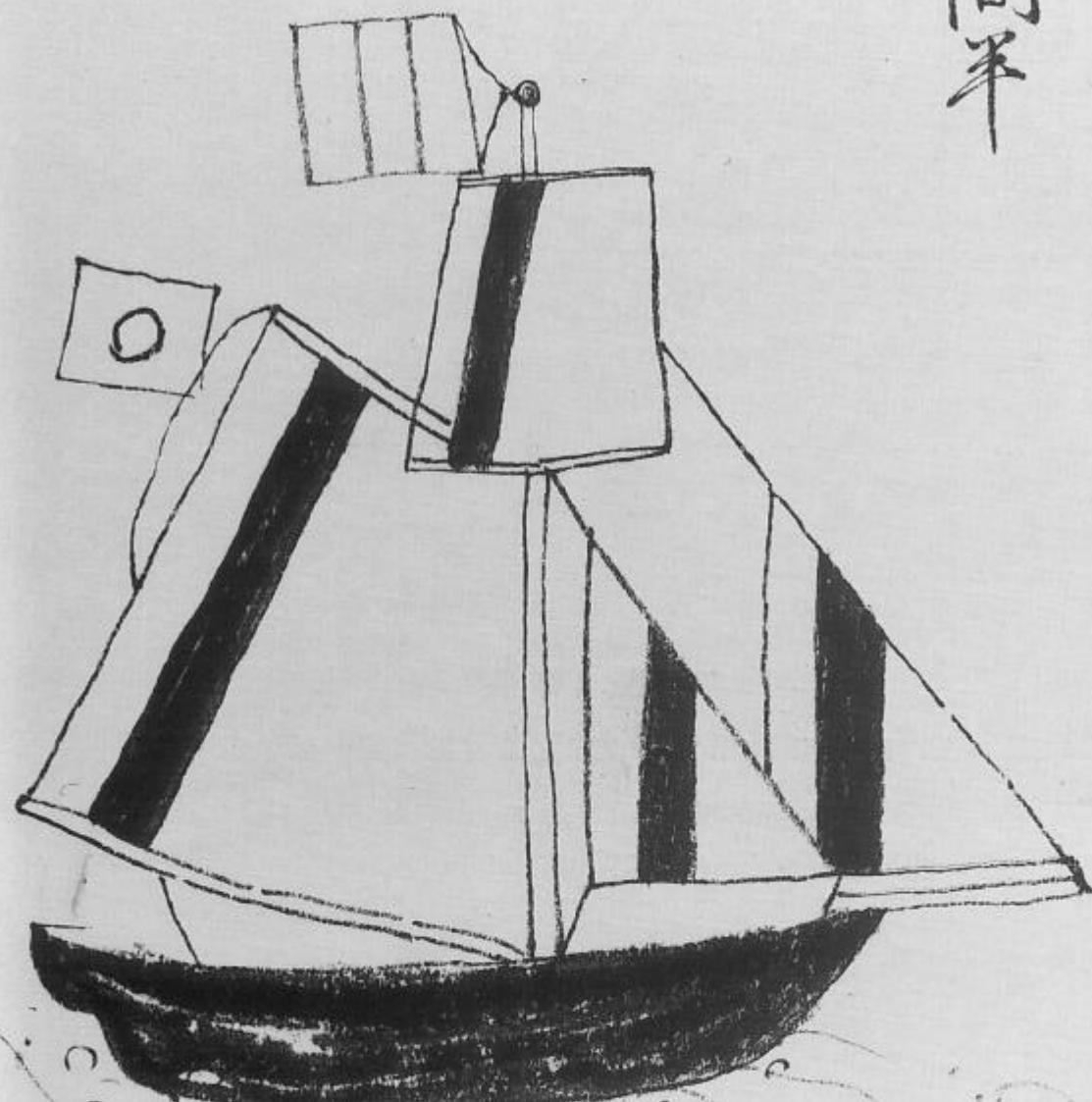


図の土器　青釉冒水溝②

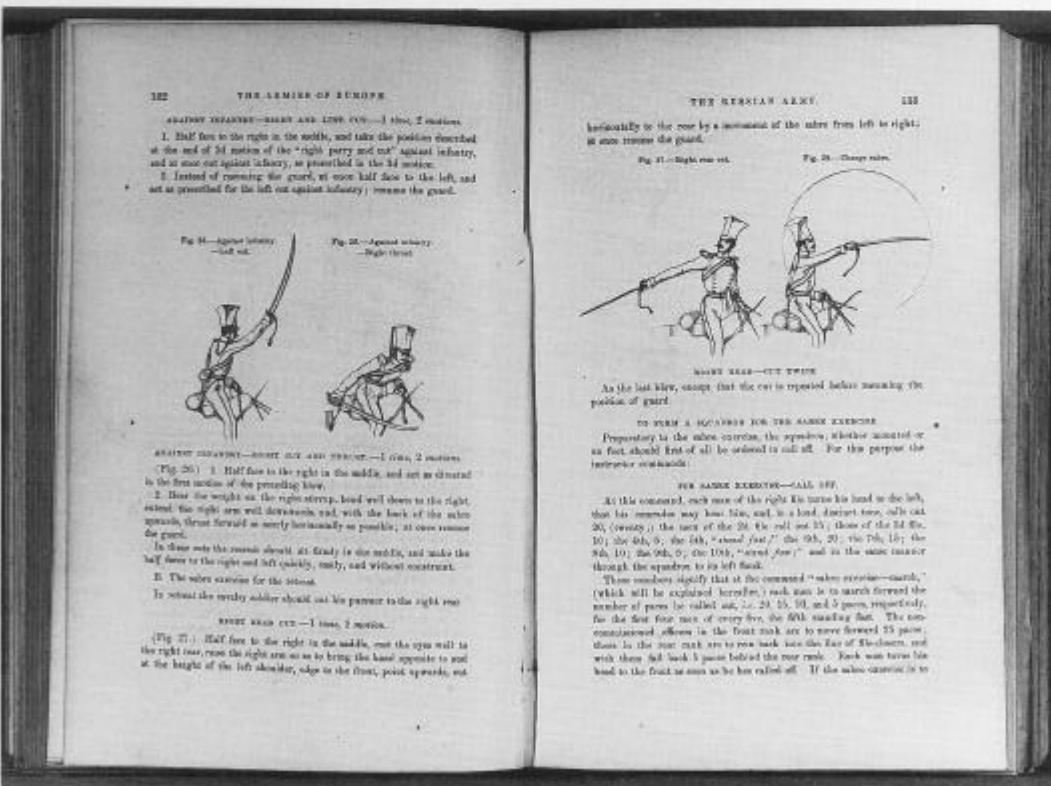
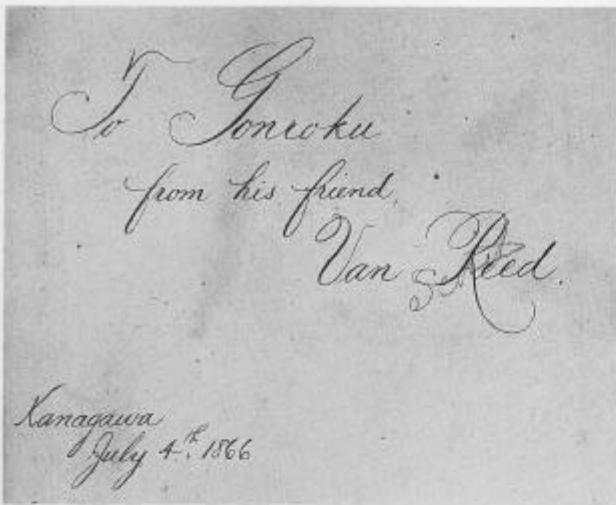


◎ 佐々木惟六書狀

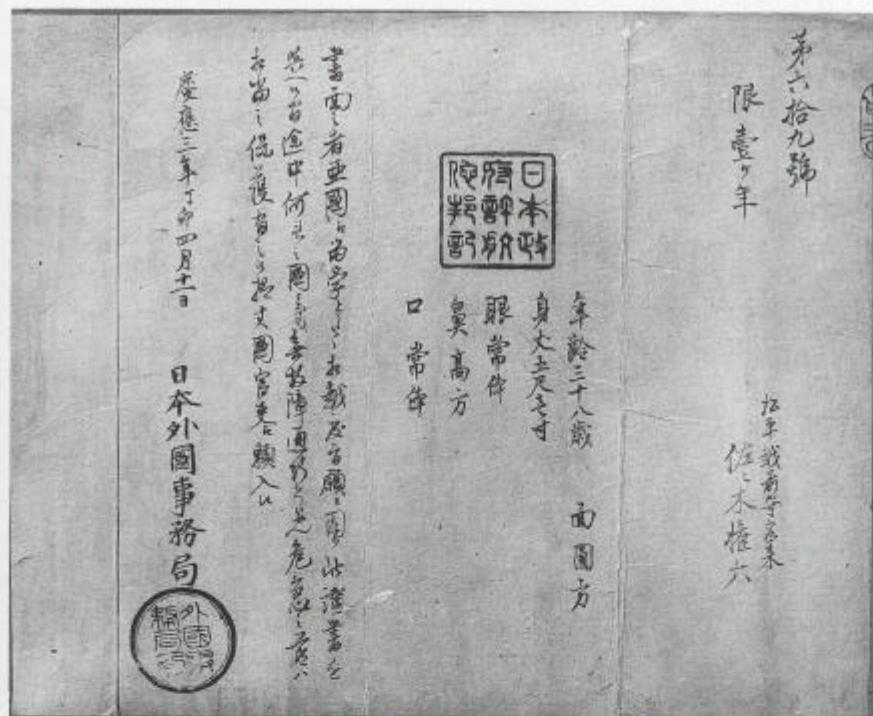
三回半



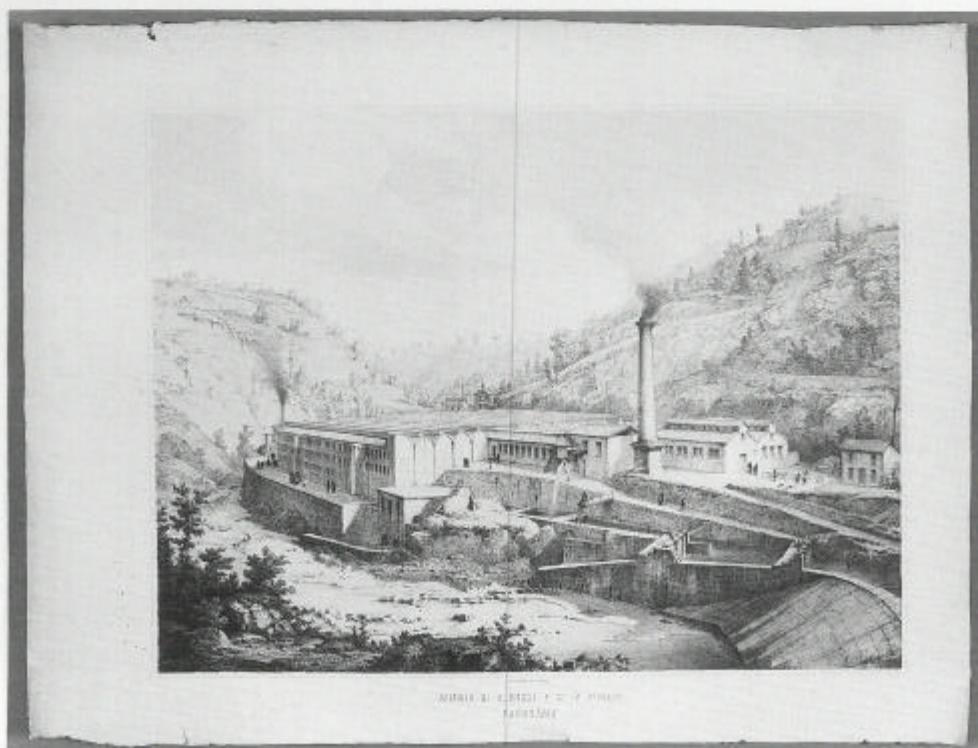
福井藩建造洋式帆船「一番丸」（「家譜」安政6年4月8日条挿図 越葵文庫蔵）



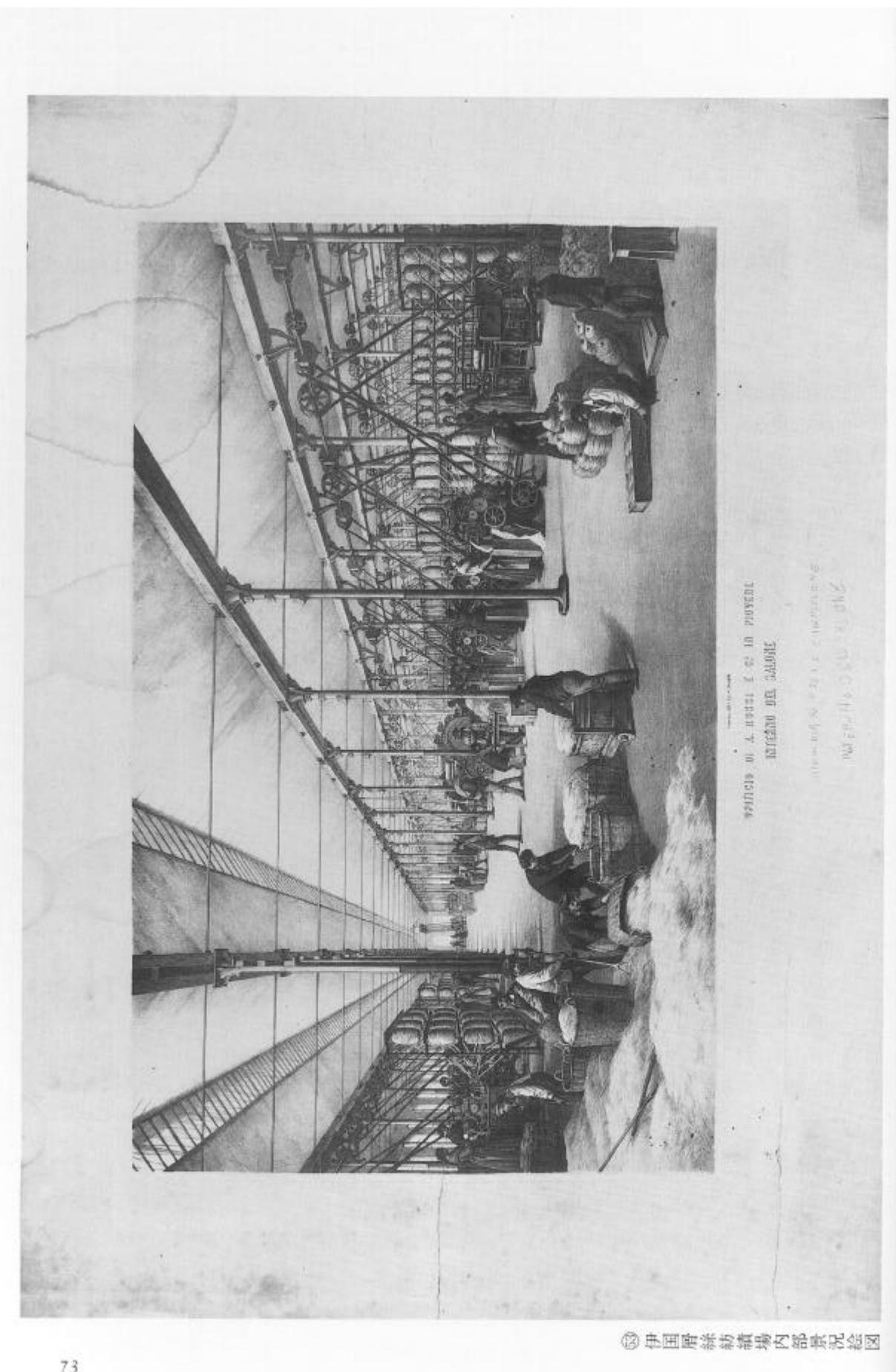
⑤ 佐々木権六手沢本『THE ARMIES OF EUROPE』



佐々木權六渡航免許状（写真複製・福井市春嶽公記念文庫蔵）



⑩ 伊国屑絲紡績場外部景況絵図



② 伊賀縫紉工場内部景況絵図

官古后直勸充

高藏其使

行取之矣事亦

內急者事因之

急急事急急

急急急急急

附
皇太后宮内
啓瑞少陽足
多為多附多
奔走不一方
勞方為多
事務繁忙
多為多而此
雨天不涉此
化日多是近
度候多未過
以身多
此段多
傳本

二月六日

里九

佐長度假

傳本

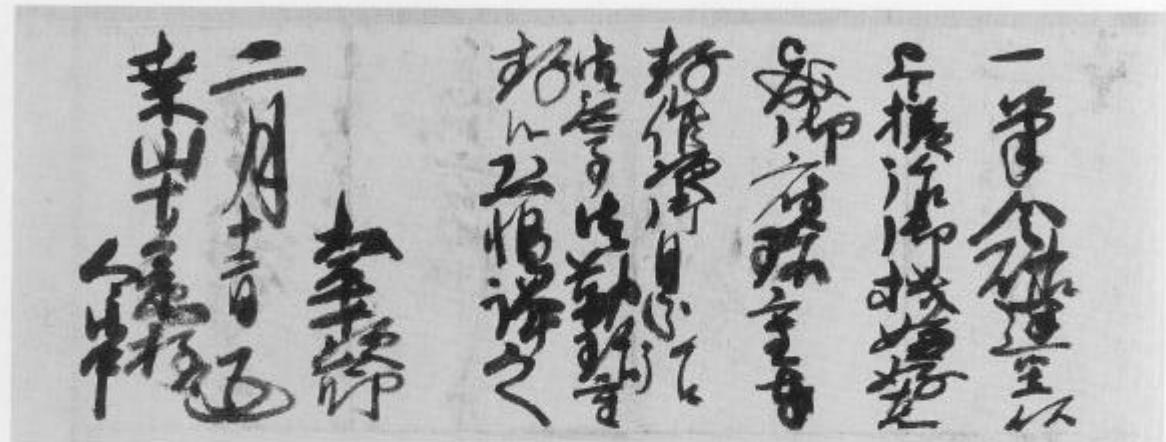
◎ 岩倉具視・大久保利通書狀



⑥ 佐々木権六筆 「我が絲の大纏は海原に云々」の和歌



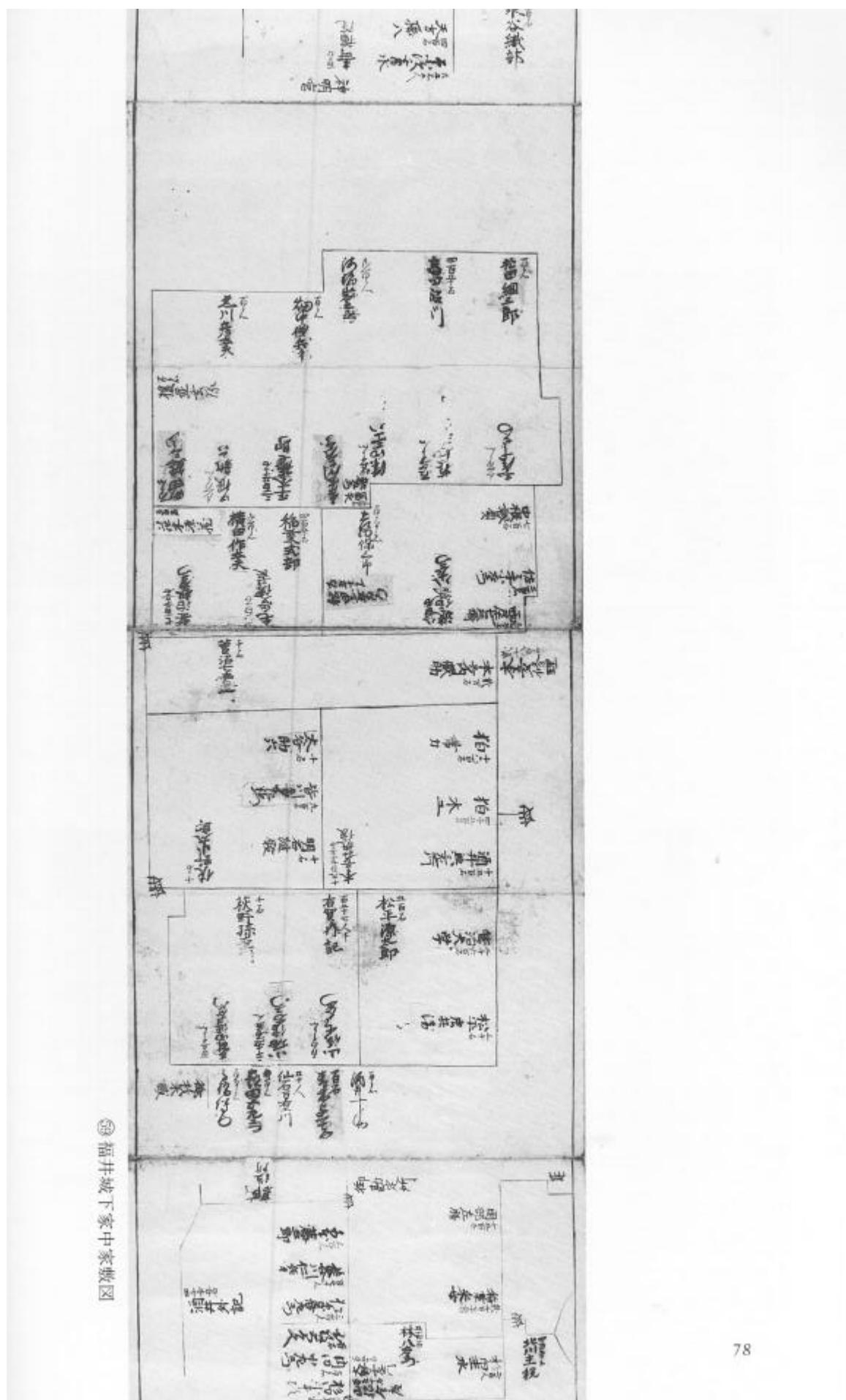
◎ 松平宗矩書

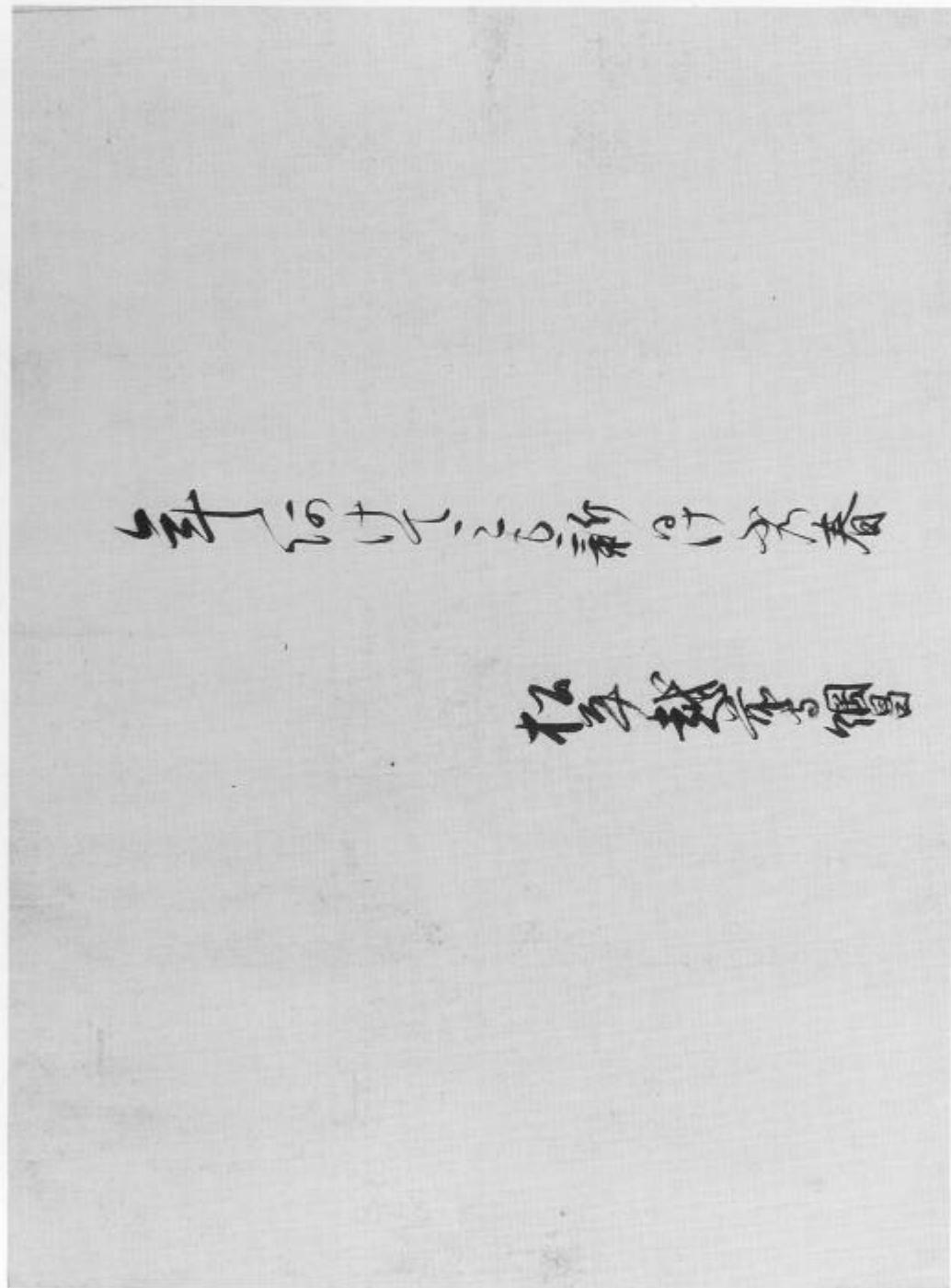


◎ 松平宗矩書状



◎ 松平宗矩書状





⑥松平綱昌筆　自詠「年あけて云々」の発句漫紙

本日足下等ヲ招集

テ例年ノ宴會ヲ開

カントス奈何ン余八百三

十男達阻止シ以テ共

霞杯ヲ酌ニテ歡聲

スアヌハヌコレヲ遺憾ト

然ニ余カ撮影ヲ盡

翁ニ垂スコレヲ宴會ノ

主人ト見做サンヨウ希フ

此宴會タクヤ承継エテ

根甚ハ四君臣ノ情契

泡ハサルニヨリ四君ハ四

臣ヲ保護シテ安全ナラ

シルヲ勉メ四臣ハ四主ヲ

輔贊陪談アフシフ

輔贊陪談アフシフ

望ム實其本ロノ歡喜

無上ノ滿足ニシテ十六

俗ホテ聲サンヨウ希

余近口夕夕忙翁相日

登京ノ期迫ニ不草

書以草稿遂付入

恕セヨ偏ニ口下等

請

徒康ヲ賀シ共情

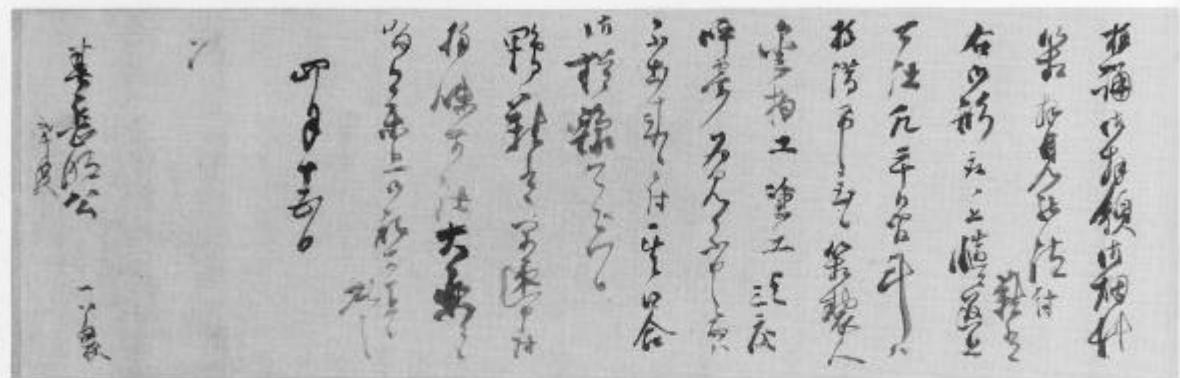
契ノ無限ヲ祝シ且

望ム

明治十三年月

松平慶永

⑥ 風月宰相思之葉（松平春嶽書状）



⑪ 風月率相思之集（大久保一翁書狀）



⑫ 鈴木主税書狀

慈堂書翰錄

◎慈堂書翰錄

一筆詩上此身先以
本志既生隨口敷衍聲健長遲每以愚陋
應之片思而第六實之如是為失禮固辭之正合少定少撻可
令之撻一撻中動之三周又一折半而下此時語多三事之說
密半上升微出玉後候之時天氣尚熱會盡半二時則暖意
生煖嘗若其身令身被蓋雨尚全雨者也身自出體為邊境委
之而不忍去次一秋半之半時萬物既成此日始處於內動之前
所因寒則寒之而暖之則有萬物之極雖皆得合身在大石
之固之山子多寒故謂之大注掌載之之遷動無精萬以世
間空也惟之念之聖人以萬物之萬施氣而後已矣此一句
莫非以汝汝休生如此事矣一上之而以言略之之榮也無榮

② 村田氏寿編『景岳君書翰錄』

材料 第三十四号

花落春空晨霧發曉風飄露入高廬
自古宦薄寒空裏世工伯也舊物存

我為國家死私小宵居臣照天地事空
賞在神明

古墓奇絕命之詞

景岳君書翰錄 第壹

氏壽編



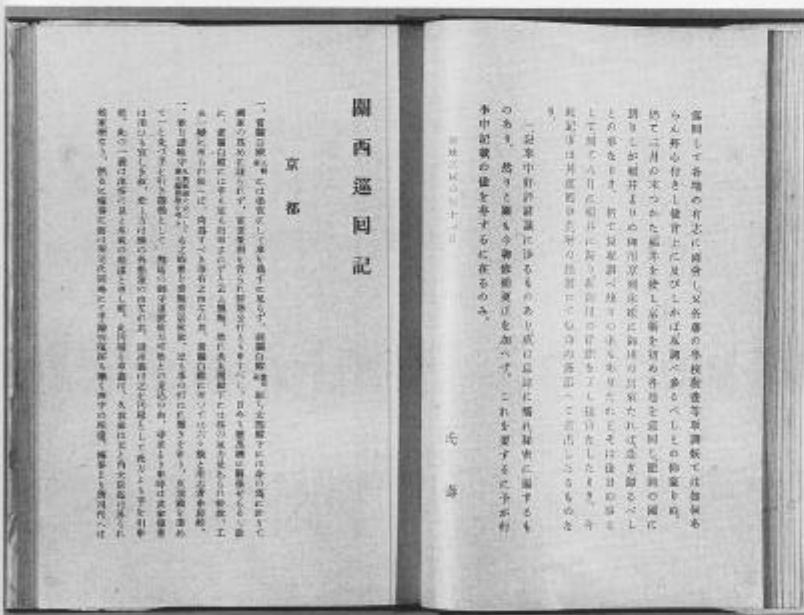
このあはれづくばれこれ
浮うせりての涙ありうる氏壽

橋本左内呂書翰

一
此秋ノ暮ニシテ幸半始末済メトヨリトナリ大恩ノ如
ク所幸御忠告を蒙ル。古今の嘉説、實事の如きを教
示下され候。草堂記に此書、三更の餘詠と交賛往來
を蒙。道中一月餘日。二千三百里矣。所以爲中西
通古事大通。不思議哉。後も早速お詮す。言葉解
け叶ひ。然し處所を考へて多難うむ。而してつけて
お詮す。その處所を考へて多難うむ。而してつけて

関西巡回記 村田久壽手稿

◎徳富蘆峰筆『関西巡回記』題字の書幅



◎村田久壽著『関西巡回記』

當より筆を手に
猶且博ゆ今こそ處處易得
情狀若何有其筆走る一卷印書焉也
明 久保田氏壽も義 繩

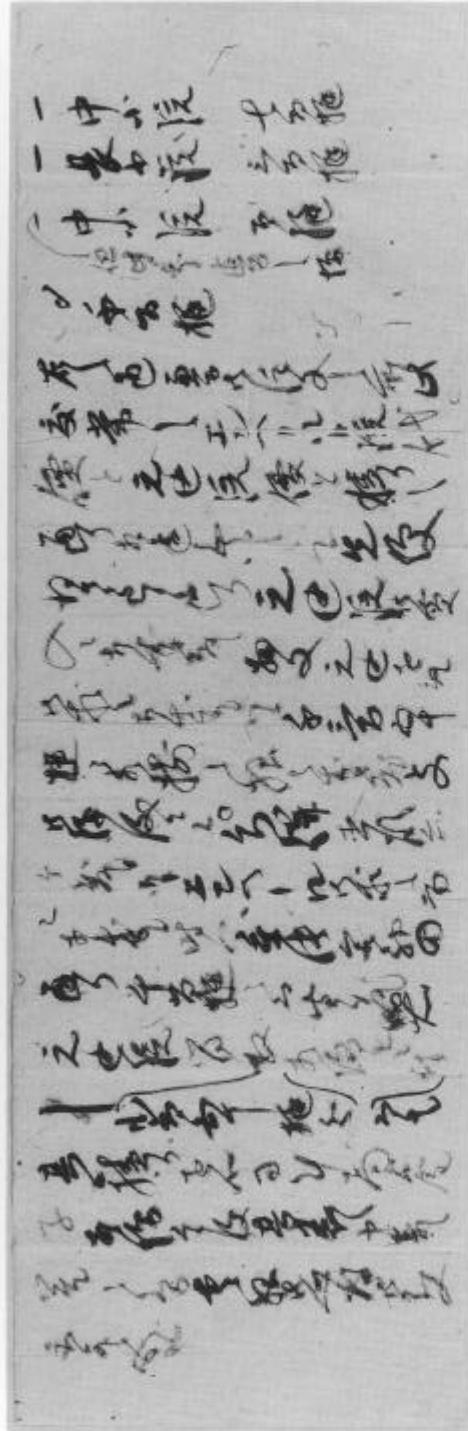
◎村田氏壽筆 「當日繁草福井城云々」の詩幅

② 村田氏英 読川地柯亭筆 桃太郎物語の画幅

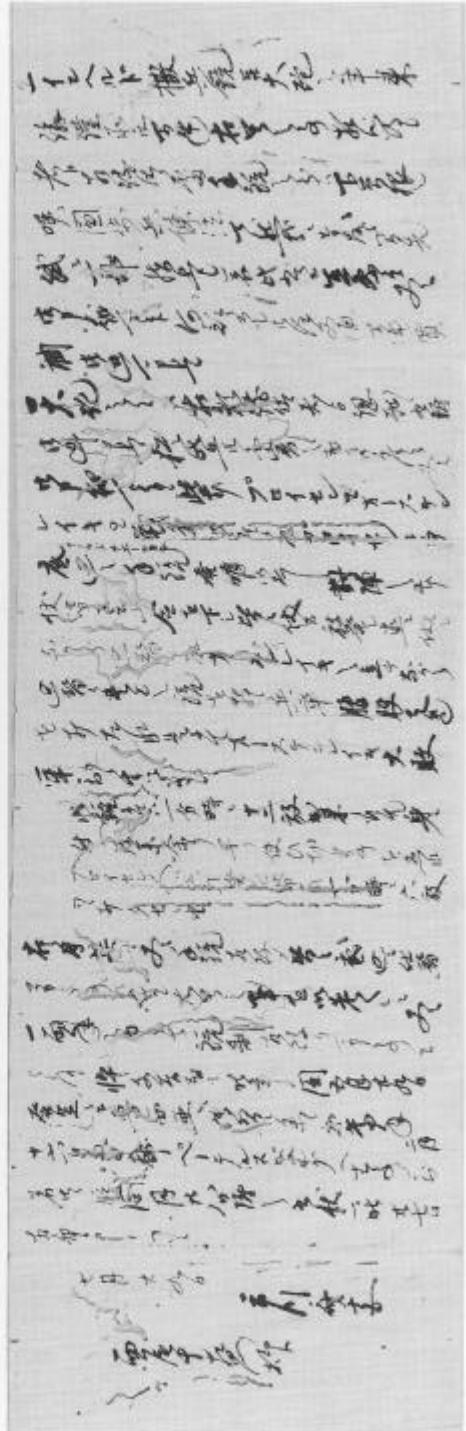
有翁有德有白髮生猿與水陽光遇雨雲喧不識
誰更识别此妙在深洞惜把迷幽流未捨捨義空
石子洞苦捲生仙果漫送我老猿青城延年無解
於誰身惟崇性空寒暖空道徒一唯之虛利觀
于水川幽洞苦捲生仙果猶環去直真躬
暨夏山江水行舟遇國桃源大約乃忘州
誦斯春二十八月辛巳望經青

九十二翁柯亭寫





⑦ 洋式鏡購入二付覺書



⑦ 市川齋官憲狀

三國志

準道

歸納早

字同公齋

五

繫辭曰易與天地準

故能勝給天地之道

欲人亦能學之而無
天地之道準齊

德山惟一

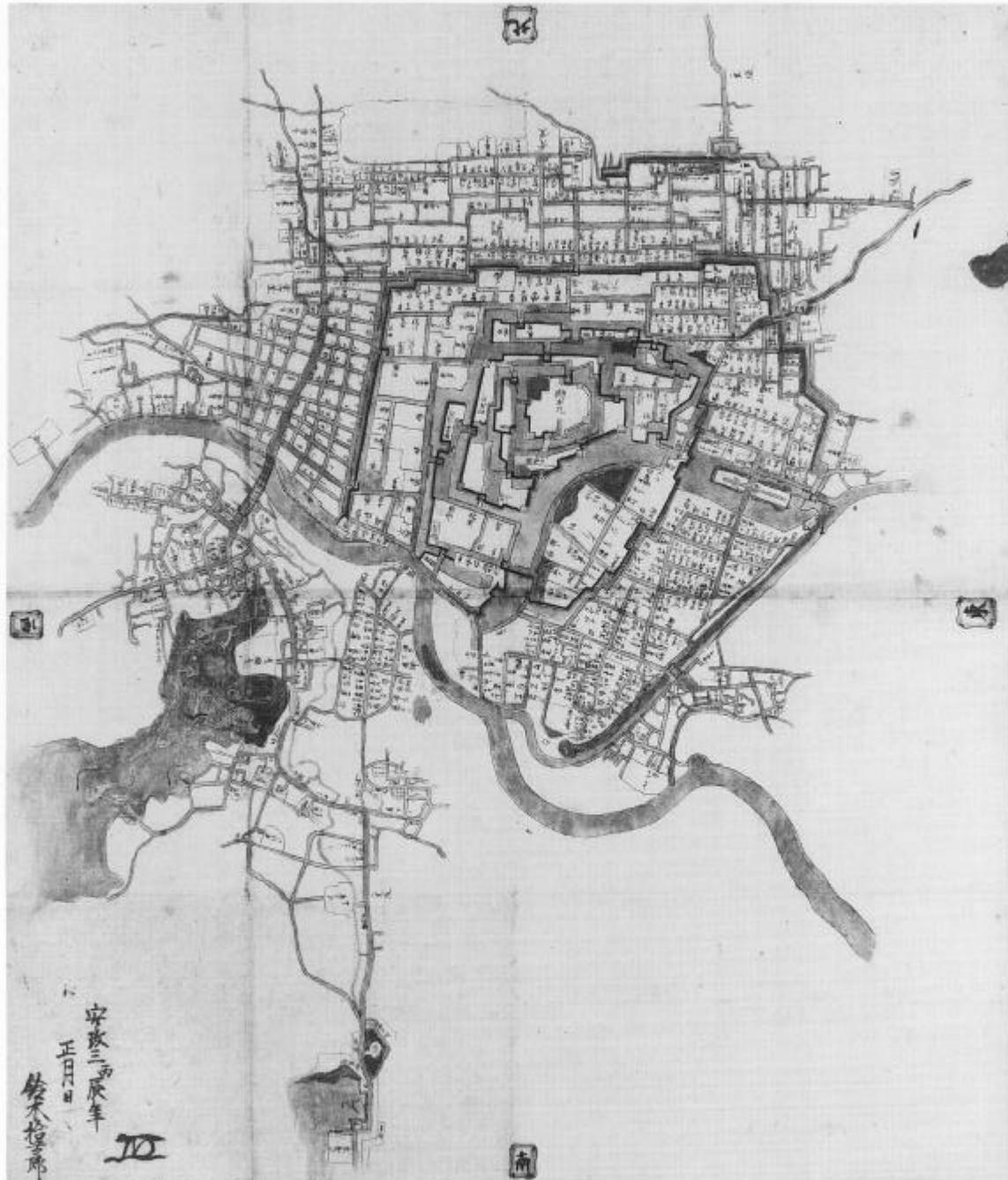
安政二年正月吉日

印

鈴木拾五郎兄

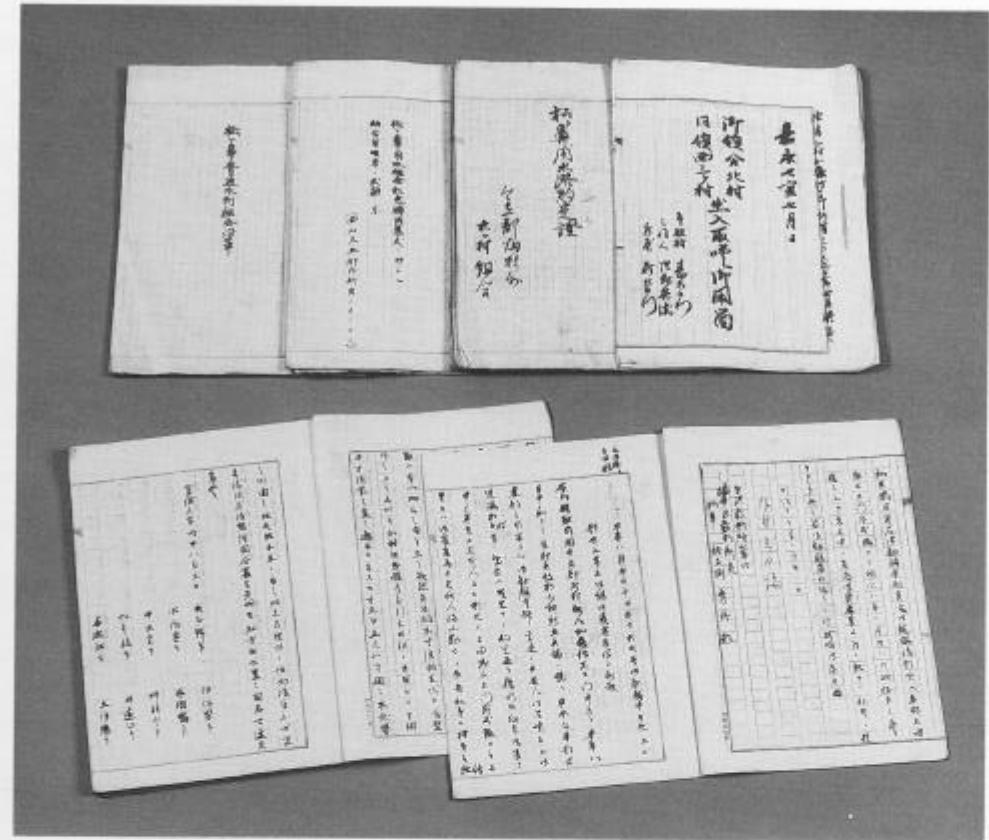
王机下

◎ 德山惟一筆「準道」命名書



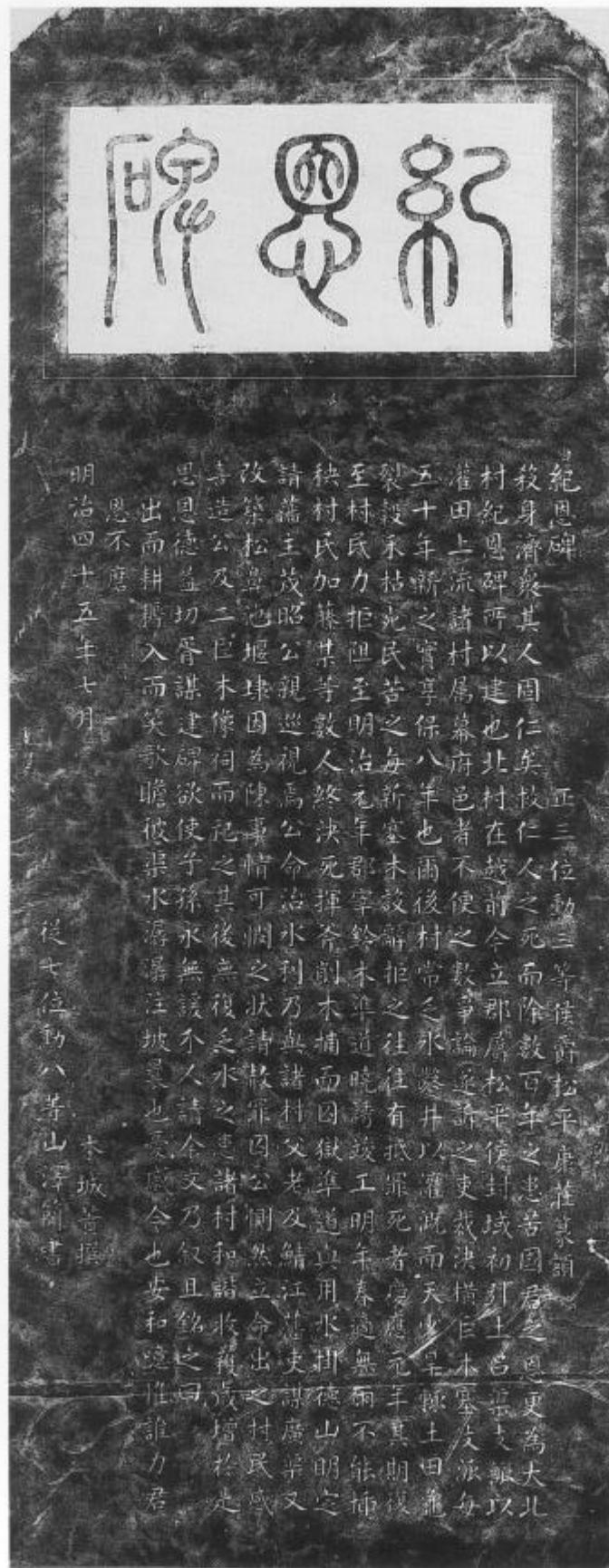
⑦ 鈴木準道筆 福井城下之図

74 松ヶ鼻用水関係文書写



二社大明神

⑤紀恩碑拓本の幅



今也

自生帝勅ヲ下し憲法ヲ公布

シ邦家ノ制ヲ改ム準遵君

福井市長ノ機ニ仕入赴仕

ノ懸予ニ一言ヲ需ム即講活

ノ要領ヲ記シ以賤ニ換フ

君福井市長ノ模ニヨリ公共義

弱ニ授シテ教テ顧慮スル處ナシ爲

士ノ職身ツイテ國ニ唱ヘ死ヲ以テ國

ニ報ユルハニ君力素志ニシテ予モ亦不

疑トヨロ也而教國ノ念益強固ナル

ハノ忠ヲ盡スノ精神益精密ナルヘン何

トナヒ革ニ薪タルモノ、所爲怨テ公

衆彼是ノ列害ニ聞スヒナリ

倍彼ノ利害細大アソ洋ニシ衆ニ計リ

眾可トニテ之ヲ行フ行ヒ則法アリ法ニヨ

リテ事ヲナルモノ其心精微ナフサルハカ

ラス真実ノ人ニ徹ヘル言ヲ俟タス衆ノ

和スルト否ナルトハ誠意如何ニテハセ也

公共ノ道ニヨリテ公共ノ責ニ仕入ルモノハ

自ラ公共ノ心アリ。公共ノ心ヲ心トスルモ

ハ則無倫無黨地方全体ノ為ニ謀リ

テ偏依セス事々其主眼ヲ明ニシ次序ノ

定メ詳ニ議シテ以テ衆ノ望ヲ達シ土地

ノ富シ國用ヲ足シ人々各々其權利保

持シ君ヲ尊ヒ國ヲ愛シ己ノ志ヲ逐ニ情

ラス各自々由ノ幸福ヲ全スニ至宣率

先勉励セサルヘケンヤ

明治二十二年六月公正稿

若武信黨相依頼ノ目前ノ小利ニ逐ヒ

公共ノ道ニ背ケハ特ニ多數ノ怨ヲ招ク

ミナラス國家ノ不利ア木シ

勅令至仁ノ本旨ニ戾ル慎ミカルヘニヤ

人民百姓ノ是事富強ノ致ニ外ナラス富

發ノ本ハ其和ナリ地方相和シテ業ヲ脩

メ一致シテ事ヲ行ハ富強ノ道備具ニ萬

般ノ煩惱ニ消尽ス徳倫公道ニヨル其ハ

猶速ナヘシ何啻僥倖ニ依賴ニ機ニ投

ミナ容ランソボルノ比ナランヤ

君ノ任ハ獨立市政ノ長ナリ徳倫任ニ

此スメ何乎乞深思セヨ



市長就任時 市会議員との記念写真（鈴木秀枝氏寄贈）

手書
支故推

以之
就其事

而作
事上

也。謹
此。請

古有
作。宣

是止
事。事

寫。詩
題。題

上。詩
題。題

事。事。題

詩。題。題

詩。題。題

中中
小見一見
也。而
清。海。一。多。清。海。
之。之。之。之。
老。心。中。清。老。一。魚。
老。心。中。清。老。一。魚。
老。心。中。清。老。一。魚。
老。心。中。清。老。一。魚。
老。心。中。清。老。一。魚。
老。心。中。清。老。一。魚。

◎諸士書狀（橘本綱常）

拜啓人解、清從
臣方福、中修、路
事、被、堂、蒙、蒙、
悉、御、所、不、予、
不、遇、之、市、民、一、希、金、匁、
得、主、意、願、之、達、以、
次、方、全、者、才、以、非、常、
力、使、之、猿、果、處、為、
之、有、一、之、此、而、取、放、
而、樹、絆、中、車、也、此、
也、拜、具、

鈴木準三殿

八月十九日 松平康莊

◎諸士書状（松平康莊）

拜啓人解、清從
東、孝、賀、之、件、送、般、
方、地、一、所、出、之、昔、以、容、乃、
な、ら、多、多、可、能、慮、其、蒙、
幸、福、一、門、事、
サ、三、日、物、京、物、自、放、
食、之、而、止、略、儀、以、
粗、東、方、禮、事、改、其、
放、具、

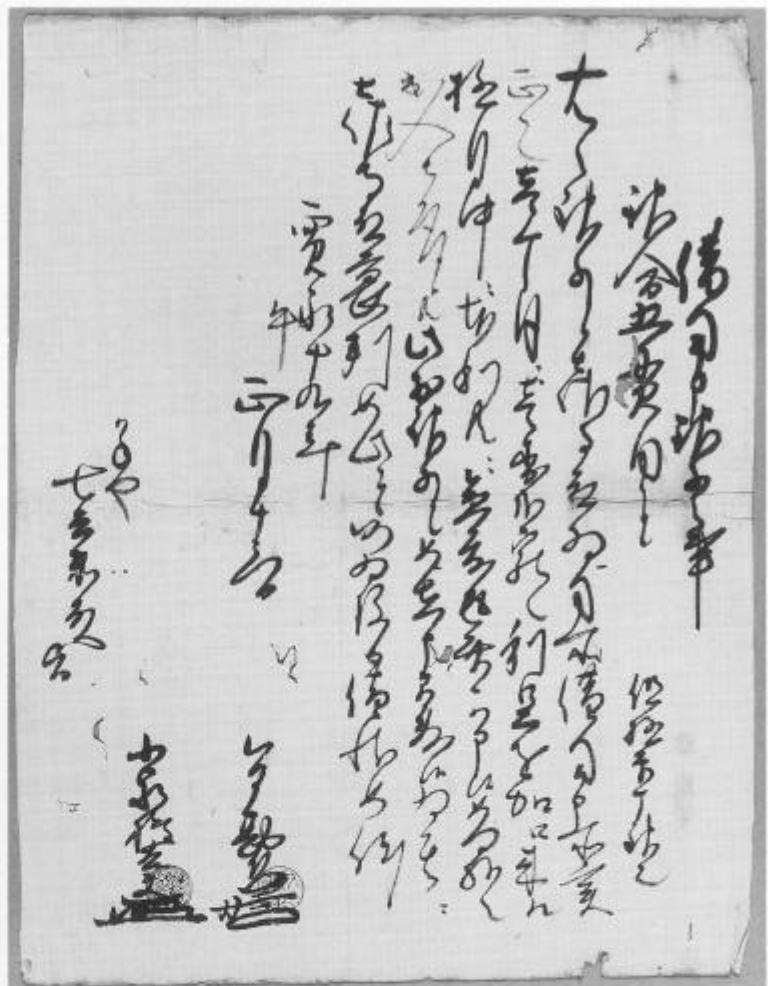
大正二年九月

足、仙、田、大、典、

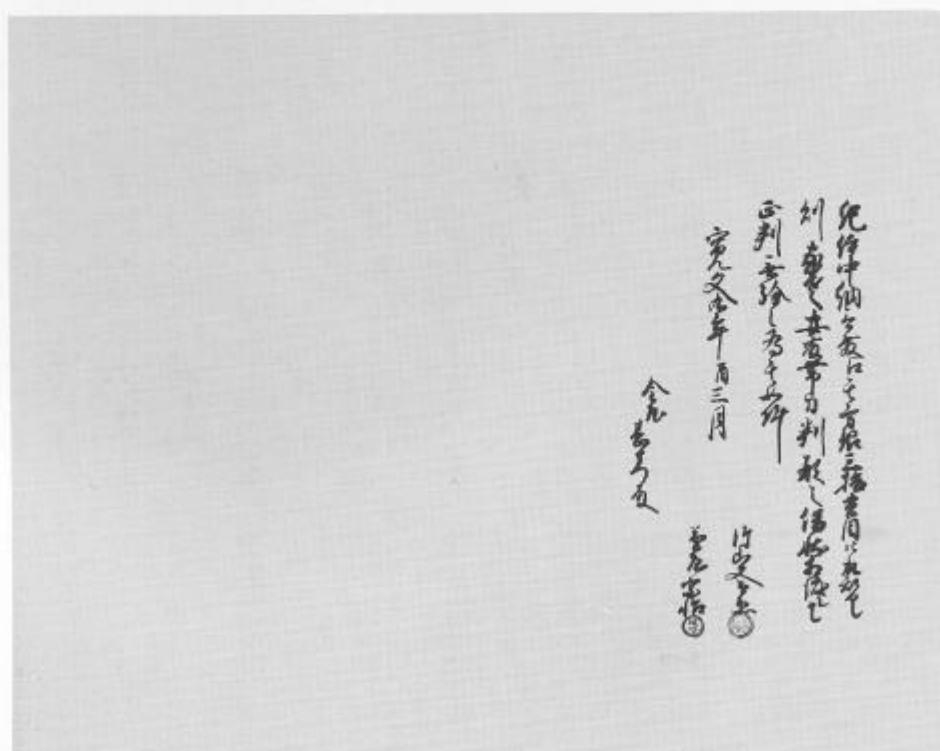
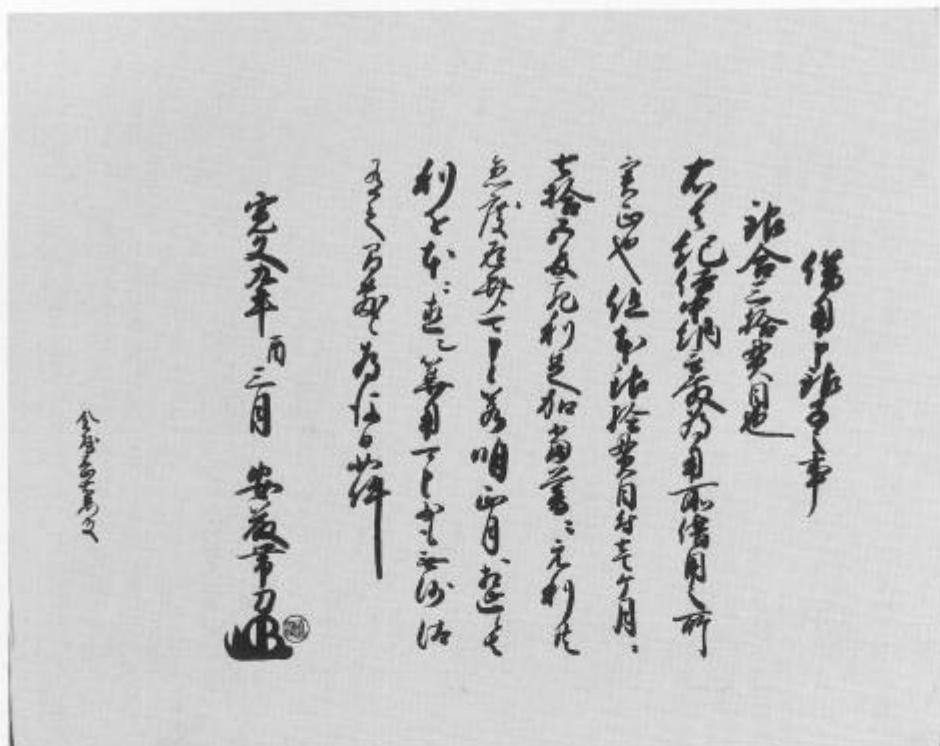
信、長、大、隈、重、信、

鈴木準三殿

◎諸士書状（大隅重信）



◎ 借用証文類（勝山藩借用状・同裏書）



⑧ 借用証文類（和歌山藩借用状・同裏書 複製）

依
御
用
指
之
事

銀合五百、貰拾貳百五

右某年、貰書之為御用銀之方指之直承
給者也。當己年、拾貳一元、添滿、清償
津、世利、本銀、內外、逐漸、年、考也
仍、供、待。

大寶五年己卯月

福井藩主

長治

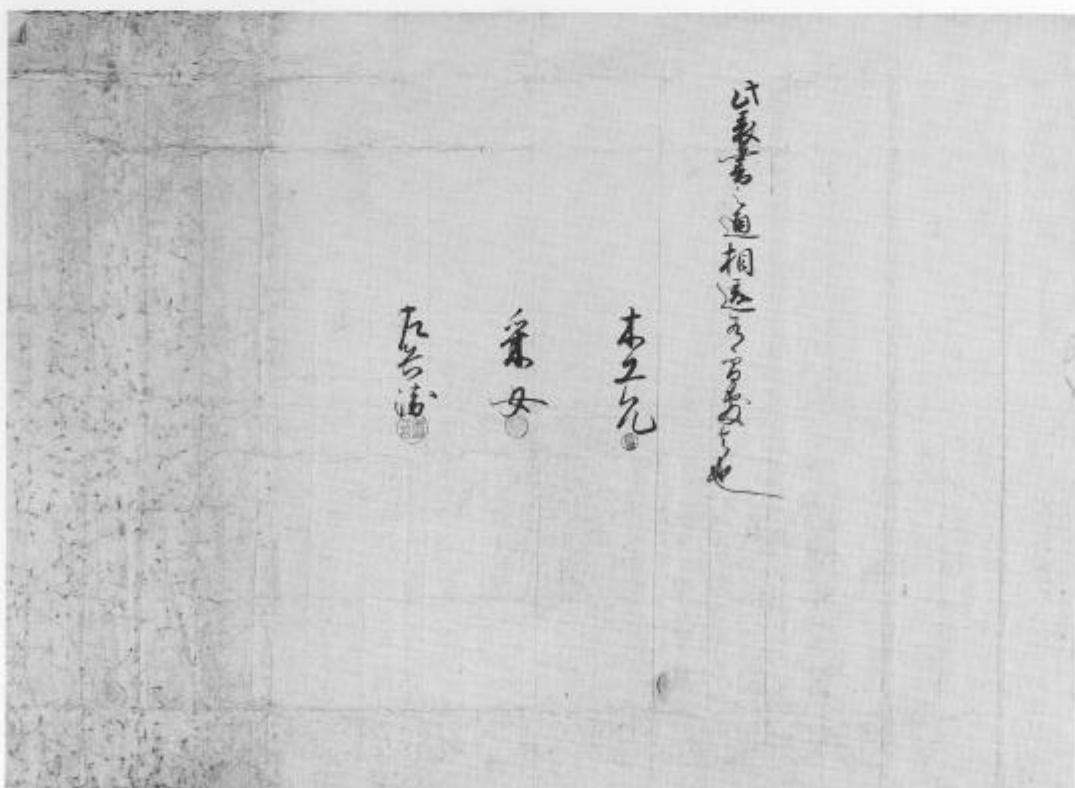
冬
秋
方
物
金
卷
七
三
九

此
書
通
相
送
之
事

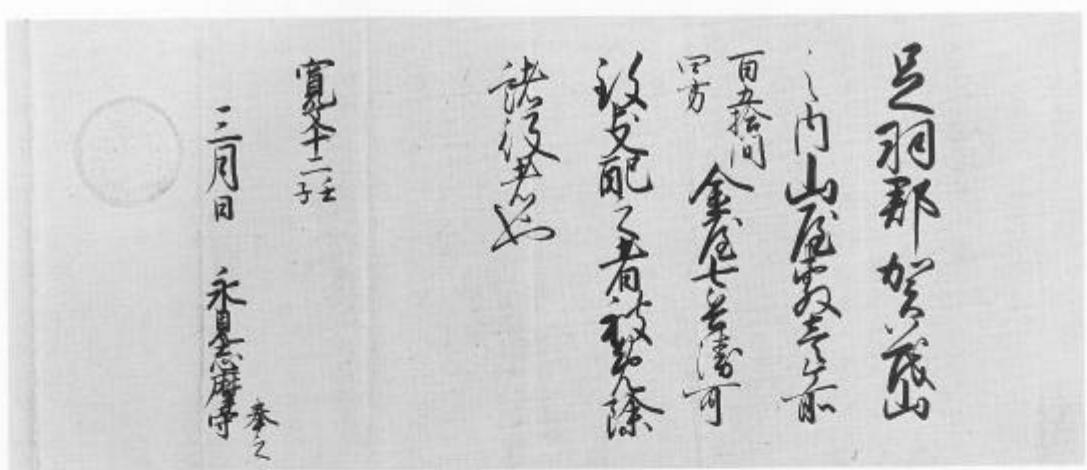
本
元

糸
文

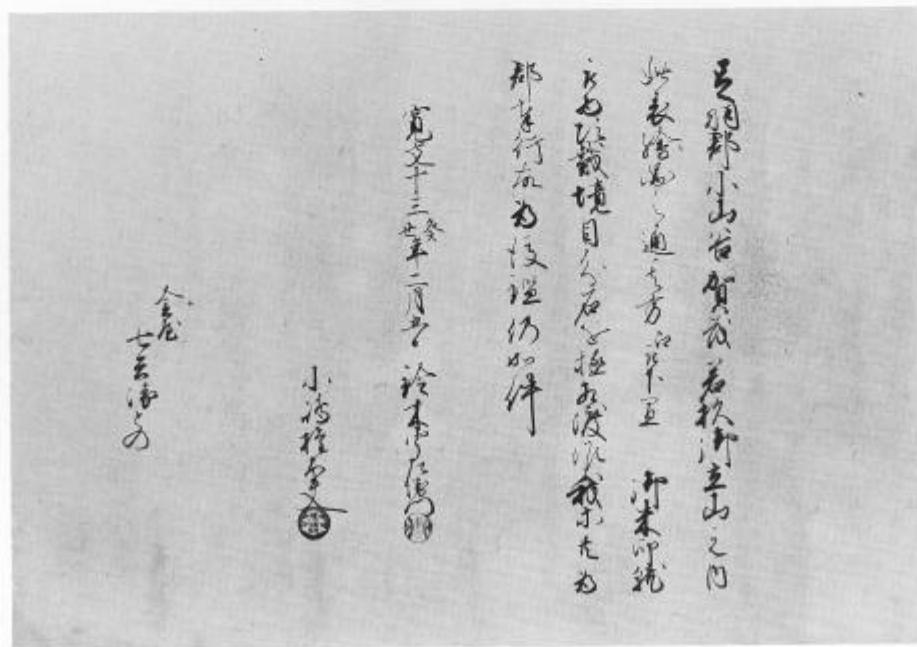
五
右
通



⑧ 借用証文類（福井藩借用状・同裏書）



⑧ 松平光通朱印状
 ⑨ 賀茂山内朱印地絵図・同裏書

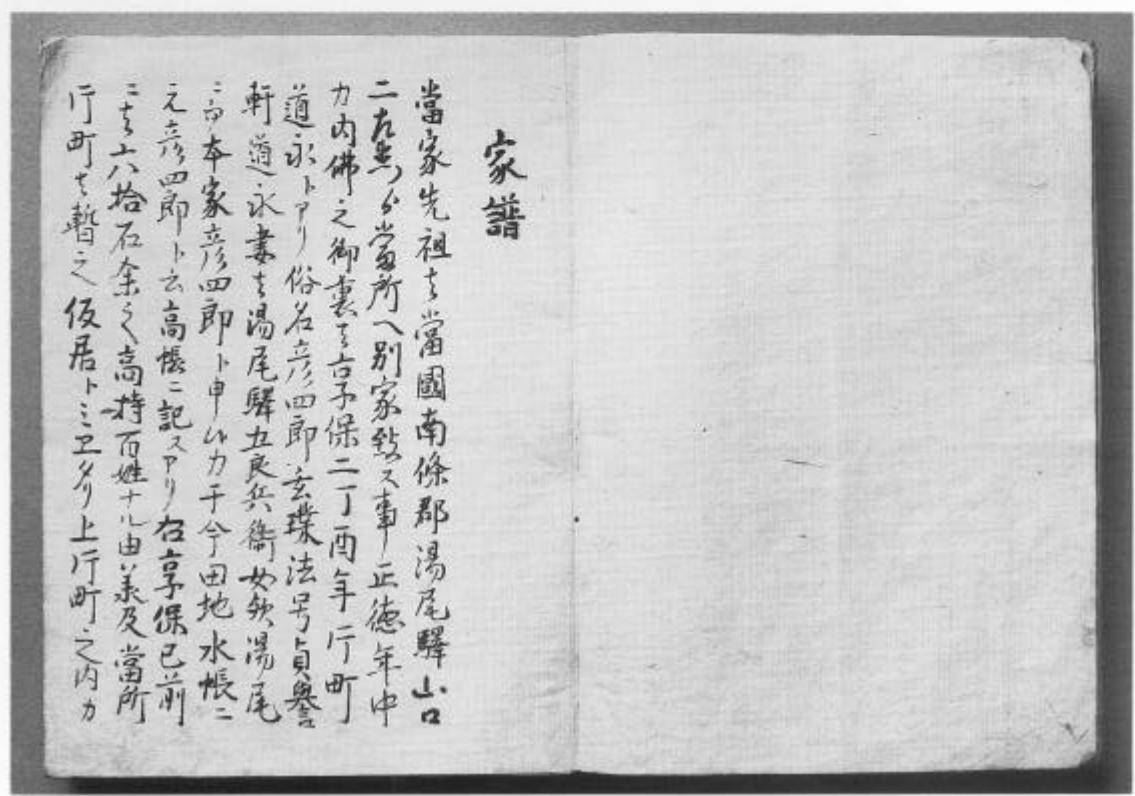




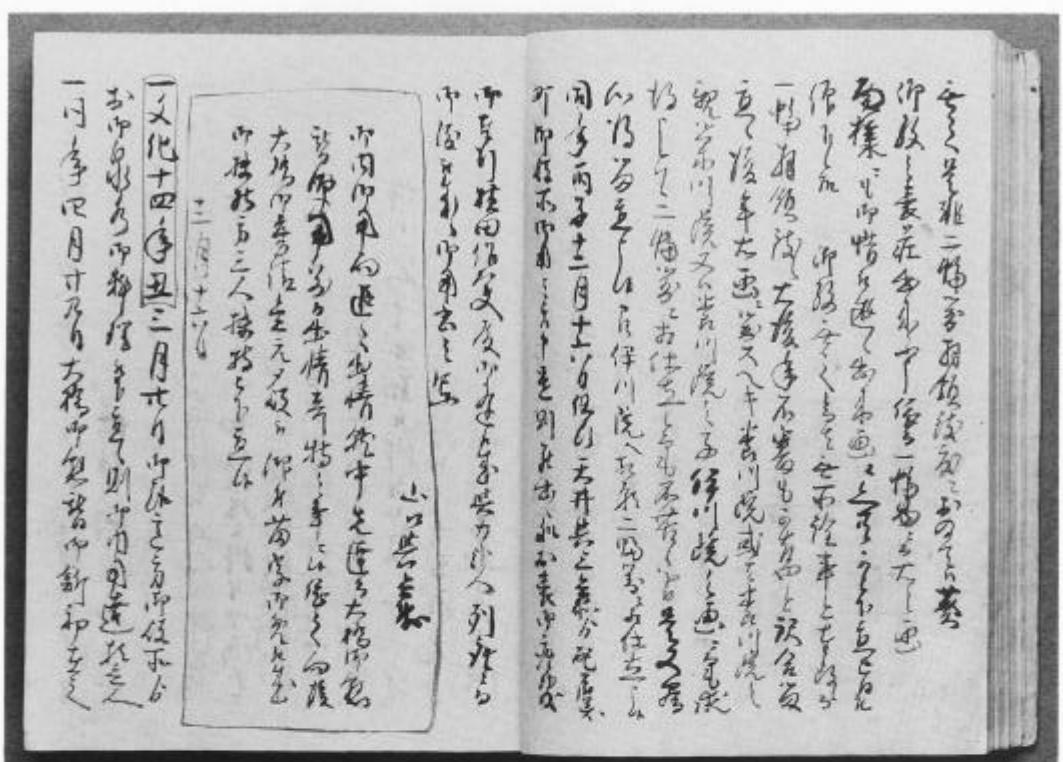
⑧ 木雕大黑天像



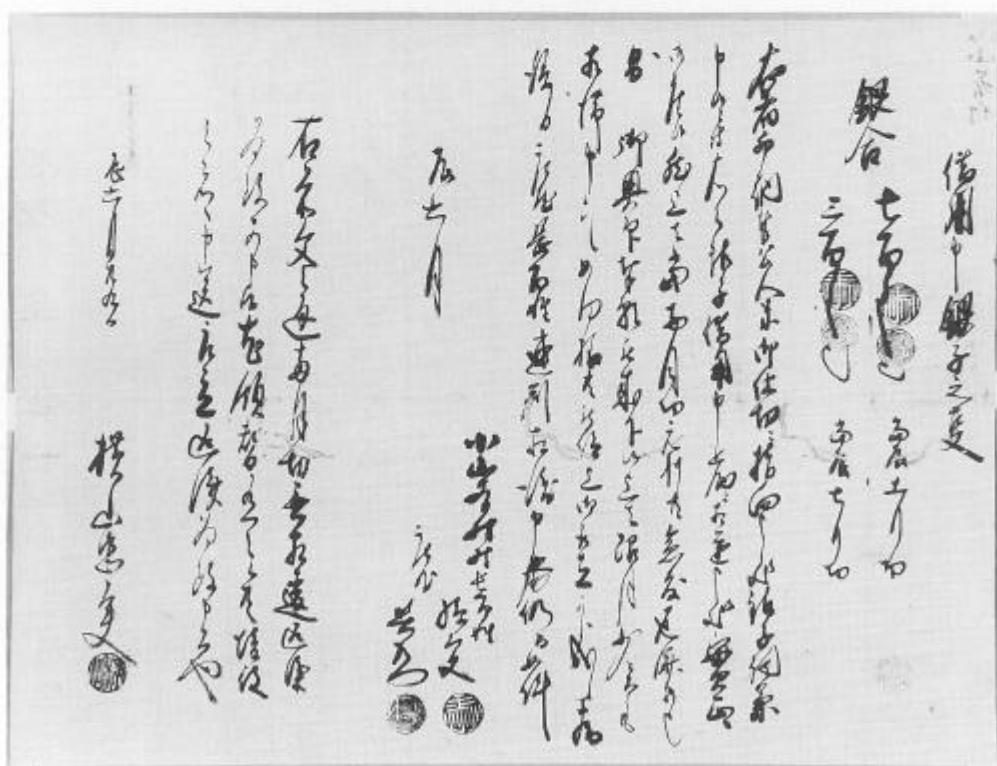
◎ 秤杆外商充道具



◎ 山口家譜

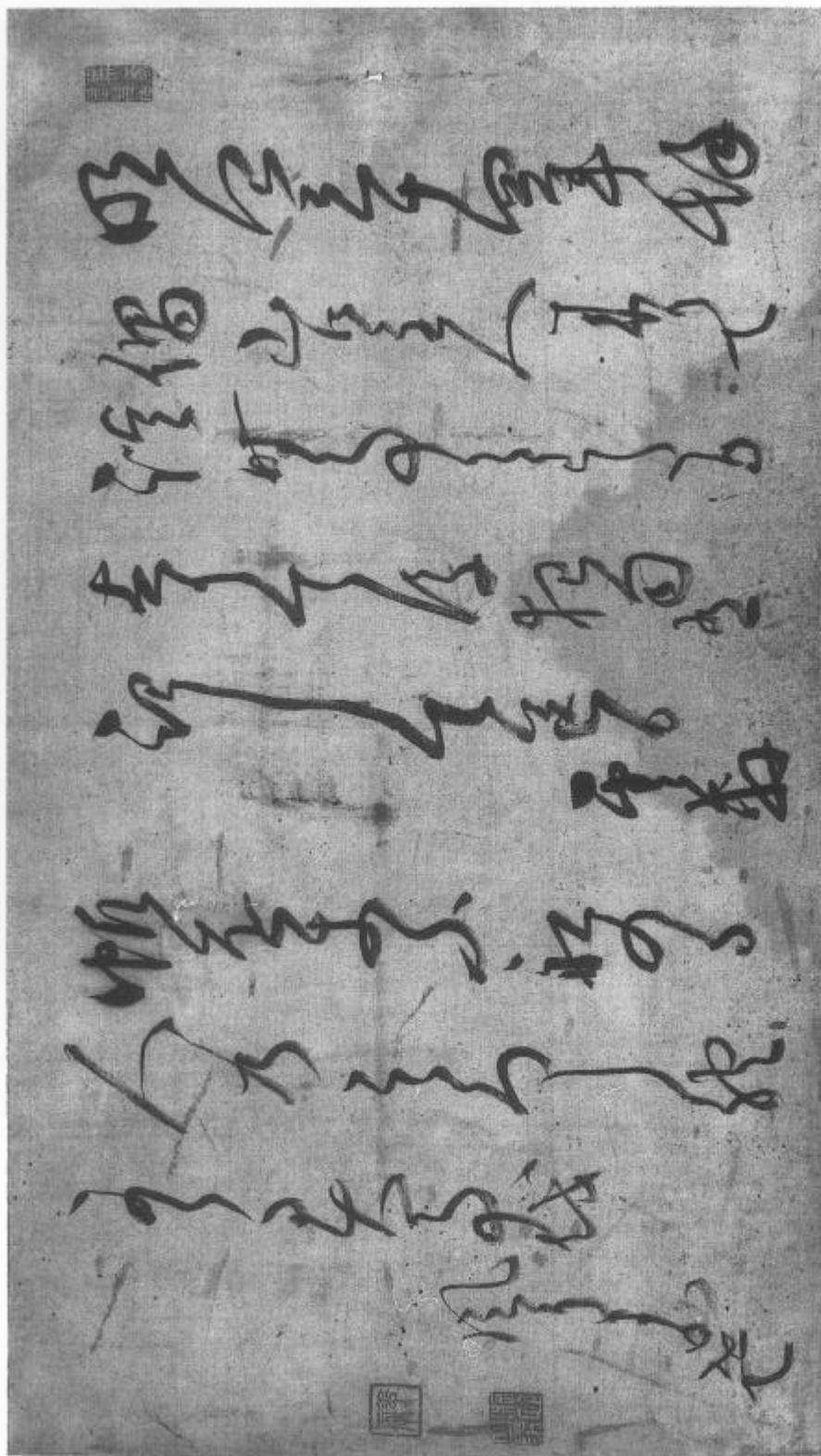


◎ 山口家譜



◎「借用申銀子之事」の証文

せきのくわいに
ひのきのまゝも
桜の
あはれや下に
みゆきのそよぎ



⑪ 由利公正筆　自詠和歌并詞書の幅

◎ 田中大秀越前関係門人名札

越前國福井里氏正玄五郎 橋尚事

越前國福井里氏

松塙佐助直臣

越前國福井里氏

山口十義春村

越前國福井里氏

山口弥太郎

印埴

丙午年夏月
改廣道

天保十五年甲辰秋八月十三日

尚事
三十歲

天保十五年甲辰秋八月十三日

錦花

直臣
二十六歲

天保十五年甲辰秋八月十三日

吳服明

錦園

春村
二十三歲

天保十五年甲辰秋八月十三日

松室

御垣

二十六歲

越前福井里人 駒屋喜右衛門 清慎

越前國福井畠三崎玉雲日下部道生

越前國福井里人 山口彥三郎從彦

越前國福井里人 池田通齋源武方恒

弘化三年歲六月

佐久間清慎

弘化元年甲辰

夏六月二十有五日

遁生

弘化元年甲辰

朱研角

夏五月

從彥

天保十五甲辰歲九月十九日通齋トウサイトウ唱

本所竹飼角

二十五歲タケマロ

南蛮流金瘡口傳目錄

栗崎道喜著

元祖 東崎道喜

嫡子 東崎道喜

貞享四年三月十日 正勝

栗崎道喜

栗崎道喜

南蛮流金瘡口傳目錄

手負告來時對使事

一手負老吾男女手瘡之品手輕具聞

届事

一四時溫熱冷寒陰陽考事

一療治入用之品々平生相改置其時到

此方持參之品々平生相改置其時到
先而手支無之様心得之事

右四箇條序

○第一生死之期見定事

一頭之死之事 一喉之死之事 一胸之死之事

師委細免許而以授之印可矣特其世民

以此藝能成而為醫功之司以富貴苟戚

之位欲用之然常雖居貧賤朝奉之乏只

賴日本清土而死先祖之緣家雖然道

隔海上而欲渡無船欲步無路只愁悲向

千蠻風而沾雙袖哀無所皈茲幸蒙天道

神佛之慈惠得般日城貴國之古鄉矣而

后多年於日本療功如啓玉終年七十歲

常以其傳相續子孫者也其流今於我二

代也真理之源流決定無疑者也以因干

父意之療功奇驗之手段仕懸之分事

今改作於此書而傳子孫者也

一家流金瘡外科嫡流傳授之趣於爾以口

授相續者也主干後裔雖為弟子於

祕密之旨全起於弛心而漫不可傳之者也

仍遺戒如件

元祖 栗崎道喜

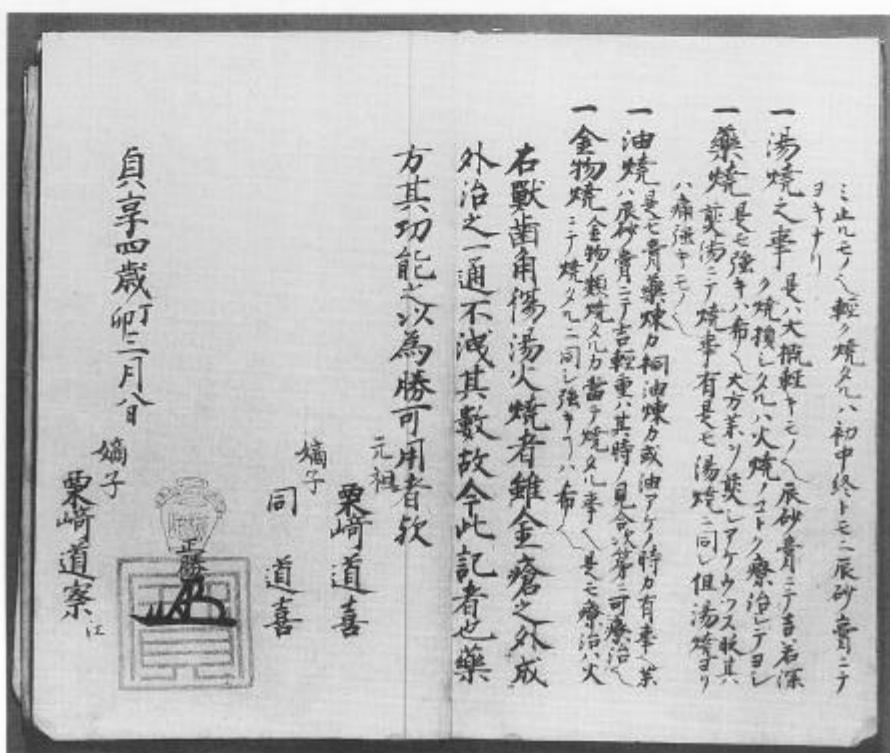
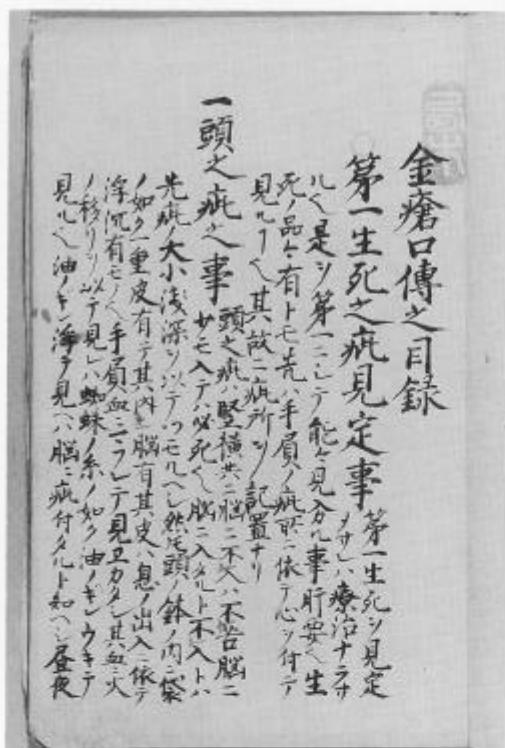
嫡子 東崎道喜

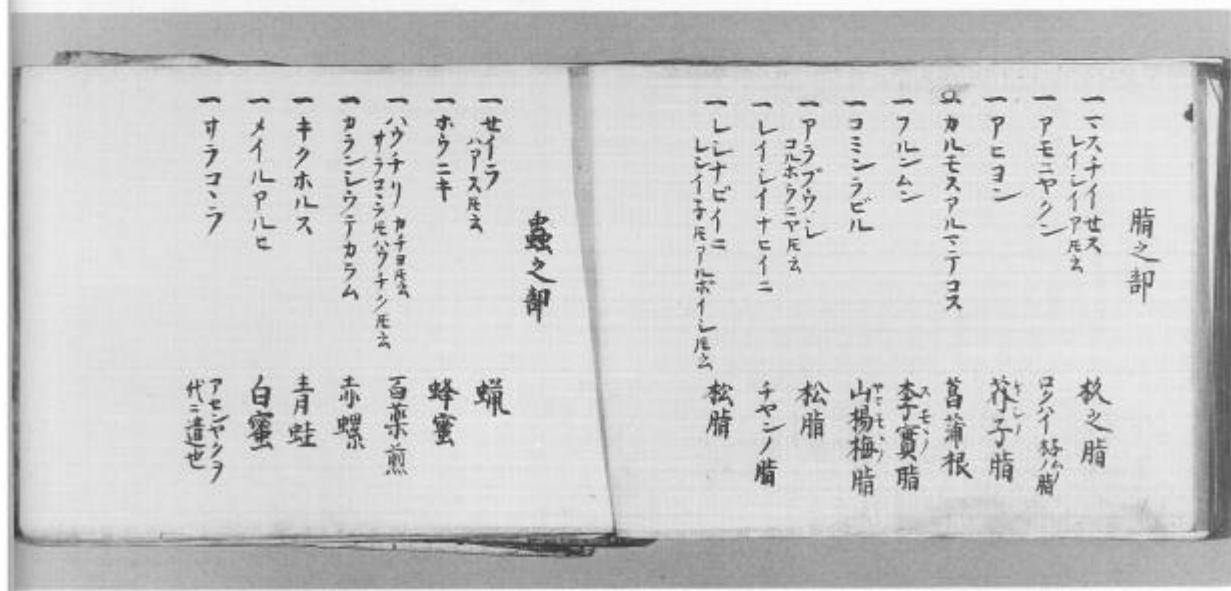
貞享四年三月十二日 正勝

栗崎道喜

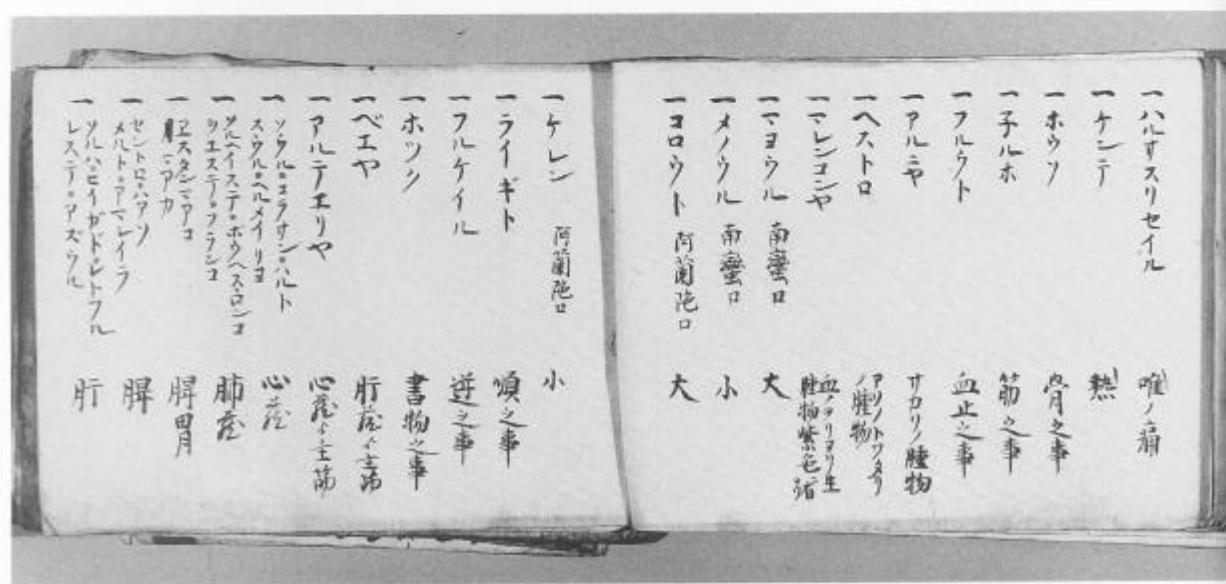
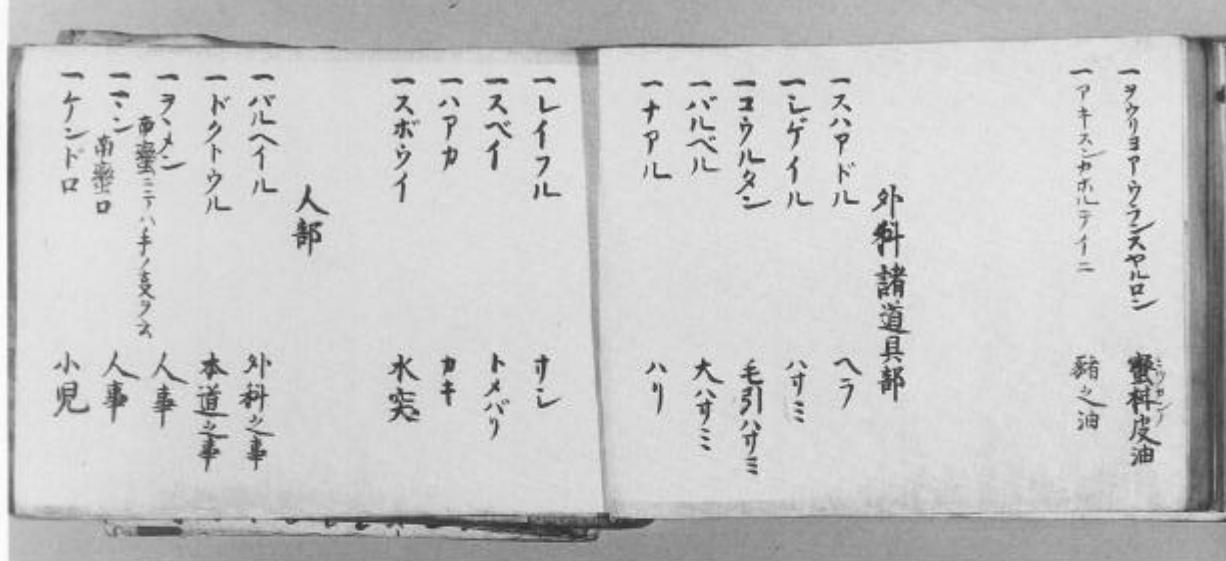
◎ 栗崎道喜正勝筆 「南蛮流金瘡口伝目録」

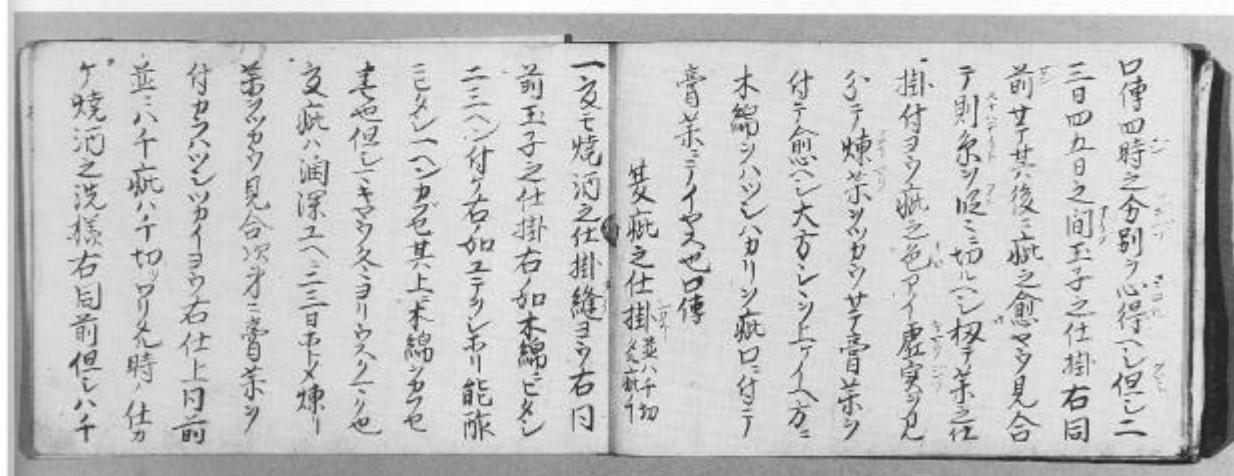
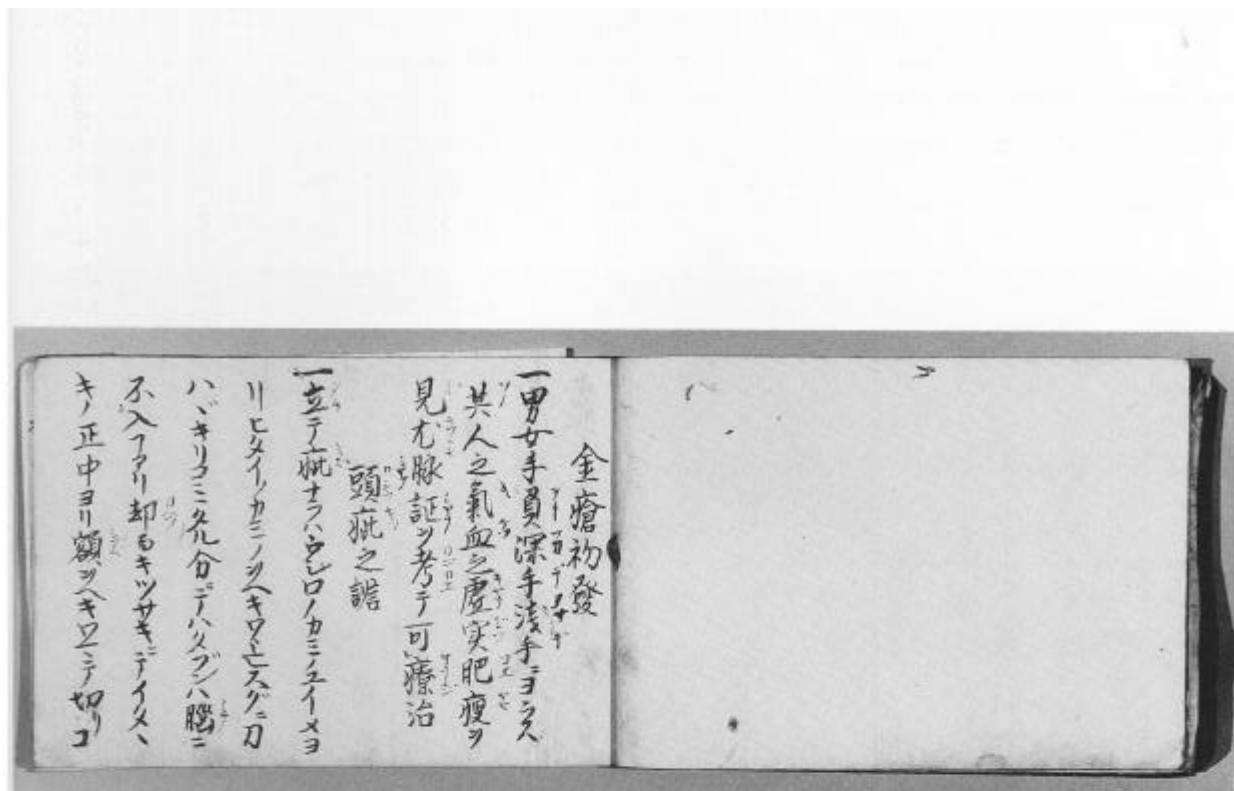
栗崎道喜正勝筆「家流金瘡秘傳書」





◎ 阿蘭陀口和書





栗崎道悦正幸筆「南蛮源流金瘡書」

如丸角ノ脣コソイテコソイニ
カキテ上ノ皮肉ノレ付テ如常縫
セ上之仕掛糸之切様糸之付
様何モ内前

面疵之仕掛け

一則洗様右ノ如アラモ色縫様ハ面
疵ハ何ノ疵ヨリモケ念ツ入細能
縫セ能アライ清玉子仕掛け様
赤シタ白ニシタカタ葉ノ仕掛け
糸ノ切様ハツシ仕上右内口傳

耳疵ノ仕掛け

一耳之疵モ焼河テ洗様右内
前又ノ様スナメヨリシ合先ハシ
一針又ノ底ミズキメ能ス也其上
玉子ノ仕口ヲ右内前卷様耳ノ
イニドコミシテ上下ヨリク其上
ツ能ニ也但上青赤煉葉ハ右
内口傳右卷様口傳

フ立ノ丸角仕掛け

告

寛文四年

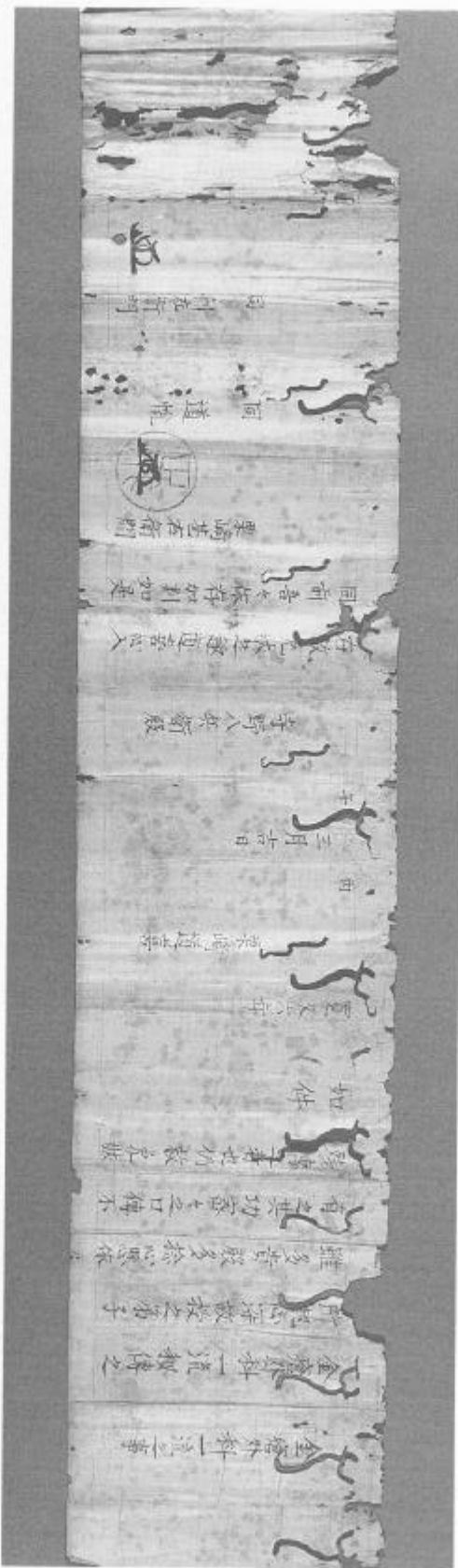
栗崎氏道悅

十一月六日

林道哲

正幸

⑥ 栗崎道悦正幸筆 「南蛮源流金唐書」



◎栗崎道喜正勝筆「金瘡外科一流故免狀」

金瘡師語錄全書

凡手負二向可心得品々救多雖有理深ク
辯レケキ故ニ紙面ニ書曰尽カタレ然トモ切歎固リ
導タメニ有增仕懸前後セサルヤウニレスナリ扱テ
深手ミモ浅手ミモ先風ヲヒカサルヤウニ早ク麻口ヲ
可包次ニ疵ニ應メ夫々ニ巻木綿ヲコレラヘキ扱テ
焼酒玉子醤油針系焼金漆木等ノ類ヲコレラヘ
着紙ニ取^レ少モ間ノスケサルヤウニ時ニ仕舞ラノ支

多クカニハ肉ノ運リ可食肉アサエ吉レ或ハ肉液シテ
カゲテモヨレ莞角合乘ノ介ハ茶入茶碗キノ次物ト同
莞角本ノ如クニ合少モ出入無^レ提忘シ噴シ可縫根^レ示
ウサキ口ノ疵ヘ手負ノ養生肝要ナリ先腹立怒高
声或ハ笑或ハ堅食物フスル吉又カタタク可救莞角物フ
見ヒ心通メ頭動疵ノワサワイトル程ニ愈テホフ切ル
向ハ人ニ不逢奥深ク入テ静ナニ处ニ心氣ヲ沉テ能々
養生スベキ古文軒要ナリイクナドハ跡々可致

ア工疵ノ次第横方キ切り或ハスナカイニカキ切或ハ
ツキタル疵モアリ仕懸前ト同レ先焼酒ニ流疵口ヲ
押合頭ヲアラセ咽ノ高骨ニ目ア付テエリ^レサドマタメ
一針縫テ次々ハ見合可縫フ王ハ呼吸ノ通處ナリヨツ
テ息ハツニ強シ能ク心付縫接モ後氣ノハリ時系サル
サド分引レテ可縫喰嚙ナト強クハ必系ヲ乞キ切食
水ナモ山モナリ不驚可治亦フヨノアタリソツ
キ久疵ハ大小ニ隨テ可治ツキコニ深ク疵口モ大ニテ

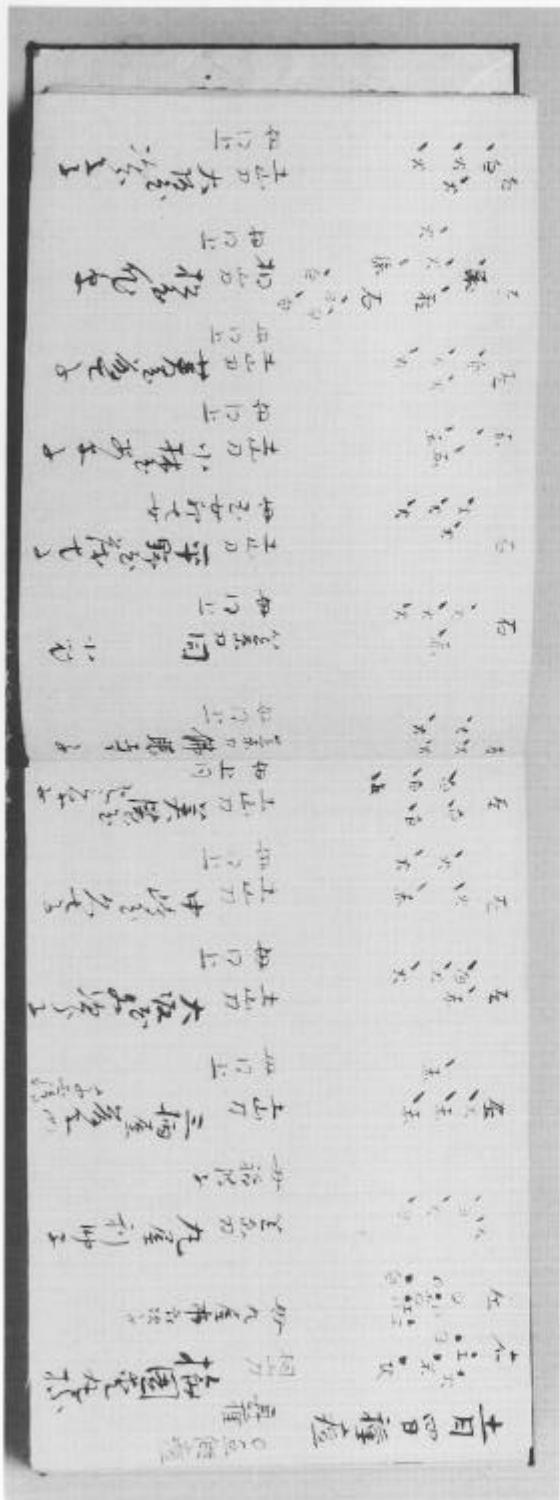
戰國經卷之三

西漢六月一日

越絕傳心空華集

亥年同日
九月十九日
令久至所乞眼於諸社

深山中等
休淺小橋在別山中
立船江遇山中名三春天
風雨夜到戶隨風鳴支長聞



◎笠原白痴筆“戰國錄”

van de huid blauwacht, dat welke huid slbert stevig niet afvliest. Dikkelde slbert by gehanden een sterk gestel en ziging tot ontsteking van, in huiden aanleg tot ontsteking of reeds verkijfde ontsteking van. De huiden van dat de regh ontsteken blauw zijn: het stelt hier snel, dikwijls onmiddellijk na dat ontstaan tot deader, in eenen huid huid blauwacht, dat welke huid slbert stevig niet afvliest, en op welk opeindelakte huid van dicht huid ^{is}, ^{achter} (corium s. cutis pluri tica) dorst, des te vaster en dikker, hoe hoger de grauw van ontsteking is, dat by de langste graden hooft, dat by niet dan niet mocht haer doornedien worden. Echter moet men hier, by dat onderverleden, dat by ook by ontstekingen kan ontstaan, en dat dat opeindelakte gunkins de afleiding niet van de ontsteking aandeelt; daarom, dat daer ontstaan zelf van de opening derader afhangt, en eenne kleine ope-ning, daar dat blau niet in eenen stroom ontstaat, daer de oorming verhindert, en vondelijk, dat by hier ook by akutematire huiden en by holangre huiden kan tot, men. Hier is by slbert los en minder dik; de mate ontstekingsdorst onderneemt huid door huid niet heel en vasthoudt. Wanneer is geloofdig, groeigeldig, plotsig gebleerd is, dient by hemi-slbertige salivale ontstekingen van.

Op gebrek van slbert (droogte des bloeds, vertrouwelijke haardigheid).

De geringe haardigheid. Hif slbert of gebrek van glasti-
che verbinding en stofdaarheit des bloeds, of overmaat
van statigheid duur in het blau van, en heeft des te
merker haardigheid.

Dunkt des bloeds (tenditas serosa), overmaat van
slbert, mist huid assimilatie, eleroticitas aanlig, nei-
ging tot slakerdheit van. Ontstekking des bloeds (collig-
atio sanguinis) gebrek aan stofdaarheit en plasticiteit,
(dat blau) donker en stelt niet in een huid blau-
wacht, maar in een huiverige massa, in welke de er-
wer en de del genoegig afgedan, dient aanlig tot vol-
lige ontstekking, en uiterlikke vandoeningen, rottaorb

In het begin van den 4^{en} jaarg
van Raze, werd ik op het verhoek van
de grachten Mu. S. v. Kendo te
Itchen, verpligt dit Werk na te
schrijven, om in wne behoeft te
doorkien; daarna begon ik de taak
in junc^t van den zullen jaarg voortgaet
en thans voltoord, in syn hand.

April, 6^{de} jaarg van Raze.

te Okaka

J. m. Siek. te Raga.

v. m. H. Siek.

左 · · · 級種 雜不感 第五河村上李莊
右 · · · 母扁毛村 二歲 三歲

左 · · · 養毛種 上桂感 菜葉旁村 七歲
右 · · · 母大肚村 二歲

左 · · · 小方種 上 感扁毛村 二歲
右 · · · 母扁毛村 二歲

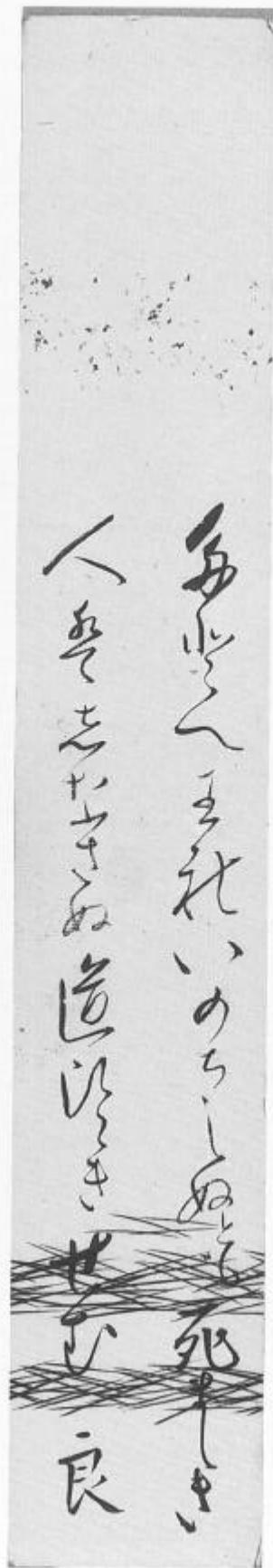
左 · · · 長龍種 上 感扁毛村 二歲
右 · · · 母扁毛村 二歲

左

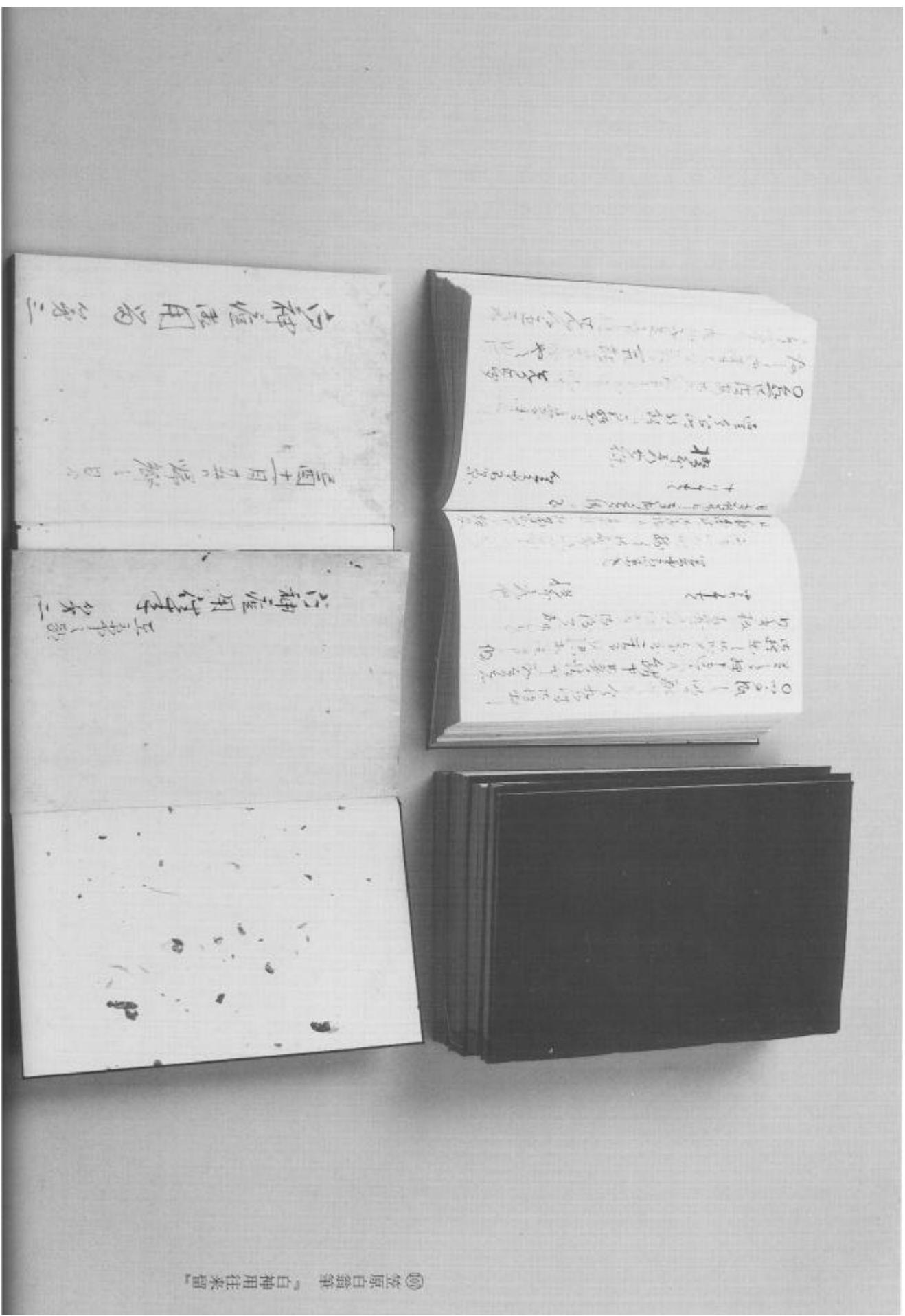
母扁毛村 二歲



16 笠原白翁筆 山水画下絵



笠原白翁筆 「たとえわれ云々」の自詠和歌短冊



⑩ 笠原白翁筆「白神用往来印」

京都 舞町三条上町銀町		附看館
舞 神	七 彦 名 命	御
草 創 諸 人	魏 川 四 部 八	
甚 類 主	甚 名	
元 師	連 名	
鶴 館	曉 鴻 日 野 豊 政	
全 金	日 野 桂 洲	
全 金	竹 原 良 兼	
全 金	桐 山 元 中	
全 金	土 山 春 峯	
助 引 症	中山 大 風	
全 金	土 山 春 峯	
全 金	中山 大 風	
接 賽	生 山 造	
全 金	屋 高 芳 介	
全 金	大 師 高 尚	
全 金	宣 承 俊 榮	
全 金	城 大 剛	
全 金	敏 毛 祐 輔	
全 金	保 量 純 輔	
全 金	明 石 裕 吉	
全 金	宇 智 治 洋	
全 金	高 梁 元 吉	
全 金	松 平 文 武	
司 庫	岡 部 昌 竹	
書 記	木 戸 一 平	
全	立 塙 寄 行	
己 上		

⑧「京阪地方種痘伝播書類付東都伝記録」

一不毛防禦傳

吉野御祈詔
御靈應傳
山田金江

一古事記載各處利病傳說大和備後地方之疫病
疫魔名根唐主之御傳為人所傳流傳者

免之之法也云傳者多以疫魔法言之外

疫魔之傳說多為傳者所傳而傳者之外

有行者或染全貼以是傳之仁術等傳者

雖無傳說亦有傳者傳者傳者傳者傳者傳者

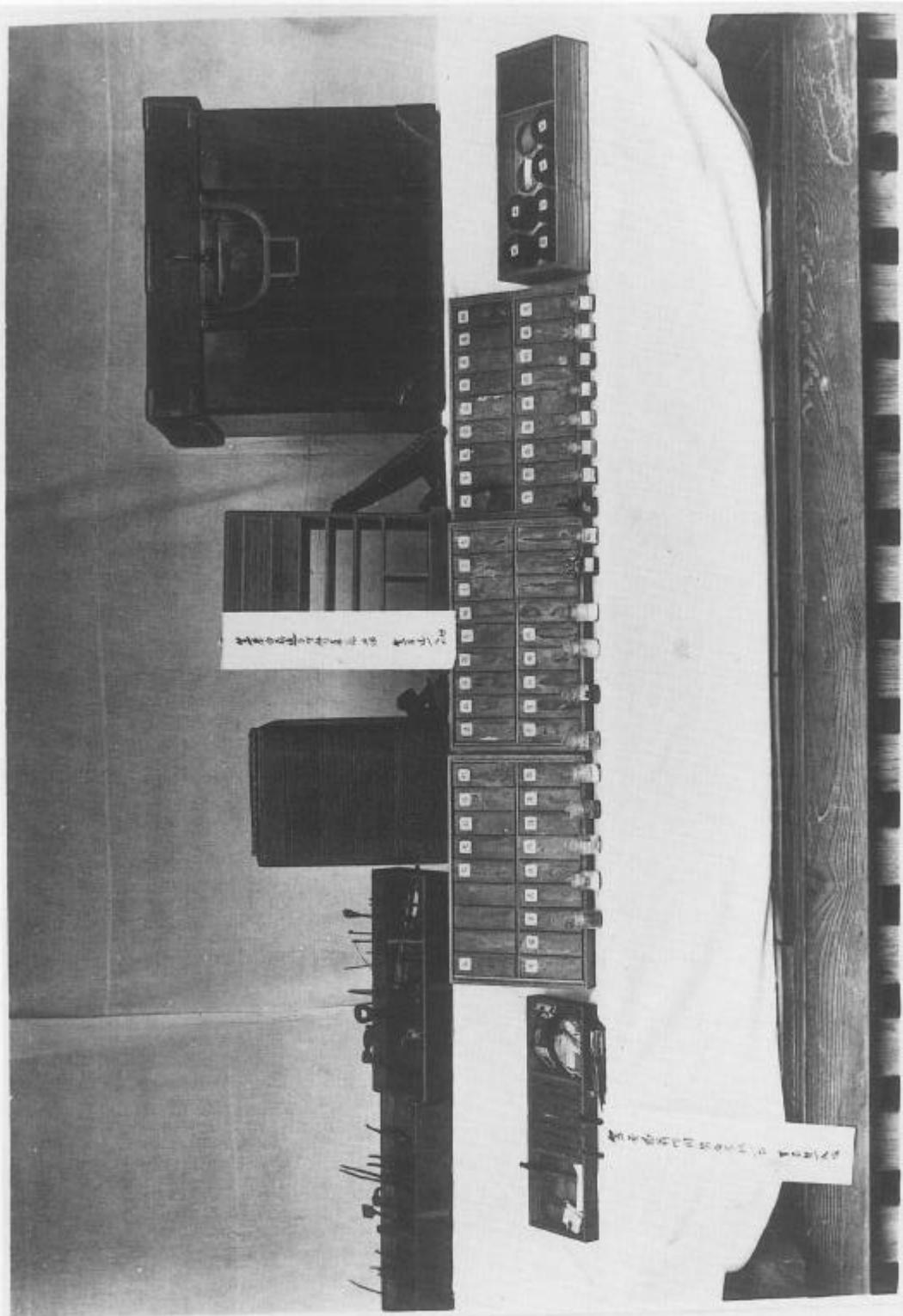
當把傳者本末見傳者傳者傳者傳者傳者

傳者傳者傳者傳者傳者傳者傳者傳者傳者

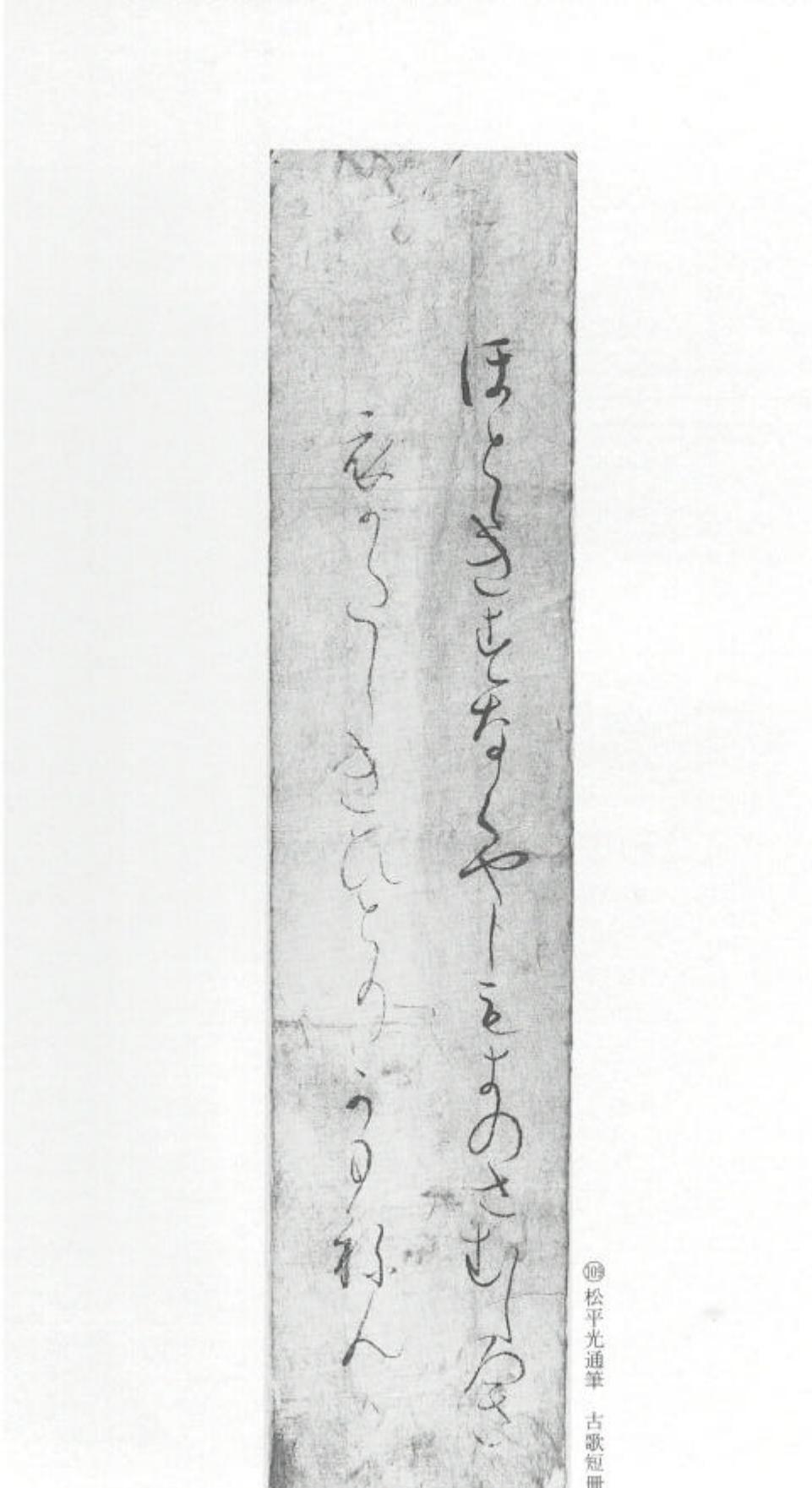
方有傳者傳者傳者傳者傳者傳者傳者傳者

者者者者者者者者者者者者者者者者者者

⑩「京阪地方種痘伝播書類伝東都伝達記録」



笠原白翁所用 薬籠並びに医療器具（写真・福井市春嶽公記念文庫蔵）



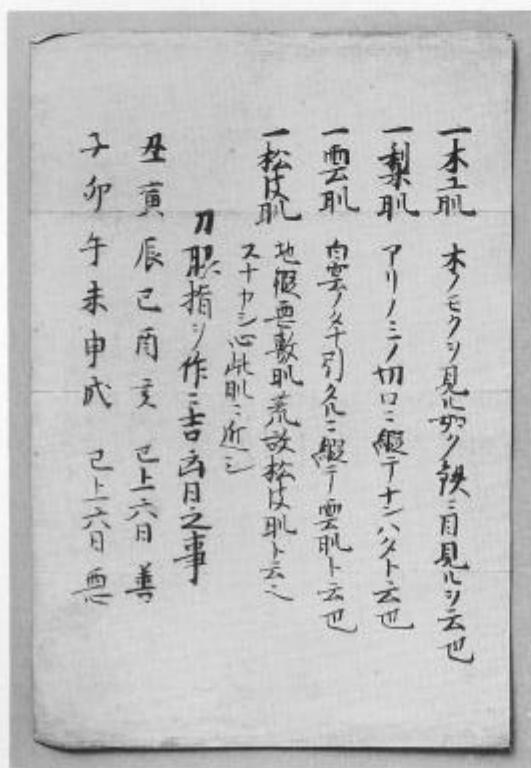
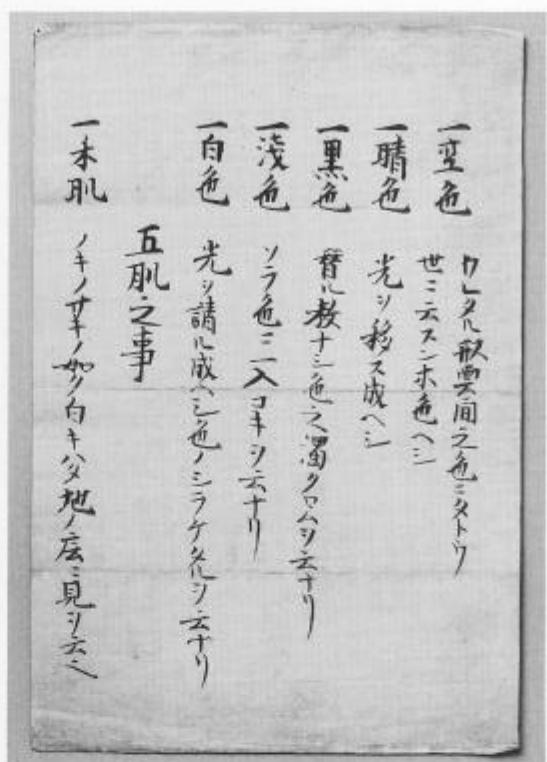
⑩ 松平光通筆 古歌短冊



⑩ 五鉄之鑑書



⑩ 五鉄之鍛書



⑩ 五鉄之鉛書

事事如意 萬物有成
事事順心行運上升
萬物興隆事業興盛
事事順心財源廣進
萬物興隆財源廣進
事事順心財源廣進
萬物興隆事業興盛
事事順心行運上升
萬物有成事事如意



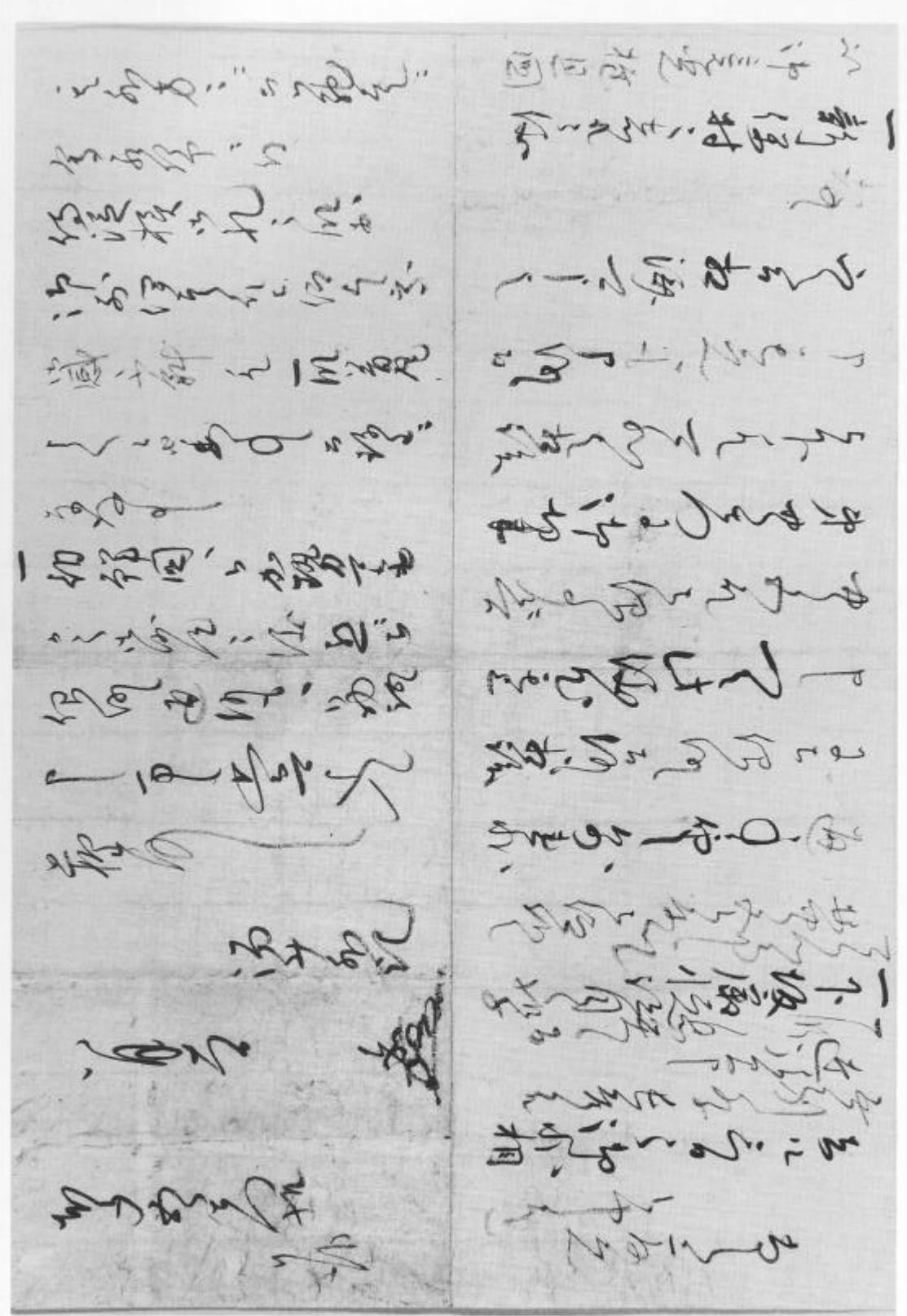
事事如意 萬物有成
事事順心行運上升
萬物興隆事業興盛
事事順心財源廣進
萬物興隆財源廣進
事事順心財源廣進
萬物興隆事業興盛
事事順心行運上升
萬物有成事事如意

永見吉次
狛孝澄
酒井重成連署状

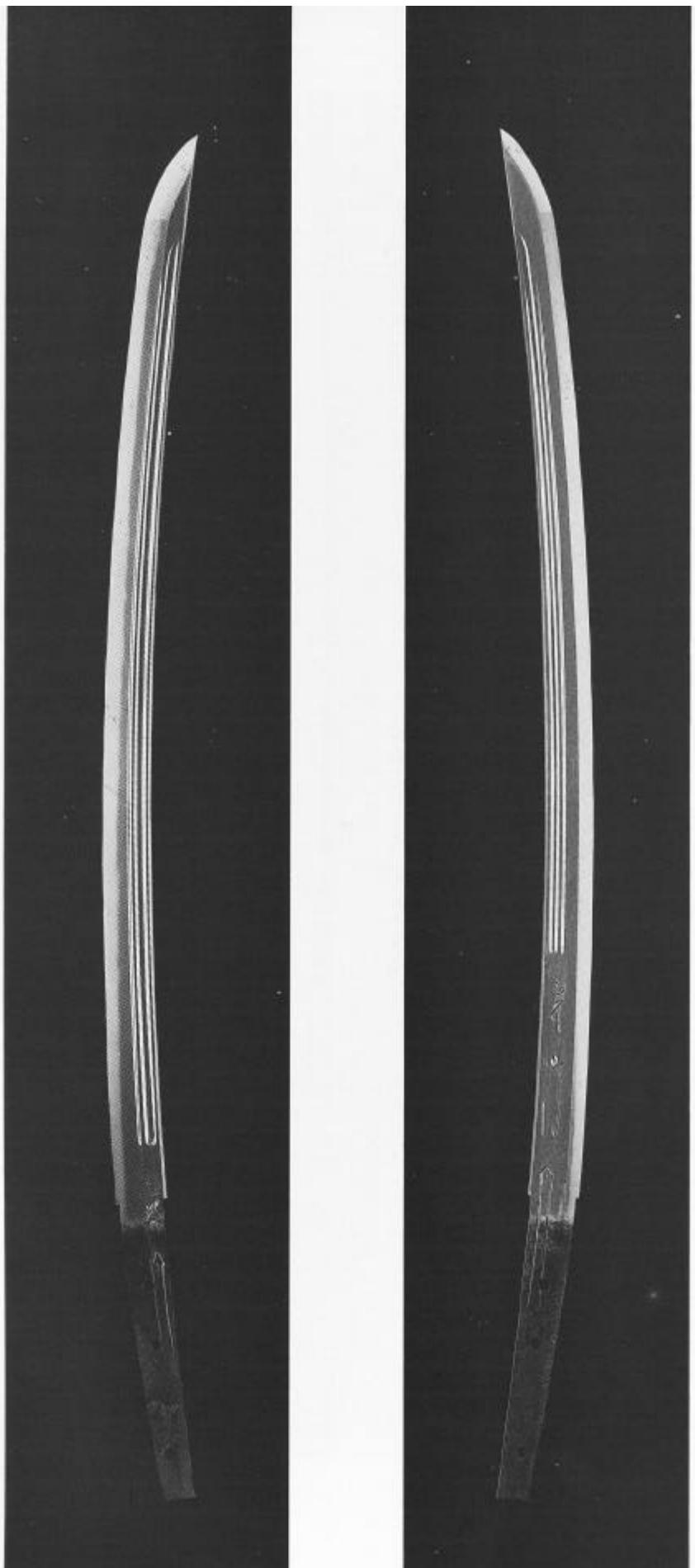
丁巳年正月
永見吉次
狛孝澄
酒井重成連署状

⑩ 永見吉次・狛孝澄・酒井重成連署状

⑪ 酒井重成詩抄



110
刀
無
銘



⑪ 橫井小楠筆 精書



解

說

藩

士

山 県 家

山県家は、武田信玄の重臣で、二十四将の一人として著名な山県三郎兵衛昌景を祖とする。昌景は、信玄・勝頼二代に仕えたが、長篠合戦で戦死した。主家武田氏が滅亡すると、昌景の孫にあたる昌時が、慶長四年（一五九九）下総国結城において、のちの福井藩祖結城秀康に召し抱えられた。秀康の越前移封に従つて同六年知行三〇〇石を拝領、のち一万石にもなつた。秀康に出仕すると昌時は、かつて祖父昌景が武田氏の家臣として徳川家康と交戦したことを探り、姓名を筆治正時と改めたため、幕末に復するまで山県氏は、筆治と称している。

山県家は藩政時代を通じて最高の家格である高知席に列し、家老・城代の要職に就任している。伝来する文書・什器は二六〇点で、系図・書出が多い。

① 武田信玄軍陣影

紙本着色 九六・一×三九・九

町田市 山県昭彦氏寄託

一幅

③ 武田三将図

絹本着色 八六・〇×三五・四

町田市 山県昭彦氏寄託

一幅

② 山県昌景所用 猩々緋指物

町田市 山県昭彦氏蔵

一点

武田信玄の重臣で長篠の戦いで戦死した山県三郎兵衛昌景所用の指物と伝えられる。昌景の子孫で越前福井藩士であった山県家代々に相伝された。

指物（差物）は陣中で役職や家門を示すため、具足の背の受筒にさしつけた標識を云い、多くは文章や家紋・文字等であるが、本指物のように当時これら以外にも奇抜で多様な意匠のものが好まれた。『武用弁略』によればこの指物の種類は、不落浮乱（知呂利とも）或いは帽頭と呼ばれるものに属すると思われる。本指物の材質は羅紗（地が厚く密に織り上げられた毛織物）製で当時高級な舶来品として珍重された。

特徴が細かにしかも躍動的に描かれており、猛々しく威風堂々とした姿は信玄の人物像を実に良く表現していると云えよう。

江戸時代初期から、狩野派や土佐派の絵師たちによって床机に腰を掛け軍配を持ち、諏訪法性の兜を冠するといった構図の信玄軍陣影が盛んに描かれた。しかし本図には諏訪法性の兜が描かれておらず、信玄軍陣影の構図がまだ定着していない初期の頃のものと見られる。また他の軍陣影よりも顔の

十四将図が制作される元禄年間（一六八八—一七〇三）頃までに描かれたものと見られる。信玄以外の二将について、山県家の伝えるところでは、右を山県昌景に、左を山本勘助に比定している。しかし、二将ともその鎧具足に武田菱紋を用いていることや、武田二十四将図の顔ぶれなどを考えあわせると、特定はできないものの右は武田勝頼、左は武田信廉（追遙軒）であろうと思われる。

雲峰寺は、臨済宗妙心寺派の古刹で、寺伝によると天正十年（一五八二）三月武田勝頼が天目山で自刃した後、敗残の兵より託されたのが、「孫子の旗」「諏訪明神旗」等であるとされている。

⑥諏訪明神旗

塩山市 雲峰寺 藏
一旗

武田信玄が勝ち戦の神として尊崇した諏訪明神の神号を軍旗にしたもので、現存の中には長方形の旗の周辺に魔除けの梵字が数多く描かれているものもある。信玄は大将旗として自らの陣に用い、いくさの前には諏訪大社で入魂の祭祀を行つた。

⑦磯貝正名（浮石）筆 武田二十四将図

甲府市 磯貝正義氏藏
一幅

名古屋市蓬左文庫蔵
一畳

尾張徳川家に伝來した一枚のうちの一枚で、長篠合戦の主戦場となつた地域の地図である。図中には、織田・徳川両軍がめぐらした連吾川ぞいの馬防柵の様子や、武田軍本陣の移動の様子が記されている。また武田家重臣馬場信房戦死の位置とともに、山県昌景戦死の位置も明記している。

④長篠合戦之図 紙本着色 九五・二×六五・九

一畳

尾張徳川家に伝來した一枚のうちの一枚で、長篠合戦の主戦場となつた地域の地図である。図中には、織田・徳川両軍

十四将図の一つで、作者は、美濃岩村（現岐阜県恵那郡岩村町）藩士磯貝正名（浮石）である。画中左下隅に「竹月堂浮石筆」と記されていて、「浮石」の款記を用いた正名晩年の制作（明和五年歿）と見られる。

現存する一般的な二十四将図は信玄を含めて二十四将が描かれているが、江戸後期には二十五将・二十六将のものや或いは十一将図、その他信玄では無く武田勝頼を中心には描いた例もある。二十四将という呼称は後世のもので、『甲陽軍鑑』の流布によって書中に登場する主な猛将・剛将を狩野派の絵師等が撰定したものとされており、各将の顔ぶれは画像によ

代表的な武田騎馬軍団の軍旗であり、快川紹喜の筆と伝えられる。引用文は中国周代の兵学者孫武（孫子）撰の『兵法』軍争篇第七による。この十四文字は「疾きこと風の如く、徐かなること林の如く、侵し掠むること火の如く、動かざること山の如し」で、武田騎馬軍団の戦法をよく象徴するものとして著名である。

り必ずしも一定しない。本図は信玄の口元が乱杙歯で描かれ、

恵林寺（山梨県塩山市・武田家菩提寺）蔵の武田不動尊像を

意識したものと思われる。二十四将図の多くが絵師・制作年

代ともに不明なものが多いだけに本図はそれらを特定でき、

しかも絵師の作品でないところに特徴があるといえよ。

⑧ むかで隊旗型紙残欠
紙本墨書き 七四・六×三七・〇

町田市 山県昭彦氏寄託
むかで隊旗は、「甲陽軍鑑」に「御陣の時御使いたすは、大
むかでの差物の衆也」とあり、主に武田騎馬軍団の軍使が用
いた。むかでは古来毘沙門天の使いとして尊ばれその姿を甲
冑の装飾や旗印に描いた例は他にも多い。この型紙は、老朽
化して所々破損した旗を写したもので、原旗の尺度は、鯨尺
で縦二尺五分横一尺二分（約七七・五×三八・六糸）と記さ
れていて、旗指物としては小型のものであつたことが知られ
る。

一枚

右知行分無相違可

レ有二領知二者也、仍如

レ件

慶長六年 九月九日（結城秀康）
（朱印） 笹路大膳殿

慶長六年九月九日付の藩祖結城秀康よりの宛行状である。

知行宛行状とは大名が藩士に知行を与える直書のことで、福
井藩では結城秀康・松平忠直・忠昌・光通・昌親・綱昌の六
代の藩主が知行取の藩士に下付している。

本状は福井藩主下付の最初の領地宛行状で、笹治大膳正時は田中領（現丹生郡田中）三〇〇〇石を与えられている。
笹治大膳は、武田家の重臣山県三郎兵衛昌景の孫で、下総
国結城（現茨城県結城市）において結城秀康に召しかかえら
れたが、祖父の主君武田家が徳川家に敵対したことをはばか
り、姓を山県から笹治へ、また名も昌時を正時と改めている。

⑩ 官軍祈禱札

一通

木製 二三・七×八・〇 一八・二×七・四

二枚

慶長六年（一六〇一）九月九日付 笹治大膳宛
町田市 山県昭彦氏寄託

宛行知行分之事

田中領 上石田村

一高千拾石七斗七升
一高千三百石拾六石武升
一高六百五拾五石四斗四合
合參千石者

同領 佐々生村 小倉村 大畠村

幕末の越前山県家当主山県正任（昌）は、明治元年六月二十
五日より同十一月十三日まで、会津征討軍として出征した。
越後国宮堅山に至つて、当地の武神である宮堅山八幡宮で武
運長久・軍戦勝利の祈禱を行なつた際の祈禱札である。ここ
にみえる増子左右護頭は祈禱を行なつた同社の神官と思われ

山川家

山川氏の遠祖重光は、鎌倉幕府の評定衆であつた結城朝光の三男で、下総国（茨城県）結城郡山川庄に居住していた。その子孫は代々綾戸城（山川城）を居城とし、関東の名族結城氏と連繋を保ちつつ、独立領主としての地位を守り、重光一五代の後胤山川讚岐守晴重は天正十八年（一五九〇）、豊臣秀吉から下野国（茨城県）において一六二二貫余を安堵されている。

晴重の嫡男讚岐守朝貞は、結城秀康の越前移封に随從して、

慶長六年（一六〇一）一七〇〇石を拝領、志比谷の谷口（一

説に花谷）に居館を構え、大坂の陣で武功をあげるなど活躍した。朝貞の嫡子讚岐守朝重は直参となるべく暇を乞い、同

家は一旦廃絶。朝貞二男の内膳朝成が三代藩主松平忠昌に召し出されて家を再興し、五〇〇石を給与されている。寛文十年（一六七〇）家督を相続した半大夫朝沢は、福井藩が半知となつた結果、貞享四年（一六八七）二五〇石となり、さらに朝沢の嫡子内膳朝実（朝音）が出奔するなどして、同家の家禄は二〇人扶持に減少した。このように山川家の禄高は著しく減少したが、藩祖秀康の縁辺につらなる名門のため、家格は高知席につぐ高家に位置づけられていた。

⑪上杉謙信書状

（元亀三年）正月四日付 山川讚岐守宛

一通

茨城県結城郡 山川きく氏藏
態以レ使申届候、仍^(上野)石倉之地、今月三日落居、兩三日立レ馬、彼地平等ニ令^二破却^一仕置在、如ニ存知之、「同六日至^(常陸)下野^(下野)当地厩橋^(下野)納^レ旗候、此上者自^二去冬^一如^二申旧^一、早々常野之間江可^レ遂^一進發^二由、及^二其支宅^一候處、信玄西上州へ出張、石倉近辺ニ在陣、隔^二利根河^一互ニ相支候、兼日好ケ之義与云、速ニ可^レ付^二是非^一覺悟^二候条、全其口調義非^レ令^二見除^一候、雖^二不^レ及^レ申候^一、奥口味方中被^ニ申合^一堅固之手刷專^一候、扱亦宇都宮落居、誠^(佐竹)義重^ヘ愚老ニ取而も所存深与云、蘆名盛氏江之首尾与云、旁愚老大慶不^レ過^レ之候、其口此上者佐竹計^ニ候間輒候、猶可^レ有^ニ口上^一候、恐々謹言

壬正月四日

山川讚岐守殿

謙信（花押）

元亀三年（一五七一）冬、相模の北条氏政と甲斐の武田信玄との間で相互援助の盟約が交されると、常陸太田（茨城県常陸太田市）の佐竹義重は、信玄と結んで同国小田（茨城県猿島郡）の小田氏治を討とうとした。

そこで、越後の上杉謙信は、氏治を支援すべく西上野に出陣し、翌三年、信玄方の石倉城（群馬県前橋市）を陥れて、信玄と利根川を隔てて対峙した。

本書状は、謙信が山川讚岐守（晴重）に上野の戦況を知らせたもので、上杉・北条氏など大勢力の狭間にあって、独立領主としての地位を守ってきた山川氏の動向を知る上で興味深い。

⑫下総国山川古城之図

天正六年（一五七八）四月改

一枚

福井市 山川修司氏寄贈
山川氏の居城の図で、一般には綾戸城とよばれる。現茨城
県結城市大字山川新宿に所在し、若干の遺構が認められる（市
指定史跡）。

城は、広大な山川沼に突き出した舌状台地の先端を巧みに利
用し、南に本丸を置く連郭式平城である。この地は平将門の
乱（九三五・九四〇年）の際、將門が砦を構えたところとも
伝えられ、古くから軍事上の要地であった。

なお、結城市上山川には綾戸城築城以前の山川氏館跡（市
指定史跡。現、東持寺境内）があり、周囲に東西一四〇m×
南北一八〇mの土壘と巾九・九mの堀がめぐらされている。
一帯は結城郡の中心地で、東に鬼怒川が流れ、水運にも恵ま
れていた。

⑬豊臣秀吉禁制・山川讃岐守宛知行目録

二通

天正十八年（一五九〇）五月・同九月廿日付

福井市 山川修司氏寄贈

天正十八年夏、小田原へ出兵して北条氏を滅ぼし、徳川家
康を江戸に封づるなどした豊臣秀吉が、山川讃岐守晴重に与
えた禁制と知行目録である。

⑭丹波金宗書状

一通

六月廿八日付 山川讃岐守宛

福井市 山川修司氏寄贈

〔丹波（施薬院）全宗〕

大永六年（一五二六）近江で生まれた。はじめ僧侶となつ
たが、のち還俗して医学を修めた。豊臣秀吉の殊遇をうけて
左右に侍し、天正十三年（一五八五）法印に叙せられ、施薬
院使に任せられた。以後、「施薬院」をもって姓とし、慶長四
年（一五九九）七四歳で歿した。

⑮結城秀康知行宛行状写

一通

（慶長六年）九月九日付 山川菊松宛

福井市 山川修司氏寄贈

慶長五年（一六〇〇）十一月、結城秀康（徳川家康二男、
結城晴朝養子）は越前六八万石を拝領し、翌六年七月入国し
た。本史料は、入国後の九月九日、家臣に対し初めて知行割
りを行った際、山川菊松（朝貞）に宛てた知行宛行状の写で
ある。

⑯松平忠直陣中捷書

一通

（慶長十九年）十月廿一日付 山川讃岐守宛

茨城県結城郡 山川きく氏蔵

一背三法度「先手并其組をはなれ、
本多伊豆無二下知」して一切罷出
間敷候、若違背之族有レ之者
可レ為ニ曲事」

一諸事組頭之指引背間敷候、
付、他之家中へ用所有レ之者、組頭へ

理リ可レ参事

一御かはひ所へ参、濫妨狼籍并

何方にも、放火仕ましく候事

一於今度陣中、当家中よりの

欠落人、他国衆ニ雖レ有レ之、理

不尽ニとらへ申ましく候、但罪

之輕重ニより組頭へ申理リ、

年寄中迄可レ申事

一備押定のことく前後仕間敷候事

一陣取之儀、奉行依ニ次第ニ及ニ異儀一間敷候事

一陣中ニをひて馬を放候ハ、為ニ過錢一

代物壹貫文可レ取レ之事

右条々、相背族於レ有レ之者、速可三

之處ニ嚴科ニ者也、仮如レ件

寅十月廿一日

(松平忠直)
(花押)

山川讚岐守との

慶長十九年（一六一四）大坂冬の陣の際、福井二代藩主松平忠直が武頭（士大将）の一人、山川讚岐守朝貞に宛てた陣中の捷書で、先手を差し越え先駆すること、陣中で馬を放すことなど、軍律を乱す行為を固く禁じている。『国事叢記』によると、福井藩は十月八日総大将以下の陣制を定め、同十五日出陣（総勢一万五千）、同十一月十七日大坂城南の生玉に布陣している。

紙本着色 七九・六×六一・〇
福井市 山川修司氏寄贈
元和元年（一六一五）大坂夏の陣の配陣図で、大坂城南の天王寺口に布陣する福井藩勢の様子が詳細に描かれている。
⑯ 大坂御陣首注文之抜書

慶長廿年（一六一五）五月七日付

一紙

大坂夏の陣の際、首級数を報告した注進状（注文）の抜書である。武頭（士大将）の一人、山川讚岐守朝貞は、本多伊豆守富正の麾下にあって首級一八をあげている。

⑯ 山川家由緒抜書

福井市 山川修司氏寄贈
一紙
江戸後期の当主、山川主税朝暁（文化十年一八歿 享年三〇）の筆写にかかる。書中、天正十八年（一五九〇）奥州葛西一揆・翌十九年九戸政実の乱の際、徳川家康が山川讚岐守晴重に与えた書状四通が見え、関東における山川氏の動向を知る上で興味深い。

松 平 家

松平家は徳川氏の譜代の臣で、福井藩に仕えた松平家の初代備前（庄兵衛）正世の父勝右衛門親清は、三河御馬村（現愛知県豊橋市）五〇〇貫を領知していた。正世は兄勝右衛門清直とともに徳川家康の六男忠輝に仕えたが（㉑）、主君忠輝

⑰ 卵年天王寺表御合戦備図

一幅

の配流後、元和三年（一六一七）信州松代の藩主であった松平忠昌に召し出されて一五〇〇石（⁽²²⁾）、翌四年越後高田への転封に従つて三〇〇石を与えられた。寛永元年（一六二四）忠昌が福井三代藩主となり六〇〇〇石に増加され、家老職となつた。

家格は最高の高知席で、正世をはじめ正恒・正明・正義・正方・正一が家老職をつとめるなど、幕末に至るまで藩の指導的立場にあつた。

②皇別源家譜

福井藩士松平家の系譜で、清和天皇より起筆、新田・徳川・世良田・松平・岩津・安祥・長沢の諸流をへて、幕末の当主主馬正方（天保十一年一八〇家督）に至る。数人の手によつて書き継がれているが、親氏から忠良（初代正世の伯父）までの間は、内容補足のため料紙をかえて書き改めており、その部分の草稿と、補足前の系譜断簡とが残っている。写真は初代正世の部分。

①松平備後宛知行目録

慶長十六年（一六一一）八月廿八日付
大津市 松平千秋氏寄託
（包紙）

元和三年（一六一七）五月廿一日付
大津市 松平千秋氏寄託
（包紙）

元和三年（一六一七）五月廿一日付
松平靉負宛
（包紙）

元和三年（一六一七）五月廿一日付
松平靉負宛
（包紙）

一通

宛行領知之事
一三百三拾九石武斗壹升四合
大津市 松平千秋氏寄託
（包紙）

一四百三拾石八升
北郷村

一三百八拾四石壹斗三升
小鍋村内

一百壹石八升四合
下稻積村

一貳百四拾五石四斗九升武合
菅村内

高合千五百石者

知行目録

一四百石
一式百五拾石
合六百五拾石者
也、仍如レ件
慶長十六年
八月廿八日
（松平忠輝印）
松平備後とのへ

越後古志之郡
中沢村内
頸城郡
大乗寺村内

右令ニ宛行ニ訖、全可ニ領知ニ候
也、仍如レ件
慶長十六年
八月廿八日
（松平忠輝印）
松平備後とのへ

慶長十六年、徳川家康六男松平忠輝が越後にいて松平備後（正世）に宛てた知行目録で、正世は同国古志郡・頸城郡の内、六五〇石を与えられている。

②松平忠昌知行宛行状

元和三年（一六一七）五月廿一日付
大津市 松平千秋氏寄託
（包紙）

元和三年（一六一七）五月廿一日付
松平靉負宛
（包紙）

元和三年（一六一七）五月廿一日付
松平靉負宛
（包紙）

一通

右全可レ被ニ知行者也、仍如レ件

元和三年

五月廿一日(松平忠昌
朱印)

松平馴負殿

越後において松平忠輝（家康六男）に仕えた松平備後（正世）は、主君忠輝の配流後、元和三年信州松代藩主松平忠昌（のちの福井三代藩主）に召し出され、埴科郡の内一五〇石を与えられた。時に正世は馴負と称した。

②松平直興書状

四月付 松平主馬宛

一通

昨日評定留目付共より

差出令ニ一覽ニ候処、

其内大方伺済にて承

知いたし申候、唯一役大番

二組ニ相成候事、未た我

等承り不レ申候様相覚申候、

尚又家老罷出候にも不レ及、

目付共罷出二組相成候趣意

明朝出殿無レ之候可ニ申上ニ候、此段

目付ヘ申聞置候様いたし

度候、已上

十一月廿四日

用番江

序ニ申候、目付共用狀

差出候様、是又可ニ申聞ニ候、已上

④火消役拝命の経過につき覚

大津市 松平千秋氏寄託

一紙

母里八代藩主松平直興（文化十四年八月安政元年五月）の預米札状で、出府中の主馬に宛てたものである。母里藩は出雲松江藩の支藩で、参勤交代を行わない定府の大名。

⑤松平春嶽書状

十一月廿四日付 用番宛

大津市 松平千秋氏寄託

一通

出火の際、消防夫・町人夫を指揮して消火にあたることとなつていた。本史料は松平家の火消役拝命の経過について記したもので、文中、「高知席之面々火消月番之火ノ見櫓ニどらをつり置、自然出火有レ之節為レ打候云々」と見え、火消役高知席の屋敷屋上に火の見櫓を設けていたことなどが知られる。

江戸時代、福井城下の消防は、非役の高知席の者が担当し、

幕末の福井藩主松平春嶽（慶永）が、用番（月番）家老へ

宛てた書状である。家老の詰所“用部屋”で行われた評定の結果を、記録簿「評定留」によつて確認した春嶽が、人事に関する疑問点（役大番二組二相成候）について、目付より説明を求めたもので、常に細かな配慮をめぐらした春嶽の人柄を示すものとして興味深い。

㉖松平主馬油彩肖像画

一額

油彩・ボード（厚二ミリ）

大津市 松平千秋氏蔵

現当主松平千秋氏の祖父、主馬の肖像画で、筆者・製作年代等は不明である。

㉗由利公正筆 教育に関する隨筆

一紙

大津市 松平千秋氏寄託
由利公正是幕末の福井藩士で、維新後、東京府知事・元老院議官などをつとめ、明治四十二年（一九〇九）八一歳で歿した。

本史料は、『由利公正伝』（明治四十三年刊）に収載された「教育新聞一周年の祝詞」（明治二十六年一八九三年六月二十六日付）とほぼ同内容で、公正六五歳頃の筆になるものと思われる。

㉘稻葉采女書状

四月十六日付

柏木工允・本多左兵衛宛

一通

福井市春嶽公記念文庫蔵

㉙越智系図

一冊

福井市春嶽公記念文庫蔵

㉚御政用式目帳

一冊

福井市春嶽公記念文庫蔵

㉛慶増安太夫兵術指南許状

一卷

天明三年（一七八三）十二月付 林與十郎宛

福井市春嶽公記念文庫蔵

稻葉家

稻葉一族は美濃国（岐阜県）の出身で、越智姓を称する名家として知られる。春日局の夫稻葉正成は、越前藩の支藩にあたる越後高田松平家の家老として活躍したが、藩主忠昌が、

越前藩の三代藩主として就任すると、子正房に家督を譲り自らは江戸に隠居した。

正房は、藩主に従つて福井藩士となり、高知席に列せられた。正房の子に当り分家した子正世は、小田原藩主で一族の稻葉正則の家老となつたが、やがて退転し、その子正章が、元禄十六年（一七〇三）に七代藩主松平吉品に召し抱えられ、知行五〇〇石を給与されている。

稻葉家文書は一五点で、系図をはじめ福井藩主の御内書や書出があるが、什器類などは伝来していない。

明石家

明石家は縫殿（正府）にはじまる。正府は貞享四年（一六八七）、松岡（吉田郡松岡町）に於いて松岡藩主松平昌勝に召し出され、四〇〇石を与えられた。次いで享保七年（一七二

二）、六〇〇石に増加されている。松岡藩廃藩後は、宮内（紀房）が福井藩に於いて一〇〇石を増加され、長期にわたって側用人の重職にあつたが、明和元年（一七六四）加判（家老末席）の地位に昇任し、知行高も一〇〇〇石となつた。このとき明石家の知行所の大半は改められ、足羽郡七か村・吉

田郡二か村・今立郡一か村、計一〇か村を散り懸りに与えられている。

以後、明石家は家禄一〇〇〇石を継ぎ、高知席一七家の一つとして藩政に参画した。

田郡二か村・今立郡一か村、計一〇か村を散り懸りに与えられた。

③明石將曹宛御書出

享保八年（一七二三）八月付

福井市春嶽公記念文庫蔵

〔包紙〕
明石將曹殿
〔後筆〕
大隆院

覺

高六百石

右跡目知就被下置御藏出ニ而相渡候間、
可レ得ニ其意候、御朱印者重而
可レ被レ下旨候、以上

享保八年卯八月日

雨森新七

雨森儀右衛門

鰐江刑部右衛門

一通

③松平重昌書状
(宝曆五年)七月十五日付 明石縫殿宛
福井市春嶽公記念文庫蔵

今度元服之

為ニ賀儀一看到来、

令ニ怡悦一候也

七月十五日 重昌（花押）
明石縫殿とのへ

宝曆五年（一七五五）、福井一代藩主松平重昌の元服（一三歳）に際し、明石縫殿が祝儀として着を献上したことに対する答礼である。

④松平齊善書状

(天保九年)四月五日付 明石縫殿宛

福井市春嶽公記念文庫蔵

今度謹姫殿婚姻之
為ニ賀儀一種到来、
令ニ祝着一候、謹言

一通

勘定所の奉行名で発給された給知の書付を“御書出”といふ。本史料は家督相続時のもので、文言の末尾に「御朱印者重而可レ被レ下旨候」とあるが、実際に藩主の知行宛行状は発給されなかつた。

明石將曹殿

中将

四月五日 斎善（花押）

明石縫殿殿

享保十一年（一七二六） 元文五年（一七四〇）

延享三年（一七四六） 明和元年（一七六四）

福井市春嶽公記念文庫蔵

謹姫は福井一四代藩主松平斎善の叔母で、天保九年（一八三八）二月二十三日、備後福山藩主阿部正弘に嫁いだ。本書状は、明石縫殿正房が賀儀一種を献上したことに対する答札である。

⑤松平春嶽書状

（嘉永二年）十一月三日付 明石健吉宛

一通

福井市春嶽公記念文庫蔵

今度為婚姻之

賀儀一種

到来、令祝着候、

謹言

少將

十二月三日 慶永（花押）

明石健吉殿

毛受家

嘉永二年（一八四九）十一月二十日、福井一六代藩主松平春嶽（慶永）は熊本藩主細川斉護の女勇姫を正室として迎えた。本書状は、明石健吉良房が賀儀一種を献上したことに対する答札である。

⑥高家數人馬改帳

明石家の知行地各村における持高・家数・人馬数、および免付（年貢率）を書き上げたもので、農民構成の大要などを知る上で興味深い。

⑦明石甚左衛門豊弘兵法免許状

弘化三年（一八四六）二月付 奈良勝之助宛

福井市春嶽公記念文庫蔵

明石家に伝来した明石甚左衛門家（一〇〇石）の文書で、弘化三年二月、甚左衛門豊弘が同藩士奈良勝之助に伝授した兵法免許状である。

明石甚左衛門家は、もと福井藩家老酒井家の与力をつとめていたが、兵学に精通していたため藩士の列に加えられ、元文三年（一七三八）甚左衛門慶弘の時、一〇代藩主松平宗矩の命により「兵法雄鑑」五十二篇の註釈をし、藩の兵学師範に抜擢された。武田流を基礎に、諸流の長所をとり入れた一流を編み出している。

二二〇級

毛受家は、室町時代中期以降三河国渥美郡田原に蟠居した一族で、松平氏と並ぶ三河の大族戸田氏に属していたという。福井藩に仕えた毛受家の初代小三郎延洪の父孫兵衛延年は、三河国碧海郡池鯉鮒の永見淡路守吉英の次女を妻としたが、

その姉万（長勝院）が徳川家康の側妾となつて、のちの福井藩祖結城秀康を生んだことから、福井藩との関係が生ずることとなつた。すなわち、延年（一六二一）の長子忠左衛門吉次は下総国結城において秀康に召し出され、家康の上意で母方の姓永見を姓とした。

王政復古とともに新政府の参与となつたが、明治三年（一八七〇）一切の公職を退いて帰福、禄を離れた旧藩士救済のため活動した。同三十三年、七六歳で歿した。

また、吉次の弟延洪は伯母長勝院や兄の縁故により秀康の子忠昌に仕え、忠昌が福井藩相続後は一〇〇〇石を領するまでに累進した。子孫は代々寄合席に列せられ、大番頭・留守居・用人などの要職を勤めた。なお、安政六年（一八五九）家督六〇〇石を相続した鹿之介寛洪は、一般に「ひろ洪」の名で知られ、新政府の参与として活躍した。

③毛受洪筆 毛受家略系

一卷

東京都 城 桂子氏寄贈
武藏野市 加納一子氏寄贈

一式百石

一百九拾壹石七斗一升

一百九拾三石六斗弐升弐合

一式百拾四石六斗六升八合

高合千石者

坂北郡 足羽北郡 下南郡 六條村内
西谷村内
坂北郡 下番村内
吉田郡 北野村内

〔包紙〕 毛受將監とのへ

宛行領知之事

④松平忠昌知行宛行状
寛永二年（一六二五）三月付 毛受將監宛
東京都 城 桂子氏寄贈

一通

右全可レ令ニ知行ニ者也、仍如レ件
寛永二乙年三月 日 （松平忠昌）
（朱印）

毛受將監とのへ

福井三代藩主松平忠昌が、藩主就任後の寛永二年（一六二五）三月、毛受將監（延洪）に下付したものである。

文久二年（一八六二）松平春嶽の政界復帰とともに、その信任をうけ、側用人等の重職を歴任し、多く京阪の地にあって朝・幕・諸藩の間を周旋奔走、諸方面からその見識と才腕を認められた。

⑤毛受鹿之介（洪）宛差紙・用書類

東京都 城 桂子氏寄贈
武藏野市 加納一子氏寄贈

七紙

藩士の役職任免の際、家老名で発せられる評定所への出頭命令書を差紙（福井藩では「御切書」「御用召状」）、右筆部屋より交付される辞令を用書と称した。毛受家には鹿之助（洪）の生涯にわたる用書類が比較的よく保存され、役職任免の実際を知る上で興味深い。

⑪毛受鹿之介（洪）筆 小橋友之輔書状写

年不詳 小橋大人宛

一級

東京都 城 桂子氏寄贈
武藏野市 加納一子氏寄贈

元治元年（一八六四）七月禁門の変の際、長州軍に加わって戦死した讃岐国の勤王家、小橋友之輔の懐中より見つかった書状の写である。毛受鹿之介（洪）は、自分の母親に宛て事変の惨状を書き送った中で、この書状を紹介している。
〔小橋友之輔〕

弘化三年（一八四六）、讃岐国香川郡に高松藩士小橋安蔵の四男として生まれた。安政三年（一八五六）江戸に遊学。文久三年（一八六三）帰郷するや、京阪・長州の間を往来して松本奎堂・権田直助らと交わり、京都の三条実美に重んじられた。同三年実美の命を受け、阿波の土豪を説こうとしたが失敗、次いで周防に赴いて七卿に謁し、のち京都に住した。翌元治元年禁門の変に加わり、一九歳で戦死した。

⑫毛受鹿之介（洪）筆 「雲務秘録」

一冊

慶応元年（一八六五）閏五月

東京都 城 桂子氏寄贈

⑬松平春嶽筆 「洪」命名書

明治二年（一八六九）臯月付

一通

東京都 城 桂子氏寄贈
武藏野市 加納一子氏寄贈

毛受鹿之介（洪）は、明治元年の一時期將監を称した。今日広く知られる「洪」という名は、明治二年五月旧主松平春嶽より賜されたもので、以後専らこれを通称として用いた。

⑭松平春嶽書状

明治六年（一八七三）十一月六日付 千本久信・中根雪

江・毛受洪・大井弥十郎宛

一通

東京都 城 桂子氏寄贈
武藏野市 加納一子氏寄贈

一切の公職を退き、執筆活動に専念していた旧藩主松平春嶽が、明治六年中に見聞した事柄を、「近況新聞」と題して国元の旧臣へ書き送ったものである。征韓論をめぐる十月政変や、米国人W・E・グリフィス（元福井藩校明新館の理化学教師。「英國」の著者）から聞いた考古学の話など、内容も多

武藏野市 加納一子氏寄贈
慶応元年閏五月四日、藩命により上京した鹿之介は、長州再征問題の推移を見極め、自藩が対処すべき方向を見定めるため、同年九月下旬まで滞京した。

本史料はその際の日録で、閏五月五日より九月二十六日までが記録されている。『続再夢紀事』等の編纂にも利用されていない貴重史料である。

岐にわたつて興味深い。

多賀谷家

福井藩士多賀谷家は、常陸国下妻城主多賀谷重政の甥にあたる結城氏の重臣多賀谷政広の嫡男村広が祖である。政広は天正十四年（一五六六）結城晴朝より支城の小栗城を預けられた。また豊臣秀吉のもとに赴き、結城家入嗣の仲をまとめ、その功により、秀吉から下野国小山領など二〇五〇石を宛行された。

村広は常陸土浦の城代をつとめ慶長六年（一六〇一）秀康の越前移封に従つて以後福井藩士として定着し、代々寄合席に列して書院番頭・大番頭などの要職を歴任した。多賀谷家文書のほとんどは、明治以後における多賀谷家の諸文書類であり、また江戸時代の文書類も書出が大部分を占めている。

④5 多賀谷舎人撰 多賀谷家略系

二七・九×二〇・四

一冊

④6 多賀谷權太夫宛免定覺
子（寛文十二年一六七二）月付

武藏野市 多賀谷静子氏寄贈

免定覺

子（寛文十二年一六七二）月付

一通

子（寛文十二年一六七二）月付

一通

武藏野市 多賀谷静子氏寄贈

一通

一高千三百石
取米三百三拾八石

高ヨリ式ツ六歩取
多賀谷權太夫

内

百四石壱斗

今立
杉崎村内

三拾八石六斗

同郡
八谷村内

四拾壹石八斗

同郡
大野村内

五拾八石六斗

吉田郡
中角村内

拾壹石式斗

坂井郡
中庄村内

三拾石五斗

同郡
今市村内

五拾三石式斗

鳴田村内

右者当子暮り拝借銀相済候迄、知行所物成米如斯可有
所務者也

（寛文十二年）
元月八日

勘定所

免とは年貢率のことで免を定め年貢を割り付けることを免定と言ふ。本覚は、勘定所から多賀谷權太夫に下付された同人の免定覺書で、ここでは高千三百石に対し二ツ六歩（一ツ＝一〇%）の割にあたる三百三拾八石が取米となつてゐる。村広は結城氏の重臣政広の嫡男で結城氏麾下の将として慶長六年（一六〇一）の結城秀康の越前入府以後も随從した。

④7 多賀谷助之進宛書出

元禄十六年（一七〇三）十一月付

一通

武藏野市 多賀谷静子氏寄贈

一通

福井藩士多賀谷家は、常陸国下妻城主多賀谷重政の甥にあたる結城氏の重臣多賀谷政広の嫡男村広が祖である。政広は天正十四年（一五六六）結城晴朝より支城の小栗城を預けられた。また豊臣秀吉のもとに赴き、結城家入嗣の仲をまとめ、その功により、秀吉から下野国小山領など二〇五〇石を宛行された。また多賀谷家文書のほとんどは、明治以後における多賀谷家の諸文書類であり、また江戸時代の文書類も書出が大部分を占めている。

慶應元年丑四月

内田閑平

大猪弥十郎

足羽郡

福村内

一高六拾石 覚

一高百武拾四石

同郡和田中村内

一高百四拾四石

吉田郡灯明寺村内

一高武百武拾武石

同郡天池村内

一高百石

今立郡北村内

一高合六百五拾石

海福猪兵衛

右跡目知就被下置地方相渡候間、當未夏成^ル可有收納候、

御朱印者重而可被下旨候、以上

元禄十六年未十一月 日

山中久兵衛

多賀谷助之進殿

多賀谷助之進が跡目相続として高合六五〇石（地方渡）を下付された際の書出である。書出とは跡目・新知・加増のつど下付された給知の書付のことで勘定所が奉行名で交付するものである。また書出には地方渡・蔵出の別があった。

⑭多賀谷他介宛書出

慶應元年（一八六五）四月付

武藏野市 多賀谷静子氏寄贈

覺

高五百五拾石

右跡目知就被下置御藏出^二而
相渡候間、可被得其意候、

御朱印者重而可被下旨候、以上

佐々木家

佐々木家は、大之進（長好）にはじまる。長好は天和三年（一六八三）、松岡（吉田郡松岡町）に於いて松岡藩主松平昌勝に召し出され、次いで廢藩後の享保七年（一七二一）福井藩の郡奉行となり、家禄二〇〇石を与えられた。その後、享保八年に小左衛門（長之）、宝暦十年（一七六〇）小左衛門（長國）、天明元年（一七八一）藤左衛門（長勝）、文化十三年（一八一六）小左衛門（長恭）、嘉永六年（一八五三）鉄五郎（長淳）が跡知を継承している。

佐々木家は番士の家柄で、御先物頭・御長物奉行・郡奉行などを勤めたが、幕末期、長淳（権六）は製造局頭取として洋式銃砲・火薬の製造、洋式帆船「一番丸」の建造などに携わり、福井藩に於ける西欧技術の導入に功績を残した。

多賀谷他介が跡目知として五五〇石（蔵出）を相続した際の書出で、多賀谷家文書中の書出としては最も新しい。

多賀谷他介殿

勝木十藏

⑯松平昌勝筆 茄子の図

紙本墨書き 二一・六×三一・四

東京都 佐々木賢一氏寄託

一幅

〔松平昌勝〕

松岡藩祖。寛永十三年（一六三六）福井三代藩主松平忠昌の子として江戸に生まれた。正保二年（一六四五）忠昌の遺領中五万石の分封をうけ、松岡藩を創設。元禄六年（一六九三）五八歳で歿した。

⑤佐々木権六書状

安政五年（一八五八）正月三日付 橋本景岳宛

一通

福井市春嶽公記念文庫蔵

福井から江戸滞在中の景岳（左内）に宛てた書状である。

新春の賀詞を述べた上で、製造局頭取として自分が中心に建造をすすめている洋式帆船「一番丸」が、夏頃には完成すること、また福井志比口の藩製造所の現況等を報告している。製造所の動力として水力を利用する目算が立ったことを記して興味深い。

〔佐々木権六〕

福井藩士佐々木長恭の長男として天保元年（一八三〇）に生まれた。嘉永六年（一八五三）家督を相続し、藩命によつて洋式兵学を修業した。

福井藩製造局の頭取として、洋式銃砲の大量生産に成功し、「一番丸」と命名された洋式帆船を独力で建造、見事に進水させた。慶応三年（一八六七）藩命で米国へ渡り、陸・海軍の兵器や軍事施設の研究等を行つた。明治三年（一八七〇）外人教師W・E・グリフィスの来福に当つては、英語力を駆使して万端の世話をしている。廢藩後は東京へ移住し、工部省へ出仕して紡績事業の興隆に努め、わが国の蚕業の建設者

と称えられた。大正五年（一九一六）八七歳で歿す。

権六は絵画もよくし、旧主松平春嶽や親類にあたる橋本景岳の肖像画を描いている。

〔洋式帆船「一番丸」〕

嘉永六年（一八五三）九月大船建造の禁令が解かれたのを機に、福井藩ではコットル型洋式帆船の建造を図り、安政四年（一八五七）秋、三国宿浦（坂井郡三国町宿）に於いて本格的な造船作業を開始した。

これより先、安政三年、佐々木権六は藩命により出府し、造船に関する原書類を調査の上、長さ三尺余の船模型を作成。これを土佐の中浜万次郎に見せて改良を重ねるなど、当初から帆船の建造に深く関与し、その中心に立つた。次いで同四年正月、権六は御製造方頭取に任せられ、ついに同年四月、長さ一間・幅三間半・深さ二間七寸・一六人乗り・二本マストの洋式帆船を完成・進水させた。

この福井藩最初の洋式帆船は「一番丸」と命名され、安政六年四月二十日、試験航海のため三国湊を出帆し、中国・九州地方を経由して、六月十九日、江戸湾に停泊した。

⑥佐々木権六手沢本『THE ARMIES OF EUROPE』一冊
G・B・マクレラン著 一八六一年刊

本館蔵

クリミア戦争（一八五三～五六）の際、歐州へ派遣されたアメリカ観戦武官マクレランが、各国の軍事情勢についてまとめたものである。

もと佐々木権六の蔵書で、見返に「To Gonroku from his

friend, Van Reed, Kanagawa, July 4th, 1866」と注記があり、幕末に神奈川米国領事E・M・リードの書記として来日し、のちハワイ政府の駐日総領事等をつとめたヴァン・リード（一八三五～七三）の献呈本である。

ヴァン・リードは、慶応三年（一八六七）権六が渡米の際、その便宜をはかつており、両者の関係を考える上で興味深い。

② U・S・グラント書状（複製）

一八六七年八月二十二日付 W・H・セワード宛

一額

福井市春嶽公記念文庫蔵

慶応三年（一八六七）、佐々木権六が兵器研究等のため南北戦争直後の米国に派遣された際、その便宜をはかるべく、臨時軍務大臣U・S・グラント（元北部軍最高司令官、のち一

八代大統領）と国務大臣W・H・セワードとの間に取交わされた書状で、福井藩の西欧技術導入の様を示す史料として貴重である。

権六は四月二十二日横浜を出港、同六月二十一日ニューヨークに到着し、兵器の研究や軍事施設の視察等を行つて、同十二月九日帰朝した。その際、三インチ野戦砲・後装小銃等を持帰り、それらは、翌明治元年の会津戦争で使用された。

なお、本史料には次の和文訳が付属している。

西暦一千八百六十七年八月八日付ノ貴書正ニ落掌。扱今

般日本越前侯ハ我陸軍全体ニ閔スル兵制ヲ承知セラレ度

趣ニテ、重役佐々木権六君ヲ以テ右ニ閔スル必需ノ書籍
軍器等全部、合衆国政府ヨリ購求セラレ度旨申入レラレ
タル条承知セリ。右ニ就テハ更ニ異存ナキコトナレバ、

同君ノ依頼ニ応ジ夫々取計ヒ申スペシ。依テ兵站部長官へハ各種軍装即工兵砲兵騎兵歩兵等ノ軍装、又軍法長官へハ野戰軍器即現時使用ノ小口径大砲馬具改良「モスクット」銃等、又副將官へハ陸軍教育及ビ法規ニ関スル書類ヲ佐々木権六君へ相渡スベキ旨ヲ命令シ置キタレバ、此段通知ニ及ベリ。又海軍兵制法規等ヲモ請求アラバ海軍省へ照会アリテ然ルベシ。

一千八百六十七年八月二十二日

臨時軍務大臣ユー・エス・グラント

国務大臣ダブリウ・エッチ・セワード殿

福井市春嶽公記念文庫蔵

三枚

③ 伊国屑絲紡績場外部景況絵図外

明治六年（一八七三）・同九年の二度にわたり、佐々木権六が欧米より持帰り、旧主松平春嶽に上呈したものである。

(1) 伊国屑絲紡績場外部景況絵図

一八七一年製 六〇・〇×七八・八

裏面に「明治六年歐洲ヨリ齋ス 屑絲紡績場外部の景況 佐々木長淳」と書込みがある。明治六年、権六はオーストリア博覽会一級事務官として開催国へ出張し、余暇を以つてオーストリア・イタリア・フランス・イスラムに於ける養蚕製糸紡績の実態調査を行つた。

(2) 伊国屑絲紡績場 内部景況絵図

一八七一年製 五六・〇×八〇・〇

裏面に「明治九年歐洲ヨリ齋ス 屑絲紡績場内部の景況 佐々木長淳」と書込みがある。明治九年、権六はイタリア

のミラノで開催された万国養蚕公会に出席し、会議の席上、

同会の名譽副議長に選出された。

(3)米国フィラデルフィア博覧会諸建物の図

一八七五年製
五四・七×七一・三

明治九年、権六は出張先のイタリアから渡米し、開催中のフィラデルフィア博覧会を視察、各国の養蚕製糸器械等について見聞を広めた。

⑤4 岩倉具視・大久保利通書状

二月六日・二月十日付 佐々木権六宛

一幅

東京都 佐々木賢一氏寄託

佐々木権六は内務省勸業寮奉職中の明治七年（一八七四）、内藤新宿試験場に蚕室・蚕学研究所・桑園を付設し、次いで同十一年、同試験場内に工女二十五人繰の器械製糸場を建設するなど、わが国最初の学理的養蚕を行ない、蚕業の近代化に貢献した。本書状は、その間の動向を示すものとして興味深い。

⑤5 佐々木権六受贈 大日本蚕絲会賞牌

一点

径六・〇×厚〇・五

東京都 佐々木賢一氏寄託

明治三十八年（一九〇五）四月一日、わが国の蚕糸業の発展に寄与した功績を称え、大日本蚕絲会が授与したもので、賞牌裏面に「贈佐々木長淳氏 明治三十八年四月一日」と刻印がある。

⑤6 佐々木権六筆 「我か絲の大纏は海原に云々」の和歌 一点
「南越帖」所収 二二・四×一六・二

東京都 福田堅三氏寄贈

我か絲の大纏は海原にやまとの國もつなぎと、めん

大正元年（一九一二）佐々木権六が八三歳の折、福井の扇製造業福田源三郎の需に応じて揮毫したもので、和歌と絹糸を吐く蚕の絵を一筆書している。

桑 山 家

桑山家の遠祖修理大夫重晴は、豊臣秀吉の家臣として活躍したが、賤ヶ岳の戦後、秀吉の弟秀長に仕え、天正十三年（一五八五）代官として紀伊国和歌山城に入城し、やがて城代となつた。豊臣氏滅亡後、重晴の曾孫十兵衛は、山城国（京都府）に引籠つたが、のち津山（岡山県津山市）藩主森忠政より六〇〇石を与えられた。十兵衛の子政甫も忠政の子長繼に帰属している。

延宝二年（一六七四）長繼の歿後、福井五代藩主昌親に召し出され、三〇人扶持を給された。その後家禄は二〇〇石を代々継承するまでになり、御先物頭・郡奉行・奉行（勘定奉行に相当）・町奉行・広敷用人人などの要職を勤めた。

桑山家文書は、その大部分が書状で、徳川齊昭（水戸藩主）・吉田東篁（福井漢学者）等幕末期に活躍した福井藩内外の多彩な人物のものがみられる。

⑤7 松平宗矩筆 幼年時の書翰卷軸

一巻

桑山岩雄氏寄贈

福井一〇代藩主宗矩の桑山十兵衛宛書翰三通を卷軸に仕立てたものである。宗矩が享保十一年（一七二六）十二月、一二歳で元服する以前の幼名千次郎時代に書かれたものと思われる。

⑤8 松平綱昌室清姫筆 経文觀世音像

一幅

紙本墨画 四〇・〇×二六・〇

桑山岩雄氏寄贈

清姫（清照院）筆の觀音像で、顔面や手の部分以外は極めて細かな字で経文を配している。この構図が清姫独自の意匠によるものか否かは不明ではあるが、清姫の厚い觀音信仰を窺うことができる。清姫は、飛鳥井雅直（公家）の女で、母は福井三代藩主松平忠昌の女であった。寛文五年（一六六五）福井六代藩主松平綱昌と婚約し、のち内室となつたが正徳二年（一七一二）五一歳で歿している。

（箱表書）経文觀世音像 清照院様御書

（箱底中書）天保三壬辰年十一月日

（箱裏書）君諱ハ清姫 清淨公ノ正妃飛鳥井中将雅直卿ノ女母

ハ松雲君即チ 隆芳公ノ女ナリ寛文五年 清淨公

ニ帰シ正徳二年壬辰逝シ玉フ 御年五十一

越前六代綱昌公妃 桑山氏所持

⑤9 福井城下家中家敷図
紙本墨書

一枚

村田家

村田家はもと伊勢国の出身で、北畠氏に仕えた。戦国時代の当主吉近の妹方が、徳川家康の側妾となつて結城秀康を生んだことから秀康との関係が生じ、天正十四年（一五六八）

桑山岩雄氏寄贈

桑山家に伝來した福井城下武家屋敷の宅地図で、各家の当主の名が極めて詳細に記されている。また当主の変遷が付箋によつて知ることが出来るが、多く剥落してその保存状態は良いものではない。

⑥0 松平綱昌筆 自詠「年あけて云々」の発句懐紙

一幅

紙本墨書 四一・六×五七・三

桑山岩雄氏寄贈

年あけてみも新にけふの春

松平越前守綱昌

福井六代藩主松平綱昌の発句（俳句）懐紙で、新春の清々しい趣を感じさせる。藩士桑山家代々に相伝したものである。

⑥1 風月宰相思之集（中山忠能・大久保一翁・松平春嶽・吉田東竜筆書翰集）

二巻

桑山岩雄氏寄贈

⑥2 鈴木主税書状 年不詳七月朔日付 桑山十兵衛宛他二通の書翰卷軸

二巻

桑山岩雄氏寄贈

その嫡子吉成は、秀康に召し抱えられて、越前移封後七〇〇石を与えられた。吉成の二男吉澄は、大坂の陣で武功をあげて活躍したが、主君松平忠直（福井二代藩主）の配流によって忠直の子光長の移封に従い越後国高田に退いている。その後吉成三男氏貞が、越前吉江藩主松平昌親に召し出されたこととなり二〇石五人扶持を給された。昌親が、福井五代藩主となると福井藩士となり、享保二十年（一七三五）氏純のとき一五〇石を与えられ、その後代々番士という家格で書院番・郡奉行などを勤めた。幕末の当主氏寿は、横井小楠の招聘や藩校明道館学監として活躍している。

⑥3 懿堂書翰録

東京都 村田正典氏寄託 一冊

懕堂は幕末期の村田家当主氏寿の号で、本書は、氏寿の橋本景岳（左内）宛書翰の写しを集成したものである。公私共に厚かった景岳との親交のほどが偲ばれる。

⑥4 村田氏寿編 『景岳君書翰録』第一・第二 二冊

東京都 村田正典氏寄託 一冊

⑥5 村田氏寿著 『続再夢紀事』の編纂など、修史活動にすぐれた業績をあげた村田氏寿が、維新後、自己所蔵のものを中心に、橋本景岳の書状類を収集し、年次順に編集したものである。氏寿の景岳に対する尊敬と顕彰の念がよくあらわれている。

⑥6 村田氏寿受傷の弾丸・由緒書 二点

怪一・五 由緒書三五・〇×三五・五

東京都 村田正典氏寄託 元治元年（一八六四）禁門の変（蛤御門の変）の際、京都御所堺町御門を警備していた福井藩士の指揮者氏寿が負傷した弾丸である。

由緒書によれば弾丸は、氏寿の体内から摘出され一命を取り留めたものであることが知られる。

⑥6 德富蘇峰筆 『関西巡回記』題字の書幅 紙本墨書 一六四・〇×一八・三 一幅

東京都 村田正典氏寄託

村田氏寿の遺稿『関西巡回記』を昭和十五年氏寿の曾孫英彦氏が出版するに際し、德富蘇峰に依頼、題字として用いられたものである。徳富蘇峰は、小説家徳富蘆花の兄で、明治から戦後までジャーナリストとして活躍し、「国民新聞」の創刊や、歴史学者としての著述に『近世日本国民史』がある。

現在彼の旧蔵書類（成貴堂文庫）七万点は、お茶の水図書館に収蔵されている。

⑥7 村田氏寿著 『関西巡回記』昭和十五年十二月刊 一冊
一二・五×一六・〇

東京都 村田正典氏寄託

『続再夢紀事』の編纂など、修史活動にすぐれた業績をあげた村田氏寿が、維新後、自己所蔵のものを中心に、橋本景岳の書状類を収集し、年次順に編集したものである。氏寿の景岳に対する尊敬と顕彰の念がよくあらわれている。

⑥8 村田氏寿受傷の弾丸・由緒書 二点

怪一・五 由緒書三五・〇×三五・五

英彦氏によつて刊行が計画され、氏寿の『西遊日誌』をも収載して、同十五年十一月十五日に、三秀舎（東京・神田）より刊行されている。編集は永井環（福井六代目市長）が担当し、題字を徳富蘇峰が寄せている。

⑥8 村田氏寿筆 「当日繁華福井城云々」の詩幅 一幅
紙本墨書き 一三三・〇×三〇・〇

⑥9 村田氏英讃川地柯亭筆 桃太郎物語の画幅 一幅
紙本着色 一三七・〇×六二・〇

東京都 村田正典氏寄託 東京都 村田正典氏寄託
村田氏英は、幕末・維新に活躍した福井藩士村田氏寿の実父で、謙齋と号した。川地柯亭は、安永九年（一七八〇）福井に生まれ、谷文晁等に画法を学んだ。福井藩士としても札所奉行・御纏頭・御先物頭等を歴任、藩主松平春嶽の知遇も厚かつた。明治五年（一八七二）十月九二歳で歿している。

⑦0 洋式銃購入二付覚書 一通
東京都 村田正典氏寄託 東京都 村田正典氏寄託
一中小銃 七百挺 一長小銃 三百挺 一中小銃 百挺
但此分追而之增 千百挺

右之通兼而御注文之所、此度常之エンヘールト銃代価と、

元込銃価と積り之通り相違無之候ハ、先便得貴意候通り元込銃御買入ニ相成度候、扱又元込を度々御求ニ相成候ハ、千三百五十挺ニ相揃候様被成度との御評議ニ候、乍併直段六ヶ敷候ハ、エンヘール御求之方ニ相成候時ハ、矢張最初の通り千百挺ニ而宜敷候、右元込銃筒數式百五十挺分相増し候ニ付而者、其積りを以司計局より金子相増、今更其表へ申參候筈ニ候間、左様御心得御受取可被成候（（：）見消））

福井藩では、弘化四年（一八四七）以降、洋式砲術の導入を開始し、安政四年（一八五七）以降本格的な洋式小銃製造を推進させた。

書中に見えるエンヘールト銃は、フランス士官ミニエールが開発したもので、先込雷管式と称される當時最新の洋式銃であった。本史料は、これら洋式銃購入に関するものである。

⑦1 市川齋宮書状 一通
(安政五年五六) 七月二十九日付 西尾十左衛門宛
東京都 村田正典氏寄託

一インヘルド撒兵銃并大砲之事來翰謹承仕、早速右等之事相心得候者ト相談仕候処 手銃之分ハ下曾根之英國歩兵練法可然哉ニ奉存候間、先試ニ一部指上申候、若此書ニ而宜敷候ハ、又々御申越可被下、何部ニ而も御注文通早速買調御廻可申上候
一大砲之分ハ、右頼談仕候者ト認越候書附御廻し申上候、猶此上共不審之義も御座候ハ、又々御申越可被下候、此節ブロイセンとオーステンレイキと戦争御座候処、

トイセンニ而底込之手銃發明いたし、対陣之節伏セ
ヨと言ふ令を下シ、皆々伏而放発し直ニ伏しながら込
替候故、オーステンレイキ之立子ながら込替候是迄之

銃を持候兵卒、腹股之辺を打たれ、是にてオーステン
レイキ大敗軍致候由ニ御さ候
此銃にてハ一分時ニ十二放出來候得共、身ニ付候弾薬余り早
ク使ひ切候事を恐れ、トイセン人ハ六十発を帶び、一分時

二六放ツ、打タセ候由

右ニ付英モ又々手銃相改メ、皆々底込ニ仕替候と申事

ニ御さ候、右等之事を以考へ候ニ、又々一両年之内ニ
者銃制相改り可申事と被存候、憲文吉義も昨年閏五月
廿九日発足に而、魯西亞へ伝習ニ參候處、當年二月十
六日魯都ペー テルビユルグへ無事到着仕候段、同月

廿八日附之書状一昨廿七日相届申候、以上

安政五年
七月廿九日

西尾十左衛門様

市川齋宮

⑦徳山惟一筆 「準道」命名書
安政二年（一八五五）正月付

一卷

武藏野市 鈴木秀枝氏寄贈
鈴木拾五郎（準道）が五歳で家督相続した折の命名書で、
「準道」の典拠となつた『周易』繫辭上伝の一節が記されてい
る。

徳山惟一は福井藩士で、藩儒高野春華に師事し、のち京都
に遊学して頼山陽などと交つた。安政二年、藩校明道館が建
設されるや抜擢されて大御番格となり、慶応四年（一八六八）、
明道館祭酒となつた。明治三年、七四歳で病歿した。

⑧鈴木準道筆 福井城下之図
紙本着色 五七・〇×四九・〇

一幅

武藏野市 鈴木秀枝氏寄贈

左下隅に「安政三丙辰年正月日 鈴木拾五郎（花押）」と署
名があり、安政三年（一八五六）一六歳の折に作図したもの
であることが知られる。

鈴木家は、元禄十一年（一六九八）御徒目付から士分に抜
擢された仁太夫宗清を初代とする。宗清の父清次郎政成は、
本国・生国ともに不明で、寛文元年（一六六一）京都で病歿
している。しかし、母方の祖母為中が福井三代藩主松平忠昌
の内室道姫（広橋兼賢女）の御付女中となり、四代藩主光通
の御抱守をつとめたことから福井藩との関係が生じた。すな
わち、宗清は士分に取立てられて武具役などをつとめ、享保

二年（一七一七）新知一〇〇石を与えられている。

その後、同家は御先物頭・御側物頭・御目付などの諸職に
つき、家禄も一〇〇石、さらに一五〇石となり幕末に至つた。
七代拾五郎準道は、慶応四年（一八六八）御小姓頭取から
郡奉行となり、松ヶ鼻用水の水論を解決するなど活躍し、の
ちに初代福井市長として重責を果した。

⑨松ヶ鼻用水関係文書写

一九綴

武藏野市 鈴木秀枝氏寄贈

「明治十一年 松ヶ鼻用水議定證」・「復旧江筋底下内約定證」
(明治十四年)・「松ヶ鼻用水引方義ニ付歎願」(同)など、明

治期を中心とする用水関係文書の写で、一部の表紙に「西山

久五郎氏所有ノモノヨリ」「原書北村加藤伝十郎所有ナルヲ大

正十年四月騰写ス」といった書込みがある。

⑤紀恩碑拓本の幅

一幅

福井市春嶽公記念文庫蔵

〔松ヶ鼻用水と鈴木準道〕

松ヶ鼻用水は、日野川の水を向新保の南端松ヶ鼻（武生市向新保町）で取水し、二十数ヶ村、一一〇〇町歩の広大な田地を灌漑する用水である。当地域は、幕府領・福井藩領・鯖江藩領・小浜藩領が入りまじり、古くから利害関係の対立する村々の間で水論が絶えなかつた。

松ヶ鼻用水の下流、土呂川と清水江の分岐点もその一つで、流域の千僧供三カ村（庄村・横市村・塚町村）と北・杉崎・下真柄の三カ村とが対立し、鈴木準道が郡奉行在任中の明治二年（一八六九）にも、旱魃で清水江に水が流入しなくなるや、北村の村民が水量調節のための胴木を破壊する事件が発生し、福井藩主自ら現場を視察することとなつた。

準道は、この問題の解決に苦心したが、対立する双方の言い分を聴取の上、先ず流域を広めて枯渇の難を取り除き、入牢者を釈放することに努めたので、北村の村民らはその裁断を喜び、明治六年八月、北村の神明神社（武生市北町）境内に、藩主松平茂昭・郡奉行鈴木準道・用水掛徳山五太夫を祀

る三社大明神を創建して、感謝の意を表わした。その後、同四十五年に紀恩碑が建立され、村民が赦免された日を記念して今も祭礼が営まれている。

⑥鈴木準道筆 「市務日誌」

明治二十二（一八八九）～同二十八年

武藏野市 鈴木秀枝氏寄贈

四冊

明治二十二年、市制が実施されるや、松平家の家扶であつた鈴木準道は、福井市会より推薦を受け、同年六月、初代福井市長に就任した。以来、自治体の基礎確立、学校の統廃合、北陸線の建設請願など、草創期の市長として重責を担つたが、本史料はその間の詳細な日記で、福井市の沿革と当時の社会情勢を知る上で興味深い。

なお、巻頭には市長就任の経緯について、左の如く記されている。

明治十一年 月 日 御家令武田正規ヨリ両公御内沙汰有レ之、今度松平家ヨリ家從御頼被レ成度旨ニ付、諾否如何之照会有レ之、尤モ閑散之身ナレハ直ニ御請不レ致ナレトモ、當時ハ千本久信モ上京中ニ付一応協議之末如何御答可レ致旨申置、直様久信ニ相談候処、是非御請御家之為メ上京尽力可レ然旨返答ヲ得タルニ付、早刻武田御家令ヘ宛御請申上候旨回報候処、両公御直書ヲ以御頼之尊書拝戴仕、因而御請申上候処、其後武田御家令ち家族引纏メ上京可レ致旨ニ付宅取片付

同年 月 日 福井出立、東海道通り上京、礪川邸へ着、直ニ拝謁御書付等頂戴、御家從相勤居候処、漸々御家扶

家扶等被二成下二候、十三年十五年兩度福井表御用相勤、最早御家於テ御用弁ニ相成限りハ終身御奉公致シ可レ申決心ニ而、福井表家屋取扱、在京永住之心算ニテ家具等悉皆取寄、或ハ売却夫々趣方致候処、豈計廿二年政府ニ於而市制発令アルヤ福井市モ独立精神ニ而市制ヲ設クルコトナリ、市長推撰之一条ニ至リ種々様々議論有レ之モ人ヲ得ス、故ニ廿二年春秋原縫氏上京之節市長候補者承諾致吳候様トノ内意ニ付断然謝絶、最早帰国之念ナキ而已ナラス松平家モ□モ人ヲ得ルニ苦ム、実主家大切之廉ヲ申立断然謝絶致置候処、漸々廿二年五月市制実施スル際ニ至リ市長ヲ市会ニ於而推撰シ内務大臣ヘ裁可ヲ乞場合ニ至リ、豈計第一候補者則三十人議員ニ而廿五点最高点ニ相成タル云々承知、驚ナレトモ如何為スヘキヤ辞任之覚悟ニ罷在候、其旨両公ヘ上申何卒御許無レ之様ニ懇願致、殊ニ老公ニハ近年御病氣、夫而已ナラス只今御大患御場合尚更御家ヲ只今辞スルコト本意ナラス、譯而終身御家ニ仕奉ル決神之処ナレハ謝絶スル見込之処、意外ニモ福井市ヨリ有志総代トシテ田川乙作、又商人総代トシテ広部平三郎態々上京、今度ハ市制実施之際尤モ大切之訳ナレハ是非御家扶準道ヲ御旧城下之為メ裁可之上ハ御指下ニ相成候様一統渴望ニ付総代トシテ上京、(万カ)若一御承諾ニ不二相成ニ節ハ自然御旧臣之間ニ於而隔意ヲ起ス而已ナラス、今回者福井市之為メ思召是非御聞届ニ相成候様押而願出、尚村田・堤・由利・青山等ノ諸氏へ同様申出候事ニ而、両公ニ於而御断ニ成兼候故此上ハ致シ方無レ之、本人承知ナレハ如何共可レ致トノコトニ相成、亦御依頼之面々ヨリモ種々事情不レ得レ

(7) 由利公正祝詞

明治二十二年（一八八九）六月付

一卷

武藏野市 鈴木秀枝氏寄贈

松平家の家扶を辞し、初代福井市長として福井へ赴任することとなつた鈴木準道（四八歳）に、旧藩士で元老院議官の由利公正（六一歳）が餞として贈つた激励の一文である。

(8) 諸士書状

七月廿八日・九月十九日・大正二年九月付

武藏野市 鈴木秀枝氏寄贈

三通

（橋本綱常）

橋本景岳（左内）の末弟。弘化二年（一八四五）福井藩医橋本綱の四男として生まれた。安政二年（一八五五）兄景岳が藩医を免ぜられて御書院番に列せられるや、一一歳で兄の後を継ぎ家職を守つた。文久二年（一八六二）長崎に遊学して、オランダ人シントレルに学び、ついで江戸の蘭方医松本良順に入門、研鑽を深めた。帰藩後藩医として診療に従事したが、慶応元年（一八六五）再度長崎へ赴き、ボーデイン

に師事した。翌年帰郷して、医学教授方を兼務し、福井藩医学所済世館の改革に努力し、戊辰戦争の際、組織的な野戦診療を開いて注目をあつめた。

維新後、一〇年間ドイツに留学、帰国後は文部省御用兼勤東京帝国大学医学部教授を命ぜられ、もと同藩医の岩佐純とともに、わが国へドイツ医学を導入する主唱者となつた。のち、東京陸軍病院長・軍医總監・初代日赤病院長を歴任、若越医学会初代会頭をつとめて、郷土医学界の発展にも貢献した。明治二十八年（一八九五）功により華族（男爵）に列せられ、さらに子爵に陞爵して、貴族院議員・宮中顧問官を勤め同四十二年（一九〇九）六五歳で歿した。

〔松平康莊〕

越前松平家一八代当主。慶應三年（一八六七）福井藩主松平茂昭の二男として福井に生まれた。明治四年（一八七一）廢藩置県につき東京へ移り、同十六年（一八八三）学習院に入學。ついでドイツへ渡り、陸軍予備士官学校で学んだが、軍人志望を変更し、イギリスの農学校「ローカル・アグリカルチュル・カレッジ」で農業の研究を深めた。帰朝後、松平確堂養女（松平春嶽長女）節子と結婚。同二十六年（一八九三）旧領地福井城址に帰住を決意して城内二の丸に邸宅を営み、本丸及び三の丸の地に松平試農場を創設した。その後、大日本農会名譽会員・同会頭として農業の振興に尽し、昭和五年六四歳で歿した。

商 家

金屋家

金屋家は、はじめ北の庄氏を称し、室町時代初頭より福井にあって朝倉氏に仕えていたという。

七代吉正（弥助）の時、金屋を名乗り、「鉄劍萬物諸商」業をはじめ、福井藩祖結城秀康の北の庄築城に協力、御用商人に取り立てられた。以後、代々福井藩の御用をつとめ、苗字帶刀を許され、福井城下のほか三国・鯖江などにも多く出店を持ち、のちには京都にも支店を営業するなど、豪商として全国に聞こえた。

四代藩主光通の時、当主七兵衛吉広は福井藩寛文札の札元（元締となり、足羽山の一画に別荘地を与えられている。）藩に多くの御用金を納め、上方の名商角倉と婚姻を結び、紀州家など、他国の大名へも貸付けを行うなど江戸中期頃全盛をきわめた。

⑦福井藩々札

江南市 金屋慶治氏寄託

一〇点

⑧金屋家一〇・一一・一二代当主肖像画
一〇代吉広（瑞月 寛永二十年一六〇四年三月元禄二年一八九〇）
一一代吉治（徹山 寛文七年一六七〇年元禄十六年一七〇三）
一二代吉矩（瑞溪 元禄八年一六八八年八月宝曆元年五一）
江南市 金屋慶治氏寄託

三幅

江戸時代、財政難のため金銀貨等の現金の不足に悩んだ各藩は、幕府の許可を得て藩内だけに流通する紙幣を発行した。

これを藩札といい、ほとんどの藩が発行に踏切った。

福井藩では、全国的にも早い寛文元年（一六六一）、金屋

慶松を札元（元締として発行し（のち荒木・駒屋に代わる）、明治維新まで数十種類を流通させた。

⑨松平光通朱印状
寛文十二年（一六七二）三月日付 金屋七兵衛宛

一通

⑩借用証文類

(1)勝山藩銀子借用狀
寛永十九年（一六四二）正月十三日付 金屋七兵衛宛

(2)和歌山藩銀子借用狀（複製）
寛永九年（一六六九）三月付 金屋甚右衛門宛

(3)福井藩銀子借用狀
延宝五年（一六七七）極月付 慶松五右衛門・金屋七兵衛宛

三通

江南市 金屋慶治氏寄託
金屋家文書の『金屋氏履歴』によると、金屋家六代吉則は結城秀康入封前の天正十年（一五八二）、「諸質万物諸商売、凡一国郡村へ金貸付等」を家業として始めた。この「質」及び「金貸付」は、やがて越前一国から他国へも広げられ、さらに寛文九年（一六六九）一〇代吉広の時、諸藩用達所を設けて大名貸に発展するなど、金屋家の財政を支えた。

江南市 金屋慶治氏寄託

④木彫大黒天像

一軀

〔包紙〕 寛文十二年 寒江甚右衛門殿方ニ御渡候
上 子三月廿八日昼時分

〔包紙〕 越前守様御朱印頂戴仕候
〔金屋七兵衛〕

江南市 金屋慶治氏寄託
三点

金屋家の台所に奉斎されていたもので、年代は不詳。

⑤秤竿外商壳道具

江南市 金屋慶治氏寄託

〔百五拾間金屋七兵衛可
四方致支配之者、被レ免二除
諸役者也〕

〔寛文十二壬子
三月日
(松平光通)〕

〔永見志摩守奉之〕

山 口 家

江戸時代中期以降の福井城下を代表する商家。享保年中（一七六〇～三五）、初代彦四郎が南条郡湯尾駅付近から出て、福井城下の米町に居を構え、米穀商を開業したのにはじまる。安永・天明期（一七七二～八八）、三代小右衛門の頃に商売を大いに拡張し、安永八年（一七七九）九月には、福井藩から御米問屋役を命ぜられ、年間一万俵を取扱うまでになった。以後、幕末に至るまで、代々御米問屋役を勤めると共に、米町市場締役・御札所（藩札）元締役などを歴任し、福井を代表する商家として活躍した。

幕末維新时期の当主山口彦三郎は好学の士として知られ、飛騨高山の国学者で、本居宣長の門下である田中大秀に入門した。同門下には、笠原白翁・三崎玉雲などの医師や、歌人橋曜覧の名がみられる。

〔賀茂山内朱印地絵図〕 寛文十三年（一六七三）二月五日付 金屋七兵衛宛
〔江南市 金屋慶治氏寄託〕
〔朱印〕
〔金屋七兵衛宛〕
〔松平光通〕
〔朱印〕
〔寛文十二壬子
三月日
(朱印)〕

福井四代藩主松平光通の朱印状で、金屋七兵衛（一〇代吉広）に賀茂山（現在の足羽山の一部）の一角一五〇間四方を山屋敷として与え、諸役を免除したものである。

〔86 橋曜覧（尚事）贊〕
〔86 越前太守山口家御成之図 天保十五年十二月二十一日付 一幅〕

紙本着色 五九・八×八四・三

横須賀市 山口晴巳氏寄贈
東京都 石川絢子氏寄贈

天保十五年（一八四四）八月二十日、福井在城中の一六代

藩主松平春嶽（一七歳）は、城下廻り（城下視察）の途次、

不意に商家屋敷内の見学を希望し、山口家を訪問することとなつた。大藩の藩主が、城下を代表する富商とはいえ、市井の商家を予告なく訪ねることは、当時違例の大事件であった。山口家は、非常に驚歎するとともに、これを同家はじまつて以来の名誉とし、永くこの事件を記念し子孫に伝えるため、その情景を絵として、親交のあつた橋曜観に贊文を依頼したものである。

⑧7 山口家譜

一八・六×一四・六 一八・五×一四・一

横須賀市 山口晴巳氏寄贈

東京都 石川絢子氏寄贈

初代彦四郎が、享保年間に福井城下米町に一家を創設して以降、文久二年（一八六二）十二月二十一日に至る間の山口家の家史である。幕末安政年間（一八五四～九）頃からの編集・書継ぎと思われるが、江戸中期以後、新たに興隆した御用商人の史料として貴重である。

⑧8 「借用申銀子之事」の証文

年不詳辰六月付

一紙

横須賀市 山口晴巳氏寄贈

福井小山谷村の長百姓と庄屋二名が、連名で山口家より銀子を借用した際の証文である。

⑧9 狩野永岳筆 田中大秀肖像画

一幅

高山市郷土館蔵

幕末期の京都の画家狩野永岳の筆による田中大秀晩年の肖像画である。肖像の上部左右に菖蒲と茅を配しているのは大秀を邪気から守護し常に清新な国学者としての姿を表現しようとした作者の試みであろうか。

〔狩野永岳〕

幕末期に活躍した京都狩野派の画家で、はじめ堀内姓のち狩野永俊の養子となりその画風を継承した。永岳は狩野派の画風に四條風の筆意を用いて独自の画風を築いたことで知られる。慶応三年（一八六七）一月七八才で歿した。

⑨0 田中大秀筆 自詠和歌幅

紙本墨書 一〇四・五×二八・五

一幅

福井市 宮下己代治氏寄贈

笠とらでいざたちぬれむ桜花
にほふ零にたもとしむべく 大秀

〔田中大秀〕

大秀は飛驒高山の国学者で本居宣長の高弟として知られる。月満・湯津香木園または千種園・荏野翁と号し、弥兵衛と名乗つた。和歌を能くし飛驒歌壇の祖と仰がれる。著書も『土

佐日記解』・『蜻蛉紀行解』・『落窓物語解』・『養老養泉辨』・

『柿の一本』・『荏野集』など多數あつて特に中古文学の註釈研究では光彩を放つてゐる。越前では足羽神社境内に継体天皇碑を建立しその顕彰を行なつたことで知られるほか、橋曜覽をはじめとする多数の国学者・医師・歌人等を門下から輩出したことでも著名である。弘化四年（一八四七）九月十六日七二歳で歿した。

⑨由利公正筆　自詠和歌并詞書の幅

紙本墨書

二八・一×五〇・二

一幅

横須賀市　山口晴巳氏寄贈
東京都　石川絢子氏寄贈
明治三十四年（秋）山口主人來りて談時事にわたる　去りて後狼句有記して送も

雲軒

帆を支ふ船のる人のこころしれかゝる大事を風にまかせて

明治三十四年（一九〇一）福井の富商山口家の当主が、由利公正を訪ねた際、両名は、当時のできごとについて意見を交わした。公正はこの時の話題についてその所懐を和歌に託し山口氏と別れた後に認めて山口氏に送ったものと見られる。この時期公正は七二歳で、日本興業銀行期成同盟会会长の要職にあり、元福井藩の御用商人であつた山口家当主との会談

は、おそらくこの詞書や和歌にもつてその一端が知られるよう白熱した論議が交わされたものと推測され、極めて興味深い。

〔由利公正〕

文政十二年（一八二九）十一月十一日、福井毛矢町で、福井藩士三岡次郎大夫義和、幾久夫妻の子として生まれた。幼名義由、通称を石五郎といつた。嘉永四年（一八五一）二三歳の時、熊本から福井へ来た横井小楠の講義を聞き感激し、その教えを受けた。橋本左内とも親交があり、福井藩政の改革に努力した。

文久二年（一八六二）郡奉行に抜擢され、名を八郎と改めた。翌年横井小楠が解任された際、三岡八郎も幽閉蟄居を命ぜられた。その間慶応三年（一八六七）には坂本龍馬が来福し、三岡八郎と会見している。同十二月坂本龍馬の生前の進言により、新政府の参与に登用され、御用金穀取扱方となり、金札の発行など一年余にわたつて新政府の財政の危機を救い、翌年三月、五箇条御誓文の起草にあつた。間もなく明治と改元、名を公正と改めた。しかし金札の価値下落で流通の困難が起り、明治二年（一八六九）会計御用掛を辞任し福井へ戻り藩政に参画、明治三年、姓を由利と改めた。

明治四年東京府知事に任命され、翌年岩倉具視に随行し渡欧。外遊中明治五年十二月、府知事免官、明治八年（一八七五）元老院議官、明治二十三年（一八九〇）貴族院議員などを歴任し、明治四十二年（一九〇九）四月二十八日、八一歳で歿した。

⑩田中大秀越前関係門人名札

四四枚

飛驒高山の国学者田中大秀の門人名札で、入門に際して提

出したものである。越前関係の門人は、大野藩が最も多く三名。次いで福井藩の一六名。府中その他が三名となつてゐる。福井藩一六名の中には三崎玉雲（道生）・笠原白翁といつた医師を始め、代表的な門人では、歌人としても著名な橘曙覽（天保十五年八月入門）の名前が見られる。福井藩御米問屋役であつた山口家の当主従彦は天保十五年五月に入門しており、福井門人中最初である。名札に使用された短冊は、和歌短冊と同様のもので紙質・色模様とも多岐に及んでゐる。短冊の表に住所・氏名を書き、裏には入門年月日等を記しているものが多い。

好学の商家たる山口家の特質と当主の国学系譜上の位置付けが明確にされる史料である。

医家

栗崎家

わが国の外科医術は、応仁年間（一四六七～六八）以降各地に戦乱が相次ぐ中で、戦傷者の手当を専門とする金瘡外科として発達したが、室町時代の終り、鉄砲・キリスト教伝来と共に西洋の医術が移入され、それまでの金瘡外科よりはるかに優れた南蛮外科がその主流を占めるに至った。

南蛮外科は、金瘡医が用いなかつた傷口の縫合や蒸留酒による瘡傷面の洗滌・消毒など、その優秀性が高く評価されて広まり、キリシタン禁令後も栗崎流・忠庵流などの諸流によつて命脈を保ちつつ、やがてオランダ外科の導入とともに発展的解消をとげた。

中でも、南蛮帰りと称する栗崎道喜を祖とする栗崎家は、安土・桃山期から江戸の初期を代表する南蛮外科医として知られ、その子孫が長崎・江戸・熊本・越前・平戸などの各地に学統を伸長し、幕府の医官や各藩の藩医として活躍した。越前には、二代栗崎道喜（正勝）が、福井四代藩主松平光通に招かれてその医官となり、のち平戸に帰るにあたつて、高弟道察に娘を配して福井に留まらせ、これが越前栗崎家の祖となつた。従つて、越前では近世初期以来、わが国一級の南蛮外科が行われたのである。

(44) 栗崎道喜（正勝）筆 「家流金瘡秘伝書」 貞享四年（一六八七）三月付 福井市 栗崎道夫氏寄託 一冊

(45) 「阿蘭陀口和書」 福井市 栗崎道夫氏寄託 一級
阿蘭陀口和書は、江戸時代前期から中期初頭頃、蘭医学の研究・修得上の必要から作られた基本的蘭語辞書である。栗崎家にはその五種が伝來し、わが国に於ける蘭医学の研究と受容の実態を考究する上で興味深い。

(46) 栗崎道悦（正幸）筆 「南蛮流金瘡書」 福井市 栗崎道夫氏寄託 一級

(47) 栗崎道喜（正勝）筆 「金瘡外科一流赦免狀」 寛文六年（一六六六）三月付 寺野八兵衛宛 一卷
寛文六年（一六六六）三月付 寺野八兵衛宛 一卷

(43) 栗崎道喜（正勝）筆 「南蛮流金瘡口伝目録」 貞享四年（一六八七）三月付 栗崎道察宛 一卷

福井市 栗崎道夫氏寄託
二代道喜（正勝）が門人寺野八兵衛に授けた一流皆伝の免許状で、一族が連名で同意承認の判を加えている。

寛文六年といえど、正勝が福井四代藩主松平光通の侍医として召抱えられた年であり、恐らく福井へ出立するにあたり、長崎に於いて年来の門人寺野へ印可を受けたものと思われる。

⑧栗崎道喜（正勝）筆 「金瘡師語録全書」

一冊

寛文六年（一六六六）三月付 寺野八兵衛宛

福井市 栗崎道夫氏寄託

⑦に添えて伝授された栗崎流秘伝書である。『金瘡生死ノ見分ノ事』、『金瘡療治仕懸之事』、『頭・面ノ疵』など、九項目に亘つてその療法治を解説しており、全国に学統を伸長し始める初期の伝書として興味深い。

⑨越前栗崎家伝来 南蛮流医具類

福井市 栗崎道夫氏寄託

七点

⑩笠原白翁所用 木製堆朱暗箱形写真機

江戸時代末期 三三×二〇×二四

一台

東京都 笠原健雄氏寄贈

わが国種痘史上の先覚者として著名な蘭方医笠原白翁が、幕末期より所持したガラス乾板使用暗箱式の写真機である。笠原家の伝によれば、文久三年（一八六三）白翁が美濃の写真師より買受け、福井城下浜町（今の中川三丁目付近）で希望者の撮影に応じたものという。わが国営業写真師の開祖下岡蓮杖が、横浜で最初の写真館を開業したのが文久二年のことであつたから、白翁の写真術習得も極めてはやい時期に属することが知られる。

笠 原 家

わが国種痘史上の功労者として知られる笠原白翁が出た笠原家は、代々足羽郡深見村の農家であったが、白翁の父龍斎（天明元年生）が医術に志して江戸に出、神代一策の門下となり医学修業に励んだ。

帰郷後深見村で町医として診療を開始したが、文政元年（一八一八）福井城下に移住した。その子白翁は家業を継ぐため

⑪笠原白翁所用 種痘針及蓄苗用硝子器

三柄三組 東京都 笠原健雄氏寄贈

種痘針は種痘用のメスのことで、鼈甲製の柄が付いた折畳み式の小刀である。現存の針は、大小三種で総長一〇・二厘米、九・九厘、八・五厘である。製造者は京都の外科道具師安則なる人物と推測される（「白神用往来留」第七、嘉永五年正月

同六年一六歳にして福井藩医学所「済世館」に入學を許可され漢医学を修業したが、五ヶ年の後江戸の磯野公道の塾に入り、古医方を更に三ヶ年間学んでいる。

帰福後の白翁は町医の傍蘭方に転じ、種痘普及活動に尽力した。やがて藩に召し出されて、種痘所学監、藩医学所の助教役等を歴任した。笠原家文書は、これら白翁の種痘関係記録を中心とした三百余点の史料群である。

廿二日条書翰による)。

蓄苗用硝子器は、白翁が桐山元沖と協力して製作したもので、弘化三年以降のものである。構造は上板と下板よりなり、下板中央に半球状のくぼみがある。白翁はこれを清国に送り痘瘡を密封して痘苗を取寄せようと計画した。

⑩笠原白翁筆『戰競錄』第五卷

一冊

和横帳

二三・五×一五・九

東京都 笠原健雄氏寄贈

白翁常備の日記帳で、嘉永二年九月十五日から同六年六月頃までの断片的な記事がみられるが、嘉永二年の記事は書中最も詳細で逐日記録されている、中でも京都で痘苗を入手した白翁が四十数日の京都滞在中に大阪の緒方洪庵へも分苗して痘苗永続の目度をつけ、やがて豪雪の柄木峠を踏破して福井へ伝苗する際の記事などは、極めて興味深いものがある。

⑪『扶氏経験遺訓』写本

四冊

東京都 笠原健雄氏寄贈

十九世紀初頭のドイツを代表する名医フーフエランド(一

七六四～一八三六)の著書で、フーフエランド五十年の医学経験をまとめたものである。各国語に訳され多くの版を重ねて、わが国にもオランダ語本が伝来したが、安政四年(一八五七)に緒方洪庵の訳本が出版されるまで、きわめて入手困難な貴重本であった。

本書は、大阪緒方洪庵の適塾生であつた山本清仲が、嘉永四年(一八五二)六月から同六年四月までかけて筆写したも

⑫種痘診療簿

一綴

二五・一×三一・四(見開き)

東京都 笠原健雄氏寄贈

白翁等種痘医が、被接種者一人一人について作成した診療簿とでもいべき書類で、一名づつ縦二二・五センチ、横四・八センチの短冊形用紙に記録したものを、別の料紙に表裏六枚づつ並べて貼りつけてある。一人一枚づつの短冊形用紙には、あらかじめ必要項目が木版で印刷してあって、被接種者の住所・名・年令・感應の良否などを記録するようになっている。現存する八九名分は、いずれも鮎川・大丹生・小丹生・蒲生といった越前海岸沿いの村々でのものであるが、接種時期については記録がなく不明である。

⑬笠原白翁筆 山水画下絵

一幅

紙本着色 一二〇・六×五七・七

東京都 笠原健雄氏寄贈

種痘医として著名な白翁の多才さの一端を垣間見得る史料として貴重である。

⑭笠原白翁筆「たどえわれ云々」の自詠和歌短冊

一枚

ので、清仲が笠原白翁の養子健蔵の依頼で写した旨の奥書きある。しかし、実際には嘉永四年春頃、笠原白翁が適塾在学中の橋本景岳に依頼し、景岳の人選によつて、山本清仲が筆を起したものである。翻訳本に頼らず、自ら原書によつて研究しようとした白翁の学問態度を、よくもの語るものである。

東京都 筧原健雄氏寄贈

たとえわれいのちしづとも死ましき
人はしなさぬ道ひらきせむ 良（白翁）

この詠歌は、白翁が藩命により嘉永二年（一八四九）九月三十日に長崎へ痘苗入手を目的として旅立った際の作品と見られるが、この時の歌は下句が、「人を活かす道ひらきせむ」と作り、本短冊とは異動がある。このことから、本短冊は後日白翁が改作清書したものと思われる。いずれにしても大業をなさんとする白翁の誠実な医者としての自覚と責任が、非常な気迫となつて伝わつてくる。

⑩ 筧原白翁筆 『白神用往来留』 第二～第九

二三・五×一五・九

八冊

東京都 筧原健雄氏寄贈

笠原白翁の筆録した種痘普及活動に関する書簡等の集成である。現在本は八冊で第一巻を欠いている。記録は嘉永二年（一八四九）正月二十九日より安政六年（一八五九）六月十二日に至る間のものである。白神とはフテン語の「ハクシ」ネに漢字をあてたもので、また白神とは牛痘を意味する。

本書は白翁を中心とした福井藩種痘活動の第一級史料であり、「笠原文書」中の核的存在である。

⑪ 京阪地方種痘伝播書類 付 東都伝達記録

一卷

東京都 筧原健雄氏寄贈

(1) 左中将醍醐忠順家諸太夫高津宮内大丞・奥田左京権亮連名書状 日野鼎哉・同桂洲宛 嘉永二年十一月十八日付。

(2) 「除痘所相構候ニ付、内々御池屋敷与力中へ被差出候口上書之写」 日野鼎哉・同桂洲・門人惣代桐山元中連名 加納繁三郎宛 嘉永二年十月 四紙

(3) 皇都新町三条上町頭町除痘館班列。 二紙

(4) 筧原白翁分苗証書 大坂除痘館日野葛民・緒方洪庵宛 嘉永二年十一月七日付。 一通

(5) 日野葛民・緒方洪庵書狀 筧原白翁宛 嘉永二年十一月十五日付。 一通

(6) 大坂除痘館之記 「万延元年庚申十月尼崎下除痘館創成之日緒方洪庵謹録之」 四紙

(7) 「種痘ニ付御触渡御願」 大坂堂嶋中三丁目医師山田金江・年寄河内屋彦兵衛連名 御奉行宛 安政五年三月廿七日付。 二紙

(8) 牛痘伝來記 「嘉永己酉季（二）冬下浣 南陽半井保記」 五紙

白翁が藩命で入手した牛痘苗は、国許福井へもたらされる前に、絶苗に備えての「為蕃殖」との名目で、京・大坂で分苗され、江戸福井藩邸へも急送された。本史料はその間の関連史料右記八件を、一巻に表装したもので、『笠原家文書』をはじめて世に紹介した白翁の曾孫笠原健一氏が整理したものと思われる。

刀工

下坂家

下坂家は、室町時代末頃、近江国（滋賀県）坂田郡下坂に起つた刀工である。越前下坂家初代康継は、文禄・慶長の頃越前に移住したという。慶長五年（一六〇〇）結城秀康の

越前移封の後、松平家の抱え工となつた。

同十二年頃、徳川家康・秀忠に召し出され、家康から「康」

の字を賜つて、名を康継と改めた。康継の嫡子康悦は、二代康継として将軍家と越前松平家双方に仕え、秀忠から江戸居住を命じられて神田紺屋町に屋敷を構えている。

しかし、康悦没後の正保三年（一六四六）跡目問題が生じ、康悦の嫡子右馬助が将軍家に召し出されて江戸下坂家当主となり、康悦の弟にあたる四郎右衛門が越前下坂家を継いた。

下坂家文書二九点中には、二家分立に関する史料が含まれている。

⑩松平光通筆古歌短冊

一枚

個人蔵

⑪永見吉次・泊孝澄・酒井重成連署状
(正保三年) 八月十一日付

一通

個人蔵

福井四代藩主松平光通筆として下坂家に伝来した古歌短冊である。おそらく下坂家の当代当主が持領したものであろう。和歌は藤原良経の「秋日詠百首応製和歌」のうちの一首とみられるが、初句の「きりぎりす」を本短冊では「ほととぎす」に作っているなど異同がある。

⑫酒井重成書状
(正保三年) 八月十一日付 本多五郎右衛門宛
個人蔵

一通

⑬五鉄之鍛書
二三・九×一八・四

一冊

個人蔵

越前下坂家に伝来した口伝書で、刀剣の素材となる鉄の独特な鍛え方を記したものである。

⑭阿部四郎五郎正之書状
(正保三年) 七月二十九日付 本多五郎右衛門宛

一通

個人蔵

二代下坂康継（康悦）は将軍家と越前松平家双方に仕えた。しかし正保三年（一六四六）康悦歿後嫡子右馬助が若年であつたので、その跡目をめぐり康悦の実弟四郎右衛門との間に相続問題を生じてしまつた。そこで旗本阿部四郎五郎の周旋によつて下坂家は二家に分立することになった。このうち越前下坂家は四郎右衛門が康悦の扶持をそのまま継承し、名を市左衛門と改めて幕末まで一代続く同家の祖となつてゐる。本書状以下⑮⑯の書状はいずれもこれら下坂家分立に関する書状である。

(11) 刀（無銘）

長八一・五

一口

芦屋市 横井和子氏寄託

文久元年（一八六一）四月、江戸に上つて靈岸鳴邸幽居中の松平春嶽に進講した横井小楠が、江戸を去るに当つて春嶽より拝領した刀。鞘上に、小楠の筆で左の由緒が記されている。

中納言秀康卿越前御入部之年、御家老永見右衛門尉に壹万石之御加増御礼として代々相伝之刀を奉獻す。宰相忠昌卿之御差料と成り御代々御相伝、文久元年八月十五日春嶽老公由來を述べ給て、御手から給りしもの也。

小楠謹識

なお本刀は無銘であるが、初代康継の作と考えられる。

調査協力および写真提供（順不同・敬称略）

名古屋市蓬左文庫	山県 昭彦
雲峰寺	竹下 弘
甲府市役所（市史編さん担当）	磯貝 正義
山梨県立図書館	堀之内 泉
塩山市教育委員会	
天澤寺	
鳳来町立長篠城趾史跡保存館	
医王寺民俗資料館	
高山市郷土館	
水無神社	
茨城県史編さん室	
結城市教育委員会	
福井市史編さん室	

松平千秋	稻葉光雄	小堀博道	山川雅史	山川きく	小林健寿郎	内田九州男	宮崎隆	岡田芳幸	植松康幸	野中清隆	小林張	清水琢道	山本彦道	堀之内道	竹下昭彦
------	------	------	------	------	-------	-------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	------

撮影担当者	北嶋
解説担当者	北嶋
解説集	北嶋
"	計
足立尚計	西村英一
計	之

市制一〇〇周年記念図録

史料が語る先人のあゆみ

—近世諸家の歴史をたずねて—

編　　発行　　平成二年三月

集　　福井市立郷土歴史博物館

〒910 福井市足羽一丁目八番一六号
電話(0776)351-1845

印 刷 河和田屋印刷株式会社